

令和2年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和2年第3回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 9月11日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎報告第82号から議案第97号まで一括上程、説明	5
◎陳情の委員会付託	18
◎散会の宣告	18

第2日 9月16日(水)

◎議事日程	19
◎本日の会議に付した事件	19
◎出席議員	19
◎欠席議員	19
◎説明のための出席者	19
◎事務局職員出席者	20
◎開議の宣告	21
◎議事日程の報告	21
◎一般質問	21
楠 正次 議員	21

渡部訓正議員	35
馬場浩議員	51
湯田哲議員	65
室井英雄議員	85
◎散会の宣告	100

第3日 9月17日(木)

◎議事日程	101
◎本日の会議に付した事件	101
◎出席議員	101
◎欠席議員	101
◎説明のための出席者	101
◎事務局職員出席者	102
◎開議の宣告	103
◎議事日程の報告	103
◎一般質問	103
大桃英樹議員	103
五十嵐芳道議員	124
丸山陽子議員	142
川島進議員	150
湯田芳博議員	158
◎散会の宣告	175

第4日 9月18日(金)

◎議事日程	177
◎本日の会議に付した事件	178
◎出席議員	178
◎欠席議員	178
◎説明のための出席者	178
◎事務局職員出席者	179

◎開議の宣告	180
◎議事日程の報告	180
◎議案第82号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の 公営に関する条例の質疑、討論、採決	180
◎議案第83号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	182
◎議案第84号 南会津町林業研修センター条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	182
◎議案第85号 工事請負契約について（御蔵入交流館舞台照明設備改修工事） の質疑、討論、採決	183
◎議案第86号 物品購入契約について（学習用情報機器購入）の質疑、討論、 採決	184
◎議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町さゆり荘） の質疑、討論、採決	186
◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、 採決	187
◎報告第6号 令和元年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績 に関する報告について	187
◎報告第7号 債権放棄の報告についての質疑	188
◎議案第88号 令和元年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての 質疑、討論、採決	188
◎議案第89号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 についての質疑、討論、採決	207
◎議案第90号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定についての質疑、討論、採決	208
◎議案第91号 令和元年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついての質疑、討論、採決	208
◎議案第92号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定についての質疑、討論、採決	209
◎議案第93号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の	

	認定についての質疑、討論、採決……………	209
◎議案第94号	令和元年度南会津町水道事業会計決算の認定についての質疑、 討論、採決……………	211
◎議案第95号	令和2年度南会津町一般会計補正予算（第5号）の質疑、討 論、採決……………	211
◎議案第96号	令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）の 質疑、討論、採決……………	225
◎議案第97号	令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑、 討論、採決……………	226
◎令和2年陳情第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につ いての委員長報告、質疑、討論、採決……………	227
◎日程の追加……………		228
◎委員会提出議案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい ての上程、質疑、討論、採決……………	229
◎委員会提出議案第5号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 の提出についての上程、質疑、討論、採決……………	230
◎委員会提出議案第6号	特別支援教育の充実を求める意見書の提出について の上程、質疑、討論、採決……………	232
◎議員派遣の件について……………		234
◎閉会中の継続調査について……………		234
◎閉会の宣告……………		234
◎署名議員……………		237

令和2年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和2年9月11日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第82号から議案第97号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 陳情の委員会付託

令和2年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和2年第3回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、川島進君及び12番、山内政君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月18日までの8日間とし、明12日から15日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの8日間とし、明12日から15日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和2年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、6月22日に招集された令和2年第3回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会、8月21日に招集された令和2年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和2年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認、可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和2年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告をしておきます。

次に、本町関係法人等に係る令和元年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原リゾート株式会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、医療法人社団仁嘉会、以上の7法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及びみなみやま観光株式会社の経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりです。

また、産業建設委員長、総務委員長から、委員会調査報告書が提出されており、その概要に

については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和2年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎議案第82号から議案第97号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第82号から議案第97号まで一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和2年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、去る8月23日、渡部恒三元衆議院副議長がお亡くなりになりました。旧田島町に生まれ、国政において多大な功績を残され、偉大な政治家として活躍されましたことは、南会津町民にとって誇りでありました。生涯、会津を愛し、ふるさと南会津町のためにご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げます。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、町の取組状況についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の命を守る感染防止対策、さらには町民の生活を守る経済対策について、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

町として緊急経済対策など早期に取組が必要な事項につきましては、既に臨時議会等で予算化を図り執行させていただいておりますが、新たな町の取組につきまして、今定例会へ補正予算として提案させていただきました。

先月には、会津地方においても感染者が出るなど、この新型コロナウイルスとの戦いは一刻の猶予も許されない状況になっております。これまで同様、長期化するものと覚悟をいたしまして、刻々と変化する状況の中で、迅速かつ的確な対応が図られるよう、対応に万全を期して

まいります。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第82号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴うもので、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため選挙運動費用の公費による負担を定めるものであります。

具体的には、選挙運動用自動車の借り上げ、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成費用を公費負担とするものであります。

次に、議案第83号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、永田農村公園について国土調査により土地の合筆をしたことに伴い、地番表記の変更を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第84号 南会津町林業研修センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、永田林業研修センターの位置に関し、国土調査により土地の合筆をしたことに伴い、地番表記の変更を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第85号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、御蔵入交流館舞台照明設備改修工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。本工事の概要は、老朽化が進んでいる御蔵入交流館の舞台照明の改修工事でありまして、同様の工事实績のある工事業者と町内業者で構成する特定建設工事共同企業体3社を指名し、去る8月27日に指名競争入札を執行した結果、請負金額2億6,224万円で丸茂・和泉・会津ガス特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。なお、工事期間は、令和3年3月19日までを予定しています。

次に、議案第86号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、学習用情報機器を購入する物品購入契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものです。

購入物品としては、学習用情報機器790台を購入するもので、7社を指名し、去る9月2日に指名競争入札を実施した結果、富士ゼロックス福島株式会社が4,905万4,346円で落札いたし

ましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。なお、納入期間は、令和3年3月22日を予定しています。

次に、議案第87号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町さゆり荘について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定し、指定管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年10月1日から人権擁護委員として尽力されている角田厚氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となることから、再任のため人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものです。

角田氏は、人物、識見ともに優れ、豊富な行政経験を有するとともに、広く社会に精通されていることから人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は令和3年1月1日からの3年間となる予定であります。

次に、報告第6号 令和元年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第88号以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、令和元年度事務報告並びに主要な施策の成果、令和元年度決算概要を配付しておりますので、決算書と併せてご覧くださいようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

次に、報告第7号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、南会津町債権管理条例第14条第1号及び第3号の規定により、債権放棄を行った水道料金696万5,329円について、同条例第15条の規定により報告するものであります。

次に、議案第88号 令和元年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和元年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、「未来を見据えた地域活力の向上と持続可能なまちづくりを目指して」をスローガンに掲げ、第2次南会津町総合振興計画に掲げる「働く環境の充実と町民所得の向上」「福祉と子育て環境の充実」「地域力の向上」「未来を拓く行政経営」を重点施策と掲げ、予算編成を行いました。

その結果、一般会計当初予算額は前年度比2.0%増の128億3,400万円で、その後、8回の補正を行った結果、最終予算総額は、前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて145億3,997万

1,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で136億2,362万2,000円、歳出総額は131億824万7,000円で、歳入に関しては前年度比1.3%減、歳出に関しては1.5%の減となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は5億1,537万5,000円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億848万3,000円を除いた実質収支額は4億689万2,000円で、前年度比0.2%の減となりました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率が、少雪により除雪関連経費が減少となったことで、経常経費としての維持補修費が減少した影響が大きく、前年度から2.3%減少し、88.5%と一時的に改善しましたが、災害などの臨時的財政需要に対して迅速かつ柔軟に対応をするためにも、財政構造の弾力性が重要となってくることから、さらなる改善に努めなければなりません。

実質公債費比率においては、3か年平均の比率で、前年度より0.1%増の5.3%となりましたが、中長期的な視点で地方債の計画的な活用が図られていると判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の5ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下となっております。

このように、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、科目別に主な内容をご説明いたします。

歳入面においては、まず町税でございますが、現年度分の固定資産税と入湯税は減少したものの、町民税、軽自動車税等が増となり、全体として対前年度比0.6%の増となりました。その他、新たに交付された幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金により地方特例交付金が前年度比561.4%の増、さゆり荘建設事業や小中学校空調設備設置事業、台風19号に伴う災害復旧事業などの国及び県支出金が合わせて前年度比16.7%の増、町債が前年度比4.9%増となりましたが、歳入の47.0%を占める地方交付税が0.6%の減となったほか、平成30年度に実施した会津高原リゾート株式会社建物等取得事業やふるさとづくり基金出資金返還の影響により、財産収入が前年度比77.9%の減、繰入金が前年度比30.2%と大幅に減となったことから、歳入全体が減少となりました。

歳出につきましては、投資的経費のうち、普通建設事業費が、さゆり荘建設事業や小中学校空調設備設置事業といった大規模事業を実施したものの、前年度の普通建設事業費を下回ったため、5.6%の減となりましたが、令和元年10月台風第19号の発生の伴い、災害復旧費が75.4%の増となったことから、投資的経費全体で前年度比0.3%の増となりました。

また、義務的経費及びその他の経費については、物件費が少雪対策として実施した町内4スキー場への指定管理料交付などにより11.7%増となったものの、維持補修費が少雪に伴う除雪関連経費の減少により、33.4%の減、消防署新庁舎建設事業の地方債償還に伴う減債基金積立が終了したことにより、積立金が26.5%の減、公債費が0.9%減となったことから、全体的には義務的経費は1.4%、その他の経費は2.4%の減となりました。

このように、令和元年度決算は、数値はおおむね良好な決算状況となりましたが、今後の課題として、歳入面では普通交付税の合併算定替え激変緩和期間終了に伴う交付税減少への対応、歳出面では同時期に建設された公共施設の老朽化対策などが挙げられます。

本町は、依然として地方交付税をはじめとする依存財源の割合が高いため、国の地方財政対策の動向を注視することはもちろん、地域経済に与える影響に十分配慮した上で、選択と集中による事務事業の見直しや公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の最適化を図るために、限りある財源を効果的・効率的に活用し、さらなる財政基盤の強化に努めてまいります。

次に、議案第89号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額18億3,323万7,000円となり、対前年度比2.6%の増、歳出総額は17億4,572万4,000円で、対前年度比1.6%の減となり、歳入歳出差引額8,751万3,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。歳入が増、歳出が減となりました主な要因としましては、歳入については県支出金の保険給付費等特別交付金の大幅な増加、歳出については、国民健康保険事業費納付金が大幅に減額となったことが挙げられます。

医療技術の進歩に伴い、高度な治療、新薬の服薬等が可能となったことが影響し、1件当たりの医療費が高額になってきていることから、今後も保健事業や医療費適正化事業等を推進し、安定した財政運営につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第90号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,651万8,000円、歳出総額2億1,421万7,000円で、歳入歳出差引額230万1,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。

歳入歳出とも前年度より減額となりましたが、その主な要因としまして、歳入については事務事業の減少により、国庫支出金が減少したもので、歳出については福島県後期高齢者医療広域連合納付金は前年度と同水準だったものの、事務事業委託料等の経費が減少したことが挙げ

られます。

今後も、福島県後期高齢者医療広域連合及び本町の各種事業と連携しながら、適正医療に努めてまいりたいと考えています。

次に、議案第91号 令和元年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億2,312万8,000円、歳出総額23億496万1,000円で、歳入歳出差引額1,816万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。対前年では、歳出において保険給付費が3.8%、7,410万9,000円の増となっているものの、第7期介護保険事業計画で設定した見込みの範囲内で推移しております。

今後、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年に向かい、増加していく保険給付費に対して、その財源となる保険料の徴収強化と介護予防事業の推進による歳出抑制に努めていきたいと考えております。

次に、議案第92号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億4,764万4,000円、歳出総額1億4,089万8,000円で、歳入歳出差引額674万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計予算は、主に町内合わせて9施設の維持管理経費であります。今後も引き続き、計画的な施設修繕を行いながら、適正な維持管理業務に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第93号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億9,243万9,000円、歳出総額3億3,366万円で、歳入歳出差引額5,877万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水道事業計画区域内未整備地区の解消に向けて、田島地域では新町、大町地区、南郷地域では界、木伏地区において下水管理設工事を実施しました。

次に、議案第94号 令和元年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

施設整備につきましては、平成28年度策定した南会津町水道事業経営戦略に基づき、給配水管の布設及び水源の造成を計画的に行うとともに、災害復旧事業を実施し、水資源の確保と安全で安定した水道水の供給に努めました。

経営状況のうち、事業の営業活動を表す収益的収入 5 億9,151万6,000円に対し、収益的支出は 5 億5,346万円で、差引き3,805万6,000円となり、消費税を除いた損益勘定による純利益は 1,705万9,000円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的収支は、収入で 3 億398万円、支出が 4 億9,941万9,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億9,543万9,000円につきましては、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で補填しました。今後も、安全で安定した水道水を供給するため、経営の効率化・健全化を行い、将来を展望した事業運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6 月定例会で報告申し上げましたとおり、強い農業・担い手づくり総合支援事業、担い手確保・経営強化支援事業、農地農作条件改善事業、農山漁村地域整備交付金事業、観光誘客宿泊等助成事業、さゆり荘建設事業、社会資本整備総合交付金事業、土地区画整理事業及び農地農業用施設、林業用施設、公共土木施設の各災害復旧事業など、一般会計12事業について、繰越明許の予算措置を行っております。

また、水道事業会計においては、桧沢川災害復旧助成事業について、令和 2 年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第95号 令和 2 年度南会津町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 8 億8,156万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ162億8,254万4,000円とするものであり、主な内容としましては、歳入予算における本年度の普通交付税や前年度からの繰越金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加のほか、歳出予算における各種事務事業の追加や変更、さらには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、新たに実施する事業費を計上し、補正するものであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第10款地方特例交付金は、自動車税減収補填交付金の決定により344万7,000円の追加であります。

第11款地方交付税は、普通交付税の決定により 1 億5,605万6,000円の追加補正であります。

本年度の普通交付税の決定額は58億4,805万6,000円で、対前年度比1.09%、6,318万5,000円の増となりました。

第13款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金の追加であります。

第14款使用料及び手数料は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために閉園した、ひめさゆり群生地入場料の減額であります。

第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億9,569万6,000円を追加するほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金やGIGAスクールサポーター設置事業補助金の追加など、総体では4億880万8,000円の追加補正となりました。

第16款県支出金は、河川環境保全事業委託金を減額する一方、過年度分障がい者入所給付費等負担金を追加するなど、総体では35万3,000円の追加補正であります。

第17款財産収入は、会津高原リゾート株式会社並びに会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社の出資金返還金収入3,765万3,000円を計上するほか、除雪機械等売払い収入を追加補正するものであります。

第18款寄附金は、明治安田生命保険相互会社より、新型コロナウイルス感染症対策として寄附のあった20万2,000円を計上するものであります。

第19款繰入金は、充当事業の中止に伴い、地域づくり振興基金繰入金を減額する一方、決算に伴う介護保険特別会計繰入金や事業実施に伴い、公共施設等整備基金繰入金、温泉施設整備基金繰入金を追加するもので、総体では763万6,000円の追加補正となりました。

第20款繰越金は、令和元年度決算に基づき、2億689万2,000円の追加補正となりました。

第21款諸収入は、建物共済保険金収入を追加するなど、138万7,000円の追加補正であります。

第22款町債は、第3セクター支援事業として、合併特例事業債を追加するほか、緊急自然災害防止対策事業債を追加する一方、公共交通対策に係る事業費が特別交付税措置されることに伴い、過疎対策事業債を減額し、総体で5,740万円の追加となりました。

続いて、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、総体で1億5,649万円を追加補正するものであります。

主な内容としましては、イベントの中止に伴う委託料や補助金を減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する公共施設等管理運営支援金、ウェブ会議用備品購入費、会津・野岩鉄道運行維持支援事業費負担金を新たに計上するほか、財政調整基金への決算剰余積立金や戸籍・住基システム改修業務委託料を計上するものであります。

第3款民生費は、中止となったこどもまつり事業経費を減額する一方、障がい者自立支援給付費国県負担金過年度精算返還金や田部原・南郷保育所の工事請負費を計上するもので、総体では1,545万1,000円の追加補正となりました。

第4款衛生費は、中学生以下及び65歳以上のインフルエンザ予防接種に係る助成額を2,000

円から2,500円に増額することに伴う追加や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する伊南・南郷地域の医療施設の改修工事費を新たに計上するほか、排水対策給付金を追加補正するもので、総体では3,865万8,000円を追加補正するものであります。

第5款労働費は、企業ガイドブック作成事業の内容変更に伴う印刷製本費の減額で、第6款農林水産業費は、総体で5,339万4,000円を追加補正するものであります。

主な内容としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、農業保険加入促進事業支援交付金を新たに計上するほか、緊急自然災害防止対策事業として実施する農業水利及び林道の防災工事費請負費等を計上するものです。

第7款商工費は、3億8,640万9,000円を追加補正するものであります。

主な内容としては、イベント等の中止により補助金を減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する観光施設運営特別支援金や南会津に泊まって応援キャンペーン事業補助金などを新たに計上するとともに、第3セクター支援事業として、株式会社みなみあいつに対する出資金やスキー場、温泉施設等の観光施設に係る工事請負費や備品購入費を追加計上するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業の予算組替えを行うほか、河川環境保全事業委託料を減額する一方、道路橋梁維持費における修繕料等を追加するもので、総体で866万7,000円を追加計上するものであります。

第9款消防費は、非常備消防費における消防関連会議費等負担金を減額する一方、消防ホース乾燥柱設置等工事請負費の計上など、総体では112万3,000円の追加補正を行うものであります。

第10款教育費は、競技大会中止に伴い委託料、補助金を減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施する小中学校校舎網戸設置工事請負費やGIGAスクールサポーター配置事業委託料等を計上するほか、社会教育施設の修繕料等を計上するもので、総体では3,826万1,000円を計上するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で、1億8,339万6,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第96号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,839万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

23億49万2,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、地域支援事業交付金過年度精算金を計上するとともに、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、介護給付費国県負担金等過年度精算返還金や介護給付費準備基金積立金を計上するものであります。

次に、議案第97号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、資本的収入を1,586万円減額し、収入の予定額を3億4,851万8,000円とし、資本的支出を1,562万7,000円減額し、支出の予定額を5億4,794万3,000円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は、補助採択要件の変更に伴い国庫補助金の減額をする一方、補償金を追加するものであり、支出は、工事発注実績及び今後の見込みにより、建設改良費を減額するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案16件、報告2件、諮問1件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第88号から議案第94号までの令和元年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

木下光廣代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 代表監査委員の木下光廣です。

令和元年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、令和元年度南会津町水道事業会計決算、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、令和2年7月6日から7月14日までの実質7日にわたり、渡部弘明監査委員、湯田良一監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された令和元年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び令和元年度南会津町水道事業会計決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認と併せて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況は適正なものと認められましたので、ここにご報告をさせていただきます。

以下、千円単位で申し上げますが、一般会計の決算状況は、歳入決算額136億2,362万2,000円、歳出決算額131億824万7,000円、この歳入歳出差引額5億1,537万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億848万3,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は4億689万2,000円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額49億1,296万6,000円、歳出決算額47億3,946万円、歳入歳出差引額1億7,350万6,000円が実質収支額となっております。

次に、町税の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の未納額は1億5,333万円となり、前年度と比較しますと1,198万円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億2,125万3,000円となり、前年度と比較しますと766万8,000円増加しました。平成29年度まで、6年連続の減少となっておりますが、平成30年度から2年連続で増加いたしております。

後期高齢者医療保険料の未納額は630万9,000円となり、前年度と比較しますと231万1,000円の増加、率にして57.8%と大幅に増えました。

介護保険料の未納額は1,473万9,000円となり、前年度と比較しますと71万8,000円の増加となっております。

一方、使用料の未納額は、保育料が前年度の比較で45万円の減少で、10年連続の減少、町営住宅使用料は前年度の比較で168万4,000円の減少で、5年連続の減少となっております。

なお、現年度分については、3年連続で徴収率は100%を達成しております。担当者の努力と滞納対策の取組の成果が表れたものと評価しております。

下水道使用料は前年との比較で249万2,000円増加、水道使用料は前年度との比較で5万1,000円増加しており、使用料全体では1億3,246万円となり、前年度と比較しますと39万9,000円の増加となっております。

この町税、使用料等を合計した一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は4億2,809万2,000円となり、前年度と比較しますと2,307万6,000円の増加となっております。今後も、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力する

必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応を取りながら、支払い能力の範囲内と認められながら、その義務を果たさない滞納者に対しては、公平公正を期するため、断固とした態度で臨むべきであり、行政への信頼にも関わる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、町債についてであります。一般会計の平成30年度末地方債現在高は157億3,337万1,000円でありましたが、令和元年度末では159億7,794万6,000円と2億4,457万5,000円増加しました。

特別会計の平成30年度末地方債現在高は、25億7,775万8,000円でありましたが、令和元年度末では、23億9,185万円と、1億8,590万8,000円減少しました。

実質公債費比率は、3年間の平均値で5.3%となり、前年度より0.1%増加しました。単年度の実質公債費比率を見ると、平成29年度5.6%、平成30年度5.0%、令和元年度5.4%となっております。単年度比較で令和元年度は前年度より0.4%増加しましたが、早期健全化基準である25.0%と比較しても低位で推移しており、財政の弾力性は保たれております。今後もコスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和元年度の経営成績については、水道事業収益5億9,151万6,000円、事業費用5億5,346万円で、当期純利益は1,706万円となっております。財政状態は、流動化率が平成30年度120.3%、令和元年度が120.6%で推移しており、資金繰りも特に懸念はありません。また、企業債残高は33億465万3,000円となっておりますが、収益化可能な長期前受金19億4,200万円を確保し、令和元年度同様に、減価償却費3億4,744万3,000円を計上しながら最終利益を計上できれば、今後の償還力に大きな懸念はありません。

今後も、平成28年度に策定された南会津町水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により、安定した資金繰りや給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと思われ、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の供給に努められることを期待いたします。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規

定により実施するものでございます。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。実質赤字比率及び連結赤字比率は、一般会計等の令和元年度決算収支においては、実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、令和元年度5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており問題はありません。単年度で見ても、平成29年度5.6%、平成30年度5.0%、令和元年度5.4%と低位で推移しております。

将来負担比率については、令和元年度は33.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これも大きく下回っており、問題はありません。過去3か年度を比較しても平成28年度19.8%、平成29年度23.6%、平成30年度25.0%といずれも低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

今後も普通交付税と一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることが想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、各課は役割を認識し、着実に第2次南会津町振興計画の目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗り遅れることのないよう、時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛させていただきます。

以上、ご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情1件を受理しております。

令和2年陳情第2号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、9月16日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時04分

令和2年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和2年9月16日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 15番 楠 正次 議員
- 6番 渡部 訓正 議員
- 2番 馬場 浩 議員
- 10番 湯田 哲 議員
- 5番 室井 英雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳道 | 議員 | 2番 | 馬場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川島 進 | 議員 | 4番 | 湯田 芳博 | 議員 |
| 5番 | 室井 英雄 | 議員 | 6番 | 渡部 訓正 | 議員 |
| 7番 | 丸山 陽子 | 議員 | 8番 | 湯田 良一 | 議員 |
| 9番 | 大桃 英樹 | 議員 | 10番 | 湯田 哲 | 議員 |
| 11番 | 高野 精一 | 議員 | 12番 | 山内 政 | 議員 |
| 13番 | 菅家 幸弘 | 議員 | 14番 | 星 光久 | 議員 |
| 15番 | 楠 正次 | 議員 | 16番 | 室井 嘉吉 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅 宗吉 町長 渡部 正義 副町長
星 英雄 教育長 渡部 浩治 総務課長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	館岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭をお願いします。



◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 皆さん、おはようございます。

久しぶりのトップバッターということで緊張しておりますが、通告に従い一般質問を行います。

大きく2点、質問させていただきます。

まず、1点目は、株式会社みなみあいづ等の経営支援についてであります。

昨年度、冬季は少雪災害に見舞われ、昨年度後半からは、また新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、残念ながら本町にも感染者が出現いたしました。4月には緊急事態が宣言され、外出自粛や休業要請などの影響から、観光関連事業者に特に大きく影響していると考えます。

その後、緊急事態宣言解除後も地域間交流は依然停滞し、震災前に大きく近づきつつあった教育旅行や合宿誘致にこれも大きく影響しています。町村合併前、旧町村ごとに地域経済の活性化及び冬季の雇用対策として第三セクターがスキー場等の運営を行い、多大なる地域貢献を果たしてきたと考えております。

町村合併を経て、第三セクターの経営形態もその時々時代の要請に合わせ、変化してきました。この4月からは、町100%出資の株式会社みなみあいづが21施設の事業管理運営をするということで船出しましたが、誰もが経験したことのないコロナ禍に直面し、大変厳しい状況にあると認識しております。

①町は指定管理しているスキー場や観光施設などについて、地域振興の立場から、どのような認識でいるのか、考えを聞きます。

②株式会社みなみあいづ関連の雇用実態と地域貢献度に対する認識を聞きます。

③株式会社みなみあいづの支援策として、追加出資と観光施設運営特別支援金を予定していますが、次年度のスタート時点を見据えた支援策か。次年度以降も含め、考えを聞きたいと思っております。

次に、大きな2点目ではありますが、まず最初に、訂正をお願いしたいと思います。

3行目の末にあります2020を2021と訂正していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

少子化で子供の数が減少し続ける中で、障害のある子供たちの通う特別支援学校が全国で新たに開校しています。2018年度以降、今年度までに、東京や愛知県など、これまで17校開校しています。さらに、来年度以降、埼玉県、東京都で各6校など、19都道府県においては合計で36校の新設計画があると言われております。

本町においても、旧檜沢中学校跡地に特別支援学校が設置されるとの情報に喜びを覚えつつ、当時、私も文教厚生委員でありましたが、文教厚生委員会で現地調査したことが思い出されます。これまで、町内県立高等学校の統合等の説明会で、県立高校の統合計画と特別支援学校の設置は別に進めるという説明、また、違うときには、統合と同様に、現田島高校に設置すると

いう説明は、聞く人によって解釈が変わるように感じますが、事実関係はどうか、改めて伺いたいと思います。

次は、②です。子供の数が減少の一途をたどっているのに、支援学校に通う子供たちは、ここ10年間で2倍に増えていると報道がありました。この要因を伺います。

③支援学校の高等部に入学する生徒が特に増えていると聞きます。この背景を伺います。

④神奈川県に匹敵する広大なこの南会津地方に特別支援学校はありません。このことに対して教育長はどのように考えますか。考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

15番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、株式会社みなみあいづ等の経営支援に関する1点目であります。

町は指定管理しているスキー場や観光施設などについて、地域振興の立場から、どのような認識でいるかとおただしであります。現在、町では、スキー場、道の駅、宿泊施設、温泉施設等の観光施設を所有しておりますが、これは、町村合併前の旧町村が、それぞれ雇用の場の確保や地域経済の振興などを目的に整備し、運営が行われてきたものであります。

近年は、教育旅行や合宿誘致にも力を入れ、関係人口、交流人口の拡大、雇用の維持、そして、地域経済への波及効果など、本町における地域振興に非常に大きな役割を果たしていると、そのような役割があると、そのように考えております。

次に、2点目ではありますが、株式会社みなみあいづ関連の雇用実態と地域貢献度に対する認識についてのおただしであります。株式会社みなみあいづの昨年度の冬期間に係る雇用実態ですが、正社員、期間雇用社員115人、季節雇用、アルバイト、派遣社員を含めると約480人を雇用しておりますが、そのうち約350人が町内からの雇用だと、そのようにお聞きしております。

また、教育旅行や合宿誘致に関した民泊などの宿泊事業者への波及のほか、食材等の納入業者、燃料店、クリーニング店、自動車整備工場、鉄道、タクシーなど、多くの町内業者との取引がありまして、地域に与える経済的貢献は計り知れないものがあると、そのように認識しております。

このように、本町地域振興に大きな役割を担うこの会社の存続は、町にとって欠かせないものであることから、昨今のコロナ危機の中にあつて、継続的な会社運営を図るため、町の財政

状況を勘案した上で、可能な限りの支援をしてみたいと、そのように考えております。ご理解願いたいと思います。

次に、3点目であります。

株式会社みなみあいづへの追加出資と観光施設運営特別支援金について、次年度のスタート時点を見据えた支援策かとのおただしであります。統合時の財政シミュレーションでは、これまでの営業戦略をより推進することで健全な経営を想定しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、いまだかつてない厳しい経営状況となっております。

このことから、株式会社みなみあいづへの支援基準としては、会社の今年4月時点での資金保有高が約2億2,000万円あったことから、令和3年度への繰越額も令和2年度当初と同額程度とすることで、次年度開始後の運転資金を確保し、経営の維持が図られるよう支援を行うものであります。

また、次年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や、少雪などの特別な事情等を踏まえて、その時点で再度、検討してみたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

今度のコロナ危機、会社の経営者、どんな経営者でも大変な状況にあると思います。そういう中で、町としても、この中核的な町のそのまた事業を担う、地域の発展を担うその株式会社みなみあいづに対しまして、原発もひどかったですけれども、また今回はそれ以上でありますし、見込みのつかない中での模索も続くと思います。町として、できる限り、このような状況を踏まえて、しっかりと対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。私からは、特別支援学校設置についてお答えいたします。

初めに、特別支援学校設置に関する1点目、県の方針は、本町の県立高等学校統合とは別に進めると聞きましたが、事実かとのおただしであります。県立高等学校改革前期実施計画が公表される以前は、県立高等学校統合とは別に進めると確認はしておりましたが、その後、開催された改革懇談会等において質問した際の回答においては、特別支援学校は統合校の校舎の一部を使用することになるので、特別支援学校のみを別に進めることはできないとのことであ

りましたので、認識とは異なっております。そのような状態ですので、今後も、別に進めるように要望してまいりたいと思います。

次に、2点目、子供の数が減少の一途をたどっているのに、支援学校に通う子供は、ここ10年間で2倍に増えていると聞きます。その要因を示せとのおただしであります。近年、発達障害に当たる自閉症（ASD）や、注意欠陥多動性障害（ADHD）等が広く知られるようになり、病院等で受診を希望する保護者も増え、その診断結果によって、特別に支援を有する児童・生徒が増えております。そのため、特別支援学校に通う子供たちも増えていると考えます。また、特別支援教育に対する保護者内の理解が深まり、専門的な場での教育を望む保護者が増えてきたこともその要因として考えられます。

次に、3点目、支援学校の高等部に入学する生徒が特に増えていると聞きます。その背景を示せとのおただしであります。先ほど申し上げましたが、障害に対する保護者の理解が深まるとともに、学習や就職への手厚い支援を求め、特別支援学校を選択するケースが増えていることが背景として考えられると思います。

次に、4点目、神奈川県に匹敵する広さを持つ南会津地方に支援学校が皆無です。このことに対する考えを示せとのおただしであります。以前より、広大な面積を有する南会津郡内においても特別支援学校が必要であるという考えから、県に対して、設置について強く要望してきた経緯があります。現在も、南会津地区の子供が他地区にある支援学校で学んでおります。今後も、県との協議を進め、一日も早い実現に向け尽力していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、何点か質問させていただきます。

1点目については、おおむね同様の認識ということで了解いたしました。

2点目についてであります。派遣を含め480人の実態、そのうち350人が町民との答弁ですが、近隣町村からの雇用と派遣社員、この数を、ちょっと細かいですけれども聞きたいと思えます。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

先ほどの数字は冬期間ということで、オンシーズン、一番多い時期でございます。派遣社員

につきましては73名、それから町外からの季節雇用社員等につきましては50名ちょっと、54名程度ということになっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

町外からも54人来て、派遣会社のほうから73人ということで、127名。派遣社員の雇用は、今年の場合は、コロナ禍で団体がおおむねキャンセルというようなスキー場の冬季の状態でありますから、どうなるのか確認したいと思いますが、この派遣社員というのは、今後も継続されると聞いていますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

基本的には、先ほど町長が申しあげましたように、雇用の場の創出ということで施設を展開しておりますので、可能であれば、地元の方々に従事していただきたいというふうに考えているところでありますが、募集いたしましても定足数に達しないということがありまして、不足分につきましては、首都圏等からの派遣社員、こちらに契約をいたしまして、おいでいただいている。または、近隣町村からの従業員ということで従事していただいているという状況でありますので、不足する場合につきましては、今後も継続するということになるかと思えます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 この不足する理由なんですけれども、人がいない。ただ、人はいても、派遣社員、私、以前、総務委員会にいたときに聞き取りしたときだと、約2倍弱、時給当たりで、そういう差があって、どうしてもいなくて、都会からその従業員を確保しないと営業できないという実態で、そういう契約になるのかもしれませんが、地元の雇用、町長も先ほどおっしゃいましたけれども、地元の雇用対策として、本当に地元の人たちが働くのであれば、町の一般会計からも支援等々、当然、住民も理解を示すというふうに思うんですけれども、これらを、今回は、特にさいたま市のスキー教室が全面中止というふうになった中、それだけの雇用、雇用実態がはっきりと分かりませんが、今後、そのさいたま市のスキー教室の指導員だけでも約80人の登録が昨年あったというふうに聞いています。そこから、スキー用具等々のレンタル業者も何社かあります。そういう人たちが、雇用できなくなってしまうと。

冬期間もう中止なので、自分たちは何とか持続化給付金等々でつないでも、そこに雇用している町民を雇用できなくなってしまうというようなことを不安に訴えられたので、その部分、ぜひとも、指導員であったり、レンタル事業に従事された方も含めて、冬季の雇用、人材派遣

会社に頼ることができるだけ少なくなる、特殊な能力があつて、人材派遣でなければならないという理由がないのであれば、ぜひとも、その賃金も含めて、地元雇用をぜひ募っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、さいたま市からの自然の教室、これが全面キャンセルということで、大変な数のお客さんが今シーズンはなくなると見込まれております。そういう中で、従前から、今ほどお話のありました指導員の方、80名、ちょっと私も数字は把握していなかったんですが、80名の方がいらっしゃると。さらには、レンタルスキーを準備したり、ウェアを準備したりするようなことに従事する方、その方が地元からいらっしゃるといふことで、この人たちの仕事が多分なくなる可能性が十分考えられるということかと思ひます。

先ほど申し上げました派遣社員でございますが、こちらは、まず地元の従業員を募集いたします、先に。新聞折り込みやホームページ、ハローワーク等通しまして、まず初めに地元の雇用を募集いたしますので、ぜひその機会に、さいたま市の方が来られないというのがほぼ確実でありますので、その時点でぜひ応募をしていただいて、そちらの従前の仕事と併せて、直接の雇用のほうに、会社の雇用のほうに就いていただければなというふうに思っております。

ただ、派遣業者、こちらのほうも、このコロナ影響で従前どおり集まるかという、そういう危惧も会社のほうでされているということもありますので、ぜひ、その辺は、今おっしゃられた指導員の方々等に従事をしていただいて、施設の運営にご協力をいただきたいというふうに町では考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 ぜひ、そのように進めていただきたいと思ひます。

通常のスキー場運営ができるようになったら、地元の方たち、そういう職に就いていた人たちは、今から40年くらい前には出稼ぎ、その対策として各4町村がスキー場を設置してきて、40年か45年ぐらいたっているんだと思ひますが、そのときに戻らないように、職を探して出稼ぎをしなくてはいけないというような状況が起こらないように、ぜひ、そこは進めていただきたいというふうに思ひます。

次に、3点目でございますが、株式会社みなみあいづへの増資株式数が2,600株で1億3,000万円の増資。定款上の株式発行限度額に達しますが、今後もこのような状態が続いた場合、定款変更だけで、この株式増資というようなことが可能なのか、そこに進む考えがあるのか伺いた

いと。今、仮定の話で答えられないという場合は、それで結構です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども、最初に答弁させていただきましたけれども、コロナの収束がなかなか見られない中で、今後、どのような事業の展開になるのかということは全く不透明でありまして、これまでも、平常のときであっても、なかなか事業が厳しい状況もありました。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、東日本大震災、そして原発事故と、その直後もかなり厳しい状況にもなりましたけれども、ようやく教育旅行だったり、当時よりも上回るような実績を上げつつあったところにこのコロナですので、そしてまた、これは相手もあることなので、どのように事業展開するのかということは、今後、本当に全く不透明でございます。町として、いろんな対策はもちろん講じなければならないと思います。

今回は、そういう意味で、先ほどご説明申し上げましたように、その資本金の増資、これはいたしますが、これをどこまでもやるということは、やはり、町の将来、そして財政を考えてもなかなか厳しいのかなと、そのように考えております。

ですから、そういう意味では、今後の成り行き、状況を見ながらその辺の判断もして、そして、もちろん財政状況も見ながら、そして、町民の就業状況であったり、それから、経済がどのように動いていくのかということも見据えた中で、この事業の検討をしていく必要があるだろうと、私はそのように思っています。

しかし、このような現在ですので、今現状は、やはり、皆さん方が本当に落ち着いて、安心して生活できる対策をするというのが、今現時点での町の最大の責務だと、そのように思っておりますので、もちろん、その将来については、今申し上げましたように、しっかり情報を収集し、そして、将来の見定めをしっかりと、そしてまた、いろいろな関係者との連携も深めながら、それらに対する対応を考えていく必要があるだろうと、そのように認識しております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

私、財務省で出した第三セクター改革の指針というやつをちょっと見させていただきました。約10年前に改革プランの作成が求められ、町でも出したと思います。国の資料によると、監査や点検評価の結果、経営状況の深刻さはもとより、事業実績が予測を大きく下回る場合は、問題を先送りすることなく、抜本的な経営改善を行うことと記されております。ですから、今回、

コロナ関連の臨時の交付金、これも予想以上に多くきた。その中で、支援金の1億円が捻出できた。ということは、増資のための借入れ等々も一般会計に大きく影響することなく、私はできて、次年度の開業時、3年度の開業時には、今年度の開業時と同様の2億2,000万円、資金を持ったまま経営に入る。ですから、一日も早いコロナの終息、そして通常の営業になることを願っているわけでありますが、このことは、この支援の状況は、その財務省で出したものの中に、議会に説明、これも積極的に必要だけれども、地域住民にも、議会に説明よりもより分かりやすく、広報等々、するようにと求められています、その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

第三セクターのその方向性といいますか、国のほうで指針を示されました。当時は、各自治体でやっていた第三セクターが、かなり経営難に陥っているというような状況の中で、やはり、これをやらないと資金ショートしたり、あるいは、自治体そのものの財政が立ち行かなくなると、そのような状況が各地で見られて、そのような様相があったわけですね。ですから、私たちの町も、その検討委員会というか、評価委員会を立ち上げてまして、答申もいただきました。

しかし、私たちのところは、まだそこまでも行っていない。確かに、危機的といいますか、危険水準に近くなってはありましたけれども、地域の状況を踏まえたときに、震災直後でもありましたし、その中で、この事業をストップしたらいいのかと非常に迷うところもございました。やはり、これは、今までやってきたことを改革しながら、改善しながら当分継続するということがいいだろうということで、それなりの町としての対策の中でやってまいりました。それが、今後、また通用するかというと、このようなコロナの状況であったり、また、今後どのような状況に変化するかわかりません。そういうような中で、町としては、当然、その推移を見ながら、その判断をしていく必要があるだろうと思います。

もちろん、そういう状況を踏まえた中で、町民の皆さんにも、地域の皆さんにもしっかりそれを説明して、そして、これをどのように改善していくのか、どのように変えていくのか、あるいは、また、やめるのかとか、そのようなことも含めて、町民の皆さんに説明する必要があるだろうと、そのように思っています。

しかし、現時点はみんながつらいときでありますので、町の財政ももちろん考えて、継続すべきものは継続するという、あるいは、場合によっては縮小かもしれませんが、そのようなこともあろうかもしれませんが、現在のところはそのようなことで、この株式会社みなみあいつの事業を何とかやれるように、町としては支援していきたいなど、そのように今現在は考

えております。

先ほども、総合政策課長からございましたが、さいたま市の方々がほぼほぼ全員が来られないような状況にもございますので、雇用に関しても、町内の皆さん優先に考えられるような、みなみあいづと話し合っていきたいし、そして、それらに対して必要なものであれば、町としても、人的なものも、それから財政的なものも、今現時点でのできることは精いっぱいやりたいと考えています。

ですから、将来、その推移を見て、そして、当然、関係者の皆さんであったり、地域の皆さんとも協議する場が必要であるでしょうし、町の財政もしっかり説明した中で、皆さん方にご理解いただくということが大変重要になると、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今、最後の質問をしようと思いました。それは、人口の減少であったり、社会情勢の変化等々、または、人々のニーズの変化等々で、スキー人口が大きく減少している中、やっぱり、4つのスキー場を1つの自治体で持っていくのは、存続させていくのは本当にこの状況では厳しいだろう。今、町長、一步踏み込んだ発言、休止とか廃止とか、そういうようなところまで考えなくてはいけないという。

私、3月に質問したときに、12月からスキー場が完全に営業できるように、4つのスキー場に氷を作って、それを雪として削って降らせるハンターマウンテン型のやつを作ったら、もう12月から営業できると言いましたけれども、あれも、やっぱりスキー場を期間どおり営業する、少雪に関係なく、ということは、4つのスキー場にと私、3月に言いましたけれども、やっぱり、4つのスキー場が満たせるだけの誘客があるのか、そういうところも考えれば、やはり、投資できるところにはさらに投資をし、そして、やむを得ず1町でその4つのスキー場はなかなか持てないということであれば、そこは為政者として、今、判断されるというような話、聞きましたので、1点目の質問はここで終わりたいと思います。

続きまして、特別支援学校設置であります。①、②、③、④というふうに出しましたけれども、①、②、③では、ほぼ同じような医学的な見地が非常に細部にわたってできるようになった。そして、発達障害がさらに細分化されるようになった。それは、脳の特性であって、昔は、もう知的、IQが低いんだというような一くくりだったものが、そうではない。この部分では人との関わりが持てない、ここは逆に人との関わりは非常に得意だけれどもこっちは難しいとかという、その人間の脳の機能、そういうものがすごく今、細かに示されるようになった。

そういうところから、保護者も、昔は引き籠もっていたような子供、親子共々、そういう考えが、いや、そうではない。すごい才能を持っている可能性があったり、そういうことが分かったので、そういうところを十分ケアしながら働き、将来は結局、自立をしてほしいわけですね。ずっと発達障害で対人関係が難しい、そういう子たちも、訓練をすることによって、人との会話の中できちっと仕事ができたりというようなことがある。ですから、高等部の部分がすごく多くなっている。

全体的に見ると小・中もあるんですけども、南会津地域で、先ほど教育長おっしゃいました、29年に特別支援学校の計画、県で示したときには、通学制の支援学校、通学制というのは、通学制度ですね、制度。寮ではなくて、通学する支援学校を設置するという計画でしたけれども、先ほど申しましたけれども、神奈川県に匹敵するようなところで、南会津町でさえ、その高校統合のときに、通学させる、公共交通で通学できるだろうと県で言いましたけれども、そんなことは事実上無理な話。そこに檜枝岐や只見も南会津地方で、入りますね。そこで通学制の支援学校という設置そのものが、そもそもそれは間違い。県としての認識違いなのかなというふうに思いましたけれども、教育長はどう思いますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からお答えしたいと思います。

支援学校の設置段階におきましては、やはり、各郡内の教育長さんからも広範囲な学区なので、ぜひ寮を含めた支援学校をお願いしたいというお話をしました。

県のほうでは、まずはつくることが最優先なんだというお話でした。それで、支援学校になるか、分校になるか、分室になるか、それはそのときの状況では分からないんですが、やはり、県のあのときの支援課としては、ここに支援学校をつくりたい。ただ、その支援学校にそういう付加価値をつけた場合、本当にそれが開設に早道になるのか、逆に開設についてブレーキになるかもしれないというお話もありましたので、まずは設置を優先にして、郡内ではお願いするような形を取った次第です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、これまでの支援学校の経緯、これを説明させていただいたほうが分かりやすいかなと思うので、全体の質問にも絡みますので、ちょっとお話をさせてください。

そもそも、その支援学校、なぜ南会津のほうにということになったかといいますと、実は、やはり、原発事故起こりました。そして、避難される方が猪苗代とか、西郷とか、その辺に、本来ならば南会津から通ったり、あるいはそこに入学できる子供たちが入学できなくなりました。

た。そういうことがありましたものですから、私も町内のそういう関係者の方からお願いがあったので、六、七年前になると思いますけれども、私が知事のほうにそういうお話をさせていただきました。そのときには直接回答はなかったんですが、これは町だけの問題じゃなくて郡内の問題だと、そう思いまして、郡内の首長さん、檜枝岐村さんと、それから下郷さんと只見町さん、あるわけなんですけれども、町村会としてこれを県のほうにお願い、一緒にしてもらえないだろうかと、そういうようなことで、町村会として要望をさせていただきました。

そうしているうちに内堀知事さんになられまして、内堀知事からこの特別支援学校の話がありまして、南会津の状況を踏まえたときに、南会津に支援学校をつくりますと。知事の言葉、じきじきにありました。すぐできるのかなと思っていたんですが、これがなかなかできなくて、そして、我々も学校ができないのなら、高校が空いているから、高校の空き教室で支援学級でもいいと。取りあえずやってくださいと、そのような話をしたんですが、学級だと、また生徒がいなくなったりするとなくなったりする可能性があるんで、学校としたほうがいいだろうということで、町にも協力してもらえないかということで、ちょうど田島中学校と檜沢中学校の統合された後だったものですから、檜沢中学校がどうだろうというような打診がありました。町も、檜沢中学校ということも提案しましたがけれども、そのようなことで、最初は了解いただいたわけでありませう。

そんなことで、進むのかなと、こう思っていたんですが、県のハザードマップの見直しとか、そのようなことがありまして、そもそもの部分もそれはもちろんあるんですが、檜沢中学校、あの一帯はイエローゾーンになっているというようなことで、県の施設は造れないと。そのようなことで、どこにしようかというような事態にもなったわけでありませうが、そこに都合よく出てきたのが、高校の統合の問題なんですよ。今度は、県の教育長のほうで、その支援学校を、田島高校と南会津高校とこの3つを合わせることによって、全国的なモデル校になるというような理由の中で、この支援学校を田島高校に設置したいというような話になったんですが、そもそもは、支援学校と高校の統合は、私は別問題で、支援学校は単独でつくるといような話で進んでおりましたから、今も、この間も、町村会の要望もございましたし、そういう中で、私としては、支援学校は別物と考えていますと、そのようなことで、早急につくってほしいと、そのようにお願いをしてきました。

しかし、県の教育庁のほうでは、これは高校の統合と一緒に県は考えているというような方向転換というか、方針がありまして、今、このような状況になっているわけでありまして、支援学校に通いたい子供が犠牲になっている実情にもあります。ですから、本来だったらもうち

よっと早く、もう既にできていたかもしれませんが、そのような事情の中で、県のほうが考え方が変わったということでもあります。檜沢地区の皆さんにも、あそこは支援学校が今度できるということをご了解いただいていたわけでありますけれども、非常に残念な状況でございますけれども、町としても、これは一日も早くその支援学校は立ち上げてほしいなど。このことも県のほうにも要望は申し上げておりますので、そのような経緯の中で、今進んでおります。

しかし、高校の統合と支援学校の設立と一緒にしている今の状況は非常に残念に思います。そのことで、町としても、あるいは町村会としても、これは一日も早くできるように要望を続けてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

そのような経過の中で進んでおります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 よく分かりました。

分からないのは、檜沢中学校はイエローゾーンに存在していたということ。後づけで、どこがイエローなのか、いまいちよく、自分、理解できないんですけれども、今、現実に、高等部を目指す子供、南会津町にもいらっしゃいます。その保護者が、西郷に行ったり、石川に行ったり、猪苗代に行ったり、調査をしています。寮に入れないと、ここからは通えない。下郷辺りの人から聞くと、若松駅まで電車で行って、若松駅から歩いて49号を超えてだから、それは3月うちぐらいに保護者が一緒になって歩いて学校まで通学する訓練をしながら、一人で通えるようにというふうなことを聞きました。南会津からは、田島からだったら、それは早く起きて、電車で行って、駅からということは可能なのかもしれませんけれども、西部の旧3村からすれば、絶対それは無理な話でありますから、旧3村では、先ほど、震災後の話ありましたけれども、あのときに入れなくて相馬のほうまでというような舘岩地域の子供もありましたけれども、実際に、今も空いていないそうなんです。西郷も猪苗代も。

その状況は、私は素人なりというか、考えると、毎年、高等部とかだったら卒業するんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、その辺の事情をちょっと説明していただけますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから、私が理解しているというところで、ちょっとお話ししたいと思いますけれども、やはり、先ほど申し上げたように、高等部の入学者がやっぱり増加しているというふうに私も考えております。そして、やはり支援学校に入るには、通学

もできますけれども、やはり、ある程度、施設に入って、そこからその学校に通うという子も多くおります。ですので、当然、生徒数が増えれば、その施設のほうもどんどん増やしていかないと間に合わない状態にあるかなと。

ただ、その施設も私的な、公的な部分もあるんですけれども、私的に開設しているようなところもありますので、簡単に増やすわけにはいかないというのも現状かなというふうに思っています。

確かに、あの震災のときには、その施設が学校以外の方でもう埋まってしまうということですね。要するに、学校に出る方がその施設に入るわけじゃなくて、その辺の、周りのいろいろなところの入所者もそこに一緒に入っているのです、どちらかという、学校通学のために施設を利用するというのは、必要性から言うと下のほうなんです。本当に一番必要性のあるのはその上の方で、困っている方がいっぱいいる。学校に出たいというのは、やはり、その困っている方に比べれば、理由としてはちょっと低いのかなということで、なかなか入所が厳しかったというのが現実にあります。

ですから、現在も、そのような状況で、学校を目的とした入所というのはなかなか厳しい状況にあるのかなというふうに、私なりには理解しています。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 通学をして知識を得たりとか、生きる力を身につけるといのは、支援学校においては必要度からいうと低い。ということは、一般のその社会で生きられない、生きるためにそこに入るといふうな、命を守るとか、そういうような理解ですか、その必要度の高い人といのは。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 恐らく、その方は、成人に近い方と、そういう方で、そこから、これはあくまでも予想ですけれども、そこから近くの施設に通われているとか、そういう方で、教育ではない環境のほうに従事している方だなというふうに考えます。

ですので、ただ単に学校目的でその施設に入りたいといのは厳しいということ、震災のときにはそういう説明がありまして、なかなかこの周辺の施設には入れなかった子が実際におりました。

そのようなこともありますので、ぜひ、それらのことを踏まえて、南会津でしっかりとした支援学校がどうして必要かということ、そういう点からも訴えてきたつもりでおります。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

やはり、今までの話を聞いていても、その寮が設置されて、寄宿しながらと、これ、全国で、通えるところというような形で、この東京に6校、埼玉に6校とかと新設計画がある。これまでも新設も続いていると。南会津には、これまでなかったわけですから、ぜひ、その辺を優先的に配置をしていただいて、南会津の子供ができるだけ不利益を被らずに自立できるように、これは本当に保護者、本人にとっても切なる願いだと思いますから、今後もぜひ、町村会等と、よろしく県のほうに要望をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○室井嘉吉議長 以上で15番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 渡部訓正議員

○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 おはようございます。

議席番号6番、渡部訓正です。これから、一般質問をさせていただきます。

大きく3点について述べます。

まず、1点目、有害鳥獣の被害対策。

昨年の少雪により、有害獣の繁殖が増えたためと思わざるを得ないほど、春先からこれまでイノシシ、鹿、猿などによる農作物をはじめとした被害が、町内各地域で増大しているというふうに聞きます。地区を挙げて被害防止に向けた取組が町の補助事業を活用するなどして行われていますが、被害は農作物のみならず、国道、町道などの道路のり面も崩されるなど、多岐にわたっています。このような状況の下、高齢者の生きがいともなっている、農作物を栽培し、直売所などへ出荷し、僅かな収入となっていた野菜栽培などもできなくなっているとの話も聞きます。

このような中、各地域では、これまで何とか栽培していたが、農作物栽培を諦めざるを得なくなり、結果として遊休農地も増えている状況にあります。それらを踏まえて、以下、問いま

す。

1点目、これ以上の被害拡大を防止するため、各種手だてを今以上に強力に進めることが必要と考えますが、町の考えは。

2点目、今年、春先からイノシシ、鹿、猿などの被害が多いと思います。特に、イノシシによる被害は顕著ですが、これら害獣の生息数と、1頭または集団の行動範囲はつかんでいるか。

3点目、農作物被害は、直近3年間の平成29年度から毎年度、面積、被害額とも前年度と比べ倍以上となっていますが、これらの主たる原因は。また、対策はどのように取り組まれているか。

議会では、今年度の第71回南会津地方町村議会議員大会に有害鳥獣被害防止対策として6項目の要望事項を取りまとめ、要望していますが、町の考えは。

5点目、平成28年度から、県は指定管理鳥獣等捕獲事業として、鹿、イノシシ1頭当たり2万3,000円の補助をしています。これは、町の補助も含めての合計の金額というふうに理解しますが、それで、指定管理鳥獣等捕獲事業以外は、鹿、イノシシ以外は1万8,000円だそうです。補助額は2万3,000円に統一すべきではないでしょうか。

1点目は以上でございます。

2点目、温室効果ガス削減に向け、森林の間伐を。

先月、8月22日付、福島民友新聞の社説に、福島県地球温暖化対策推進計画で、温室効果ガスの調整後排出量を基準年の2013年度と比べて、本年度、2020年度までに25%削減、さらに、2030年度に45%削減目標を掲げているが、2017年度の排出量は、2013年度比で12.6%にとどまり、本年度の25%削減は容易でないとの報道されています。

社説では、そのほかに強い危機意識で削減努力をと述べています。排出量の9割以上は二酸化炭素、CO₂が占めることから、目標達成に向けては、CO₂の排出抑制が期待できる再生エネルギーの導入拡大が一層求められるとも述べています。具体策の一つとして、本町面積の90%以上を占める森林による吸収量確保に向け、林業就業者の確保や育成に努めて、間伐などの森林整備を進め、木材製品の需要創出や木質バイオマスの利用拡大にもつなげることが必要と考える、とも述べています。

本町では、第2次南会津町環境基本計画が、2018年度から2027年度までの10年間を計画期間として策定されています。この計画では、森林整備を進め、森林資源の有効活用を図るための具体的な取組を定めています。

以下、問います。

1点目、県、本町のそれぞれの計画との関連性は。

2点目、町では、森林の保全対策で、担い手育成に向けた就労支援などを行い、林産業の後継者確保と経営の向上を図るとしているが、具体化は。

3点目、重点項目で、施設への木質資源利用ボイラーの整備を図りますとされています。さゆり荘新築で木質ボイラー設置が計画されていますが、他の施設への導入計画は。

4点目、現在、新型コロナウイルス感染症が大きな問題となっている中、木材利用ではA材、B材がほとんど動かない状況にあると聞いています。このような現状を踏まえ、町では対策検討はされているか。

次、大きい項目の3点目に移らせていただきます。

財政健全化は。

今、新型コロナウイルス感染症拡大中にあり、先行きが見えない中、経済活動も停滞しており、町の財政も大変厳しい状況となってくると思います。これまで、本町財政は、20%強の自主財源の中で財政健全化に努力してきたというふうに私は思います。しかし、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たない中で、今年度から来年度以降は厳しい財政運営をしなければならないと思います。

1点目、令和2年度当初予算概要における基金の状況によりますと、一般会計における本年度末残高見込みが46億5,800万2,000円、そして、前年度末残高見込みは52億7,774万4,000円ですから、6億1,974万2,000円の減となっています。コロナ感染症対策で追加の基金取崩しを行うなど、大きく変動していると思いますが、今年度末の残高見込みは。

2点目、令和2年度一般会計の地方債については、本定例会に提出された補正予算後の年度末現在高見込額が173億1,251万6,000円となっており、前年度末現在高が164億4,744万4,000円と比較すると、8億6,507万2,000円の増となっています。今年度の追加の発行予定はあるのか。

3点目、基金取崩しにより、貯金が6億1,974万円の減、地方債発行で借金が8億6,507万2,000円の増となりますと、合計で14億8,481万2,000円の財政負担になったと思います。これらは、主要財政指標や健全化指標にも影響があると思いますが、これらを踏まえ、町が考える健全財政運営の基本姿勢を伺います。

以上、壇上からの質問については終わらせてもらって、再質問席で対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、有害鳥獣の被害対策に関する1点目であります。

各種手だてを今以上に強力に進めることが必要と考えるが、町の考えはとのおただしであります。本当に私もそのように思っていますし、現在、できる限りの対策をしていきたいと、そのように考えております。

町では、捕獲、被害防除、生息環境管理の3つを柱として、総合的な対策を推進しているところであります。特に、捕獲につきましては、猟友会と連携した捕獲従事者の育成に取り組み、今年度には新たに16名の方が捕獲活動に加わっていただきまして、昨年を上回るペースで捕獲を実施しているところであります。また、被害防除につきましても、今年度から鳥獣被害防止施設資材貸与事業を開始いたしまして、集落が主体となって大規模な侵入防止柵の整備を進めているところであります。

さらに、集落ぐるみの被害対策を実施するに当たりまして、その合意形成を支援するため、地区を対象とした講習会や座談会等を多く開催しております。来年度以降につきましても、以上のような取組を一層積極的に推進していく考えであります。

次に、2点目であります。

イノシシ、鹿、猿などの害獣の生息数と1頭または集団の行動範囲をつかんでいるかとのおただしであります。以前から継続的に町内で実施している、夜間における生息状況調査の結果では、4月から6月に記録した鹿、イノシシの密度指数で、鹿は平成30年と令和2年で1.6倍になっております。イノシシは、平成30年度の調査では確認されなかったんですが、実際はいました。されなかったんですが、令和元年度から1年で5.9倍、そのようになっております。

一方、猿につきましては、南会津町ニホンザル管理事業実施計画策定のため、毎年、町内の生息数を推計してございまして、その推計値は、平成30年度当初に1,105頭であった個体数が、令和2年度当初に949頭に減少しております。

また、行動範囲につきましては、鹿と猿について行動圏調査を実施し、鹿の県境を越えた季節的な移動や、猿の複数の群れの詳細な行動範囲が明らかになってきてございまして、こうした知見を被害対策の立案や計画的な捕獲に生かしているところであります。

次に、3点目であります。

農作物被害は、平成29年度から毎年度、前年度と比べ倍以上となっているが、これらの主たる原因は。また、対策はどのように取り組まれているかとのおただしであります。平成29年度以降、イノシシ、鹿、猿による被害量は、鳥獣による被害全体の8割を超えてございまして、

イノシシ、鹿の生息数の増加及び猿の里慣れが急速に進んでいるものと、そのように考えております。

町では、的確に被害防除を図るため、集落ぐるみの対策を推進しておりますが、現状においては、対策を実施した箇所に隣接する地域で被害が深刻化する傾向にあります。隣のほうに増えているというふうになります。また、これまで被害のなかった地域でも新たに被害が発生していることから、被害の拡大がより広域化していると、そのように分析しております。

このようなことから、さらに広域的な被害対策を進めるため、今後も集落ぐるみの対策を主軸として、被害対策の普及と取組の強化を積極的に進めてまいります。

次に、4点目であります。

今年度、第71回南会津地方町村議会議員大会に有害鳥獣被害防止対策として6項目の要望事項を取りまとめ、要望しているが、町の考えはとのおただしであります。町は県への要望事項として、抜本的な捕獲強化のための連携及び規制の緩和が重要な課題であると認識しております。具体的には、夜間銃猟等の多様な捕獲手法の導入、捕獲の担い手育成、狩猟資格取得の促進等について要望を続けているところであります。

こうした要望内容は、議員おただしの要望事項と趣旨を同じくすることから、今後とも、関係町村と連携して、国と県へ要望していきたいと、そのように考えております。

先日も、会津総合開発協議会、そして南会津地方部会、議長会、連携しまして、県のほうにこのことも要望してまいりました。この夜間の銃使用につきましては、特区を設けて、そして、何とかそういう対策をできないかと、そのような要望はもう何年も続けているところでありますけれども、なかなか銃の使用規制といいますか、それらが解決できない、安全性が確保できないというような県のほうのお話もいただいております。

しかし、実効あることをしっかりやらないと、どんどんこの被害が拡張するというような実情もございますので、町としても、皆さんと連携して、しっかりと安全にこの対策ができるように、そして、皆さん方が安全な生活圏といいますか、守れるように、町としても頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。

県指定管理鳥獣捕獲等事業では、鹿、イノシシ1頭当たり2万3,000円の補助をしており、町報償金は1万8,000円となっているが、額は統一すべきではないかとおただしありますが、町では、捕獲に当たる従事者の多大な労力を鑑みて、昨年度まで1万3,000円であった捕獲報償金を、本年度より1万8,000円に増額しております。

県が実施する指定管理捕獲事業については、事業を受託した福島県猟友会が1頭当たりの金額を算定し、2万3,000円としているものであります。

今後、町の捕獲報償金のさらなる増額につきましては、被害の拡大や捕獲実績等の状況を総合的に判断いたしまして検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、温室効果ガスの削減に向け、森林の間伐をに関する1点目、それから、県、本町のそれぞれの計画との関連性はとのおただしであります。福島県環境基本計画（第4次改定）であります。平成29年3月に策定されておまして、その策定内容を参考として、平成30年12月に第2次南会津町環境基本計画を策定しているところであります。

県、町いずれも地球温暖化対策に対する現状と課題、温室効果ガス排出の抑制に関する森林整備の推進についても、その取組方針を明確に定めた計画となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

森林保全の対策で、担い手育成に向けた就労支援を行い、林産業の後継者確保と経営の向上を図るとしていることへの具体化はとのおただしであります。具体的な就労支援としましては、林産業人材育成支援事業により、新規雇用者を確保して、林産業の推進に取り組む町内林産業体に対し、新規雇用者の雇用助成を実施してきたところであります。

また、林業での就業を希望する方が情報を得やすいように、町のホームページに情報提供サイトを設けまして、就労体験や企業情報を掲載し、町内外から情報を入手しやすい環境を整えているところであります。

事業体にとって後継者や人材の確保には、安定した事業地の確保が必要であることから、従来の国・県の森林整備事業と併せ、町独自の事業として、森林環境譲与税を財源とした間伐材搬出促進事業を新設いたしまして、森林整備の推進と事業体の事業量確保に寄与するとともに、事業体が求める人材の確保に向け、引き続き、業界の声や意見を聞きながら、必要な取組を検討してまいります。

次に、3点目、さゆり荘新築で木質ボイラー設置が計画されていますが、他の施設への導入計画はとのおただしであります。現在、個別計画はありませんが、具体的な木質ボイラー導入計画策定のため、町内の温泉、宿泊施設の現状確認及び概要調査を実施することとしておまして、施設管理者との協議を踏まえ、検討してまいります。

次に、4点目の、コロナウイルス感染症の中、木材利用でA材、B材がほとんど動かない状況にあると聞いたが、町ではどのような対策検討を行っているかとおただしであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に新設住宅着工戸数等が減少したことに伴いまして、建築資材となる木材の需要が大きく低迷しました。このことから、大型工場で生産調整が行われたり、市場での取引量が減るなど、A材、B材と呼ばれる製材、合板用の丸太の取引が、取引量及び取引価格とも下落しております。本町で生産される木材の多くが、町外の大型合板工場や木材市場に出荷されてきたことから、議員おただしのとおり、町内のA材、B材の取引は停滞している現状にあります。

この状況がいつまで続くかは不透明であり、引き続き、動向を注視してまいります。今でき得る対策として、できる限り町内の木材需要の確保が必要であると考えまして、町産材を使用した新築住宅等への補助枠を拡大するとともに、今まで補助対象外としていた店舗、事務所等についても補助対象としたところであります。

また、特に取引が停滞している杉丸太に対しましては、町内製材所等へ運搬した際の支援を拡充し、町内での流通を促すとともに、比較的需要が安定している燃料チップ用の取引も選択できるよう支援しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、財政健全化に関する1点目ではありますが、令和2年度末の基金の残高見込みはどのおただしではありますが、令和2年度当初予算概要作成時における令和元年度末の一般会計基金残高見込みは52億7,774万4,000円でありましたが、令和元年度一般会計補正予算第8号において、年度内の事業費の精査を行った結果、令和元年度末の一般会計基金残高は55億5,001万3,000円となりました。

また、本年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、財政調整基金の取崩しを1億3,000万円追加補正するなど、当初予算から大きく変動しておりまして、本定例会に提出しております令和2年度一般会計補正予算第5号を含めた、本年度の基金積立見込額は2億4,355万4,000円、基金取崩し見込額は8億8,935万円となりまして、現時点での本年度末基金残高は49億221万7,000円となる見込みであります。

次に、2点目であります。

令和2年度中の地方債の追加発行予定はどのおただしではありますが、本定例会以降の追加の地方債発行につきましては、災害の発生や緊急的な事業実施、計画変更等がない限り、現時点では想定しておりませんが、本年度、福島県に配分されている過疎対策事業債の枠を、県内市町村の要望が非常に多いということで上回っていることから、本町で予定している過疎対策事業債充当事業を、合併特例事業債を含めた他の地方債へ振り替えて実施しなければならないような可能性があります。

この場合、過疎対策事業債であれば、事業費に対して地方債を100%充当できるわけでありませんが、例えば、これを合併特例事業債へ振り替えることになると、充当率が95%になります。その5%分、一般財源が発生することになります。町としましては、可能な限り、過疎対策事業債を活用できるよう、県と情報交換を行いながら対処していきたいと考えております。

次に、3点目であります。

主要財政指数や健全化指数を踏まえた町の健全財政運営の基本姿勢はとのおただしであります。令和元年度決算における健全化判断比率につきましては、実質公債費比率5.3%、将来負担比率33.1%と、一定の基準値を超えると様々な制約が課せられる早期健全化基準を大幅に下回っています。合併後、一番多かったとき、実質公債費比率は18.6%だったように記憶しております。今現在は5.3%となっている状況にあります。

しかし、近年において、財政調整基金の取崩し額が積立額を上回っているために、主要財政指標の実質単年度収支がマイナスとなっていることや、平成30年度決算において、経常収支比率が90%を超えるなど、財政構造の硬直化が見え始めてきております。本定例会の提案理由でも申し上げましたが、今後の財政運営につきましては、普通交付税の合併算定替激変緩和期間の終了に伴う交付額の減少や、公共施設の老朽化対策といった、将来にわたって対応しなければならない課題が山積しております。

町といたしましては、これまで同様、地方債発行の平準化や基金の有効活用、町税等の歳入予算の安定的な確保を図りながら、最少の経費で最大の効果が表れるよう、事業の必要性や喫緊性を見極め、バランスの取れた予算編成を行うことで、健全な財政運営が行えると、そのように考えております。

今後も、健全化判断比率や財政指標の推移に注視し、将来へ過度の負担を残さず、住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思える持続可能なまちづくりのために取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 最初の有害鳥獣の被害対策で再質問させていただきます。

まず、1点目は、質問項目の④で、今年度の、先ほど言いましたが、第71回南会津地方町村議会議員大会に有害鳥獣被害防止対策として6項目の要望事項を挙げたというのは、先ほども申し上げました。その6項目の4の中で、専門家の育成確保を要望していますが、現在の配置

はどうなっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

鳥獣被害防止対策の部署の配置につきましては、今現在、農林課や各支所の農林建設系のほうで対応しているような状況でございます。平成29年から平成30年においては、県の鳥獣対策事業のリーダー育成モデル事業を活用しまして、専門員を配置していたところでございます。令和元年度からにつきましては、農林課のほうに専門的な知識を有する者を1人配置しているような状況でございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 なぜこのようなことを言っているかということは、私が住んでいます糸沢、羽塩地区においても、田畑や農道が被害を受けており、町を通してわなの設置を猟友会の方をお願いして、設置いただいて、そして、鹿、イノシシ、猿、そして熊も、間違いで、わなですから捕獲されて、捕獲後の取扱いですが、熊は、わなにかかったことを町に連絡をしていました。そして、どのようなふうにするのかということで、そのときの時間、私もちょっと起きていたもんですから、そのときの時間はまだ午前6時前でした。有害鳥獣の駆除許可など、取扱いが定められていると思いますけれども、町担当者は時間外にもかかわらず対応しています。

これらを考えたときに、現状の中で十分な対応ができているのか。担当者の負担が過度になっているのではないかなというふうに考えます。何とか、これらについて改善すべきと考えますが、町のお考えはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

先ほど、農林課長、答弁申し上げましたが、平成31年4月から、獣害対策の専門的知識と、それから資格を有している職員を町職員として配置をし、これまであまりできなかった集落に対する支援だったり、具体的な体制、さらには調査等に積極的に取り組んできたものというふうに思っております。それ以降、獣害対策は広がるばかりだということで、この1名の職員に対する負担は非常に大きいというふうに考えてございます。

次年度以降、こういった人員配置が必要なのか、今後、それぞれの部署の聞き取りを行いまして対応していきたいと思いますが、専門的な知識を有する職員を採用できるのか、もしくは、

事務職員が兼ねてその対応に当たるのか、場合によっては、会計年度任用職員の対応でいいのか、その辺も踏まえて、次年度の組織体制については、検討項目の一つだというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ただいまの質問については、今、副町長の答弁で一応了解しました。ぜひ、改善に向けて、本当に過重にならないように、東部地区が今、私は東部地区の議員なものですから、ただ、西部地区のほうも大分鳥獣被害が出てきているというような状況が今回の委員会の中でも出されておりますので、ぜひ、その対応は、病気になってからでは、これ、なかなか大変でございますので、ぜひ、それらについて検討をお願いしたいと思います。

次に、違う質問に移らせてもらいます。

ワイヤーメッシュ防護柵は、町が資材を購入して、要望のあった地区に対して資材を貸与し、設置作業は集落などで行っていると思います。しかし、高齢化などで、全ての集落で設置作業などの取組ができない集落もあるやに聞いております。

このような中で、これまで獣害被害がなかった地区において、新たに被害発生が見られます。これは、防護柵が設置されている地区から設置されていない地区に鹿、イノシシ、猿が移動しているからではないでしょうか。設置が困難な集落には、町が設置の助成をするなど、それらの補助枠拡大というのは必要ではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農業者の高齢化や、農山村の人口の減少に伴いまして、鳥獣被害の対策などの負担を減らすということは、今現在、課題となっているところでございます。

現在は、多面的機能支払交付金や、中山間直接支払などの交付金を活用していただきまして、獣害対策のワイヤーメッシュ柵の設置等及び管理につきましては、その事業を活用しながらやっているところが今現在でございます。

それ以外に、取り組んでいない地区につきましても、今年度から集落維持発展支援事業の中に電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置や管理につきましても、今回、要綱の中に含めさせていただいたということで、こちらのほうで支援ができるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、このところも、何か、どんどんやったところには被害がなくなって、そして、その隣とか、そういうところが新たに被害を受けているとかというそういう話、多分、町のほうは当然つかんでいるんだろうというふうに思いますので、ぜひ、そういう検討を、前向きな検討を、今、担当課長のほうからいただきましたので、それらについて、再度、もう一つ実効のある形で対応していただきたいなというふうに思います。

あと、次の質問についてなんですが、人と野生鳥獣のすみ分け対策というのも重要な取組だと。つまり、山が全く薄暗い状態で、そのまま何も構わないでおくと、そこがその獣害獣のすみかになって、そこから出てくるみたいな、やっぱり、そのところのすみ分けをもっと奥のほうに持っていかないと、やはり、そういう被害防止にもなかなかつながらないんだということもホームページなどで一応見ました。

本町でも、県営事業の里山林整備事業として、令和2年度は町内18か所、32.24ヘクタールが予定をされています。これについては、先ほど申し上げた町の防護柵設置と同時に、この里山林整備事業を実施している集落もごございます。町として、今後の取組強化はどのように考えているかお聞きします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

里山林整備事業につきましては、平成30年度は11地区、令和元年度につきましては14地区、今年度には、先ほど議員からお話ありましたとおり、18か所を実施しているような状況でございます。

やはり、被害の拡大を防ぐというところにおきましては、先ほど来、町長の答弁にもあったとおり、生息環境の管理という上で、里山林整備事業や私有林人工林、こちらを間伐材搬出促進事業等で、こちら農林課のほうで譲与税を活用した事業でございますが、こちらのほうを今年度からつくったわけでございますので、そちらのほうを活用しながら、森林整備事業をさらに進めていくことが重要であると考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、今、課長がおっしゃったようなことをやっぱりPRして、まだ実施していない、悩んでいるところについては、大いに町からのPRで対応をお願いしたいというふうに思います。

あと、1点目の最後の再質問になりますが、鳥獣捕獲報償金でございます。これは、やはり、この報償金が出ていることによって、結果として、個体数を減らし、被害を減らすことにつな

がっているというふうに思います。被害面積、被害額とも、イノシシ、鹿と比べると、猿は少ない統計というか、町で把握している資料的には面積、額とも被害は少ないというふうになっていますが、やっぱり、労力的には同じではないかというふうに考えます。これについて、どういうふうに主張して、先ほどの町長答弁の中で、一応、検討されるというか、逆にこういうの、県なり国の関係もございませうから、ぜひ、そういう実態を挙げて、そして、同じくしていただくような、やっぱり、そして、やっている人が頑張れるというような形につながるようにすべきではないかというふうに思いますが、これについて、町としても働きかけを行うべきではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

最初の答弁で申し上げましたけれども、これらに対してのいろいろなその補助事業といえますか、対策ということで、県のほうにも、このようなことをお願いしてまいりました。

実際に取って、その処分料が取ったよりも、これよりもかかるようであれば、これは誰もやる人いないですから、その辺もありますし、それから、もう一つは、猟友会の皆さんが銃を取得する、あるいは免許を取る、そしてそれを維持するという、これらに対しての県のほうの、町も多少はやっていますが、やはり、そういうものがないと、本当に昔みたいに猟が経営といえますか、それである程度お金になるということは今ほとんど、ほぼほぼ考えられない状況の中で、やはり、今はもうボランティアみたいな仕事になっていますよね。ですから、そういうようなことで、県のほうにも、これだけ有害鳥獣の被害が広がる中でその対策として、いろんな対応ありますが、猟友会の皆さん方にも、やはり現場で頑張ってもらうためにも、そういう支援も考えてもらえないかというような要望も併せてやってまいりました。

いろいろな対策ございますので、町としても、その実質的な現状を踏まえた中で、県のほうにも、国のほうにも要望していきたいと思っておりますし、町としてできることもやっていきたいと考えておりますので、ぜひ、皆さん方にも、そのようなお話の場であった情報をいただいたりしながら対応していきたいと考えております。ご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

1番目の再質の関連については終わります。

次に、2点目の温室効果ガス削減に向け、森林の間伐をについてでございますが、先ほど、町長答弁の中で、具体的に今、個別計画としてはないという、木質ボイラーの関係でございま

す。

木質資源利用ボイラーの整備で、具体的に今ほどの回答は、具体的などこという、どういう計画でやっていくよというようなことはなかったんですが、私は、特別養護老人ホームなどの高齢者施設は本町内に4つ、全部で民間も含めると5つになるわけですね。そして、南会津の3施設というのは、大分もう、施設設置後20年を超えていまして、今後、大規模修繕等も出てくるのではないかなというふうに思います。

この高齢者施設の熱量は、ずっと、ホテルとかそういう施設ですと、熱量が必要な時間帯というのが定まってくるから、あまり木質ボイラーの性質からいけば、なかなか対応できないという面もあるかと思いますが、逆にこういう高齢者施設の場合は、熱量は24時間平均していますから、やはり、この大幅な熱量増減のない施設には向いているのではないかな。なおかつ、配管も、何回も言っていますからもう町長はご存じでしょうけれども、新たに入れなくて、今ある配管を、施設内の配管は利用してもいいというように私も聞きました。

これらについて、ぜひ、今後の、やはり循環型社会、あとはCO₂削減という大きな目標があるわけですので、それらについて検討すべきではと思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、具体的な提案もいただきました。確かに、効率的にするということも大事でありますけれども、私たち、この地域の森林の活用というのは命題であります。そういうことも踏まえた中で、また、施設の改修といいますか、改善といいますか、そのようなことも含めた中で、町の財政とも見合わせた中で、それらを検討していくことは非常に大事なことだと、そのように考えております。

いろいろ財源的なこともありますし、あるいは、また、その施設としてそれが適切かどうかということも判断しながら、検討していくということは大事なことだと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、検討をお願いしたいなというふうに思います。

2番目については以上で終わります。

次に、3点目の財政健全化についてでございます。

先ほど、基金の関係ありましたけれども、町として最も活用しやすい基金というのは何ですか。

あと、基金ごとに積立額の上限等の制約はあるのかどうか。これ、関連だと思しますので、一緒に質問させてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

基金なんですが、基金につきましては、それぞれ事業の目的によって積立teしているということでございます。そういったことで、活用しやすい基金というのは特にございませんが、財政調整基金につきましては、全体的な財源不足が生じたときの財源に充てる基金ということでありますので、他の基金に比べると、取崩しを行うことが多くなっているのかなということでございます。

また、積立額の上限でございますが、特にございません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

あと、上限なしとかいろいろ今、答弁あったわけですが、どの程度の基金残高を有していることが妥当と考えますか。それはありますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

基金保有につきましては、限度額等は特にございませんが、一般的に財政調整基金につきましては、標準財政規模の10%程度保有していることが適正であるというふうに言われております。元年度の決算におきまして、本町の標準財政規模、約81億円でございますので、令和元年度末の財政調整基金残高、約10億円でありますので、適正な額を保有しているというふうに思っておりますが、町全体の予算規模、あと、災害時の緊急的な対応に対応しなければならないということでございますので、継続して10億円を保有できればと考えているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、そういう考え方はちゃんと持っていくというのは大事だと思いますので、お願いしたいと。

あと、本町の財政規模から見た場合、現在の地方債残高というのはどのように捉えておるのでしょうか。妥当かどうかというのは、聞き方、ちょっと失礼かもしれないんですが、ぜひ、そのところ、考え方をお願いします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

地方債の発行につきましては、大型建設事業、あと、災害復旧事業の影響で大きく増加する年もあります。令和元年度決算で申し上げますと、実質公債費比率は5.3%であるということから考えますと、現時点では、無理のない範囲で地方債を発行しているというふうに考えております。

なお、地方債につきましては、交付税措置があるものの、借金であるということには変わりありませんので、引き続き、充当事業の妥当性を的確に判断しまして、なるべく平準化しながら事業実施の財源として活用していきたいと考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

コロナウイルス感染症の中で、町税などの減免措置というのがなされておりますよね。それで、どのくらいの減額見込みになるのでしょうか。つかんでおりますか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 私のほうから、税収の影響についてお答えいたします。

まず、現在、既に実施している、または実施予定のものについてであります。現在の徴収猶予については、猶予でありますので、時期が遅れますが、最終的には収入になると思って考えております。

また、減免であります。まず、国保税の減免については、減免した金額は特別調整補助金で全額補填される予定であります。年度をまたぐかもしれません。1年遅れになるかもしれませんが、補填される予定であります。

また、同じく、今後行う予定の事業者への固定資産税の減免であります。これは、来年1月4日から1月中に受け付けることで現在準備中であります。相当の金額になると思われませんが、同じく、全額国費で補填される予定ですので、町財政に与える影響は、1年遅れになるかもしれませんが、影響は少ないものと考えております。

その他、一番重要な、通常のエconomic活動による町民税への影響であります。一番影響を受けていらっしゃるの飲食店、宿泊関連の業種だと思われ。それらも含めて、影響を受けた事業者についてですが、国の持続化給付金よりもハードルが低い町の緊急経済対策応援給付金で、現在、申請いただいておりますので、ある程度把握できているというふうに考えております。

す。

まず、町の給付金の申請件数ですが、先週末現在、個人が322件、法人が128件、計450件になっております。まず、個人の町民税に当てはめてみますと、今年の申告で営業収入がある方は787名おられました。うち、営業所得がある方が522名。これを分母と考えますと、今回、町の給付金を申請された方が322名おられますので、自営の方の6割程度が影響を受けて申請されているというふうに考えております。

ただし、実際にその方が町に所得割を収められている方といいますと、522名全員ではなくて229名になりますので、その実績金額2,565万円から考えますと、その割合で1,500万円程度影響を受ける可能性があるのではないかと考えております。

また、法人町民税であります。128社から申請いただいております。しかし、うち89社は均等割のみの課税でいらっしゃいますので、それ以外の39社の法人税割の実績金額が766万円なんです。その程度が影響を受ける可能性があるというふうに考えております。

以上、申し上げましたが、マイナスだけでなく、非課税であります。町内に15億1,000万円支給されました特別定額給付金、そのほかにも各種給付金もございます。

いずれにしても、これまでと、これからの経済活動の動向次第でありますし、給与所得者もちろん影響を受けておりますので、実際に確定申告であったり、決算申告していただかないと正確な数字はつかめません。現在はその動向を注視している段階でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

いろいろ、これからの動きというのが、年度末に向けてまた大変だろうと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

本町のこの財政を見た場合、財政規模というのは、結構、この南会津町というのは、会津管内の中でもほぼトップだというふうに思っているんですが、その主たる要因というのは何なんですか。お願いします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 答えいたします。

町の財政規模なんです。平成18年から令和元年度決算における歳出予算規模で申し上げますと、年度によっては20億円ほど異なるときもあります。大きいとき、小さいときありますが、平均しますと約135億円程度になっております。旧町村時代に同時期に建設された建物、ある

いは、スキー場といった同様の観光施設が多くありますし、町道、林道の整備も含めまして、改修や修繕も同じような時期に発生しているということがございます。なかなか、予算規模も一気に小さくするという事は難しいというふうに思っております。

さらに、ここに来まして、去年もそうですが、台風等による災害、あと、大雪による除雪経費なども、どうしてもこの地域にはありますので、予算規模が大きくなってしまふのかなというふうには感じております。気候などによる特殊的な要因につきましては、予測できないところもありますが、選択と集中による事務事業の見直し、あと、昨年度実施しました公共施設等総合管理計画個別計画に基づきまして、施設の適正化を図りながら、バランスの取れた無理のない予算編成を引き続き行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

財政運営、本当に大変だと思うんですが、適正な運営というのは本当に必要だろうというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上で、私の一般質問については終わらせていただきます。ありがとうございます。

○室井嘉吉議長 以上で6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

再開は午後1時と、こういうことでよろしくお願い申し上げます。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 馬場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、県立南会津高等学校存続の取組についてであります。

①今まで、県立南会津高等学校存続のために請願書や要望書、署名運動など、県に対して行ってきましたが、県教育委員会の高校統合の考えは変わらないままです。統合へのタイムリミットが迫ってきている中、一貫して統合反対の意思を表明してこられた町長に今後の高校存続に向けた具体策はあるのかお聞きします。

②去る7月4日に開催された県教育委員会の南会津高校、田島高校統合に関する説明会の意見交換の場で、参加されていた教育長からは、南会津高校存続の言葉は出ず、特別支援学校のことには終始していましたが、それを聞いていた、やはり参加されていた住民は、教育長はどう考えているかという疑問の声が上がってきました。

そこで、お尋ねします。教育長はこの高校統合問題をどのように考えているか、お尋ねします。

2、町の入札の在り方は適正かどうか、お尋ねします。

①国は、入札の際の適正な競争の確保と適正な価格での契約のため、予定価格を事後公表するように提唱しているが、南会津町では、公共工事や物品を発注・入札する際、予定価格を事前公表していますが、その理由は何でしょうか。

②近隣の町村では、指名入札において2者以上の応札または見積りがないと落札・決定にならないと聞いています。南会津町は1者のみの応札でも落札・決定としていますが、それで適正な競争・公平性が担保されているか疑問に思うところです。町長の認識はどうでしょうか。

3、町の財政運営及び財政計画についてお尋ねします。

7月27日の第3回臨時議会の議案審議において、地方債が前年度と比べて約8億円も増えており、将来の財政について尋ねると、町長は大丈夫と言われました。その根拠となる中期財政見通し計画はどうなっているのでしょうか。

②総務省では地方自治体に地方公会計の整備を推進していますが、本町の取組の現状はどうなっているのでしょうか。

以上をもって、壇上からの質問を終わらせていただきます。引き続き、指定された席で再質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県立南会津高等学校の存続の取組に関する1点目であります。

高校存続に向けた今後の具体策はあるかとのおただしであります。昨年2月に策定された県立高等学校改革前期実施計画において、南会津高等学校・田島高等学校の統合計画が示されて以降、議員おたしのおおりに、南会津・田島両高等学校同窓会をはじめ、後援会、振興連絡協議会、また、町議会、町村会等による知事、県教育長に対して様々な要望活動を行ってきたところではありますが、残念ながら、改革計画の内容について何一つ変わることはありません。

しかしながら、統合計画の実施に向けてタイムリミットは着実に迫ってきております。何より今の中学校3年生においては、たとえ南会津高等学校に入学したとしても、3年生になったら統合校へ通学しなくてはなりません。卒業も統合校での卒業となると課題も多いため、どこへ高校へ進学すればよいのか判断できないと、そのような話も聞いておりますし、実際そのような状況になっております。

こうした状況の中、県教育委員会の考えが変わらない以上、今後の策としては、要望もしてきましたけれども、なかなか厳しい状況にあるのかなと思います。知事も副知事もお話をさせていただきました。地域の意向を聞いて判断しますというような回答をいただきましたけれども、知事も教育長と同じような判断の中で、計画どおり高校の統合は進めたいと、そのように実際に申されました。

ですが、私どもも、そのような状況、我々の地域の状況をしっかり踏まえた中で、今後とも諦めずにしっかりと要望を続けていきたいと思っております。

今日、新聞も見られたと思いますが、その統合に関しては県内各地からいろんな意見がありますし、今日は坂下高校と会津農林の話も出ました。ですから、地域によってそれぞれ差はあるかと思っておりますけれども、私どものこの地域性、それから、将来のことを考えた中で、そして、現在置かれている立場の子供たちのことを考えて、しっかりと町としての考えをこれまで同様に県のほうに要望していきたいと思っております。

今後は、知事部局と、それから教育長部局の懇談も設定されるということではありますし、南会津高等学校の存続を粘り強く、根気強く、要請してまいりたいと思っております。統合計画の再考を強く要望してまいりたいと思っております。

次に、町の入札の在り方は適正かに関する1点目、国は入札の際、適正な競争の確保と適正価格での契約のため、予定価格を事後公表するように提唱しているが、南会津町では、公共工事や物品を発注・入札する際、予定価格を事前公表しているがその理由はとのおただしであります。本町における予定価格の事前公表につきましては、それまで導入していた最低制限価

格と併せ、粗悪工事の防止、業者の過当競争の緩和、さらには労働者の賃金低下の防止などの理由から、平成18年10月17日に南会津町建設工事に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領を定めまして、建設工事の競争入札において、平成18年10月26日執行入札から適用しているところであります。

なお、物品は事前公表の対象外としておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、2点目であります。

近隣の町村では、指名入札において、2者以上の応札、または見積りがないと落札・決定にならないと聞いており、南会津町は1者のみの応札でも落札・決定としているが、適正な競争と公平性が担保されているか疑問に思うが、町長の認識はとのおただしであります。町では、入札に関する要綱に基づき、入札を執行しております。適正な競争と公平は担保されているものと認識しております。

なお、南会津町を含めた近隣の郡内の4町村のうち、3町村が指名競争入札において1者のみの応札で落札・決定をしております。

次に、町の財政運営及び財政計画に関する1点目であります。

地方債が前年と比べて約8億円も増えており、将来の財政不安について町長は大丈夫と言われてきたが、その根拠となる中期財政見通し計画はとのおただしであります。地方債につきましては、本定例会に提出しました令和2年度一般会計補正予算第5号を含めた予算額ベースで令和元年度末現在高が164億4,744万4,000円、令和2年度末現在高見込額が173億1,251万6,000円となり、比較しますと、8億6,507万2,000円増加する見込みとなります。

特に本年度につきましては、さゆり荘建設事業や防災行政無線設備更新事業、御蔵入交流館照明設備改修事業など、大型事業が重なったことや、昨年発生した台風19号に伴う災害復旧事業により、地方債発行額が例年より増えております。

地方債の発行につきましては、平成29年度策定した平成30年度から令和5年度までの地方債充当事業実施計画を基本としながら事業実施時期の平準化を図っておりますが、国全体の動向や災害復旧といった緊急的な事案が発生すると計画以上の発行となるため、毎年ローリングとヒアリングを行いながら、事業の必要性や喫緊性を見極め、将来に大きな負担とならないよう検討し、予算化しておりますので、これらの根拠をもとに発言したところであります。

なお、町の中期的な財政計画につきましては、6月定例会で4番議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、第2次南会津町総合振興計画において、平成27年から令和2年度までの財政シミュレーションを策定しておりますが、社会情勢の変化や多様化する町民サービスに

対応するため、歳出需要が増したこともあり、予算規模を含め、大きく乖離していることから、総合振興計画の期間延長や今年度策定予定の第4次行政改革大綱等を踏まえ、再考してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目であります。

総務省では地方公会計の整備を推進しているが、本町の取組の現状はとのおただしであります。平成18年に総務省が新地方公会計モデルを公表し、現金主義会計の地方自治体においても、発生主義に基づく財務書類を作成し、公表するよう求めましたが、作成方法や様式が統一されておらず、他の地方自治体との財政状況の比較等に活用できなかったため、平成26年に統一的な基準が示され、平成29年度決算から、全ての地方自治体が統一的な基準により財務書類を作成するよう求められているところであります。

本町においては、平成20年度決算から平成28年度決算までは、新地方公会計モデルで示された総務省方式改定モデルによる財務書類を作成し、町のホームページ上で公表しておりましたが、固定資産台帳の整備や連結団体である広域圏組合や衛生組合の財務書類作成に時間を要したことにより、統一的基準に基づく財務諸表の作成・公表が遅れている状況であります。

現在は、統一的基準のスタートとなる平成29年度財務書類データの最終確認と並行しながら、それ以降の年度の財務書類の作成を進めているところであります。

この発生主義に基づく財務書類は、地方自治体の現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして位置づけられておりますが、単に作成した財務書類を公表するだけではなく、町民に対して分かりやすく説明できるものにしなければなりませんので、まずは基本となるデータを早期に確立させ、各指標の分析・活用といった段階へと進めてまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、県立南会津高等学校存続の取組に関する2点目についてお答えいたします。

教育長は、高校統合問題をどのように考えているのかとのおただしであります。まず、7月4日開催されました県教育委員会の説明会において、教育長から南会津高校存続の言葉が出なかったというおただしがありました。私は、従前から、南会津高等学校存続を強く希望しております。その意思が十分に伝わっていなかったことは大変申し訳なく思っております。

今後も南会津高等学校存続に向け、努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

さて、高校統合問題についてどのような考えなのかというおただしであります。どの地域におきましても、統合により、今まであった高等学校が地元からなくなることは大変なことだと思います。南会津高等学校と田島高等学校の統合問題に絞ってお答えしますと、今回の統合では、子供たちの通学に大きな支障を来すばかりか、地域の子供たちが多く学ぶ学校ですので、地域人材の育成や地域産業等に及ぼす影響は甚大であり、今後の町政運営にとっても大きなブレーキになる問題だと考えております。

また、福島県は、2018年5月に示した県立高等学校改革基本計画の過疎・中山間地域の学習機会の確保と教育環境の向上の中で、統合によって地理的条件や公共交通機関の状況等から、近隣の高等学校への通学が極端に困難になり、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれた場合や地元からの入学者の割合が著しく高い場合は、学習機会の確保のために1学年1学級の規模でも本校とする措置などを例外的に実施するという事で、残すということですね、と述べております。

まさしく南会津高等学校はこの要件に合致する学校でありますので、今回の南会津高等学校と田島高等学校の統合計画は、県立高等学校改革基本計画に反する決定だと思っております。

以上のような点から、町長が申し上げましたとおり、南会津高等学校存続について、県に対して粘り強くさらにお願いととも、県立高等学校基本計画に沿った対応を取るように要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 それでは、順次質問をさせていただきます。

南会津高校の存続の問題、これは、ただ高等教育の場がなくなるとか、統合して通学が大変だという問題だけじゃなくて、西部地域、伊南川の地域です、その存続に私は関わることだと思います。ですので、これは、西部地域の振興ということを考えるならば、町の政策としてどうやって残すか、どうやって子供たちを、生徒数を増やすか、それを考えるべきじゃないかなと思います。総合政策としてです。

例えば、島根県のある離島の高校は、未来学校ということで全国から生徒を集めています。それで、廃校になる寸前の高校が今、全国から子供が来ています。岩手県の大槌高校は、「地

域みらい留学」という事業を立ち上げ、沖縄県からも生徒が来ています。

子供が少なく、ただ存続しろと言っても県は絶対認可しませんよね。幾ら要望しても、私はこれまでの経過を見て、もう、ただ要望しただけでは駄目だと思うんです。だったらどう差別化するか。ほかの地域の取組とどう差別化するかが大事だと思います。町の政策として、そういうことは考えておられるかどうか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これまで、南会津高校も田島高校もそうでありますけれども、町は、推進協議会、地域の行政、隣の行政自治体と連携しながら、その存続の仕方、あるいは推進の仕方、高等学校の在り方ということを協議してまいりましたし、そして、町も関わりながら、高校の運営等にいろいろ支援もしてきた状況にあります。

そういう意味で、トマトの新規就農者、特に南会津高校でありますけれども、新しく入ってこられた方々のご子息の方々もここに入学されていますし、これからは、今、新規就農で来られる方も高校があるからという理由も申されます。ですから、そのような中で、今、町はできる限りのことをやってきたわけでありまして、離島の話もございましたが、それぞれの地域の特性を生かしたやり方でやっている地域、頑張っている高校も、それも聞いています。

いずれにしましても、今の私たちの地に足のついたしっかりした対応をするということが、背伸びではできませんけれども、そのような対応で町としてはできる限りの支援をしているところであります。

いずれにしましても、部活動にしても、それから学校の通学にしても、町としてやっているところでありますし、そして、他県からも南会津高校には、留学生といえますか、入学される方も過去にいらっしゃいました、今、下郷の方いらっしゃいますけれども。そのようなことで、町としては、後援会の皆さん、そして、同窓会の皆さんとも連携しながらやっているところでありますし、当然、それは学校との連携もあるわけでありまして、町としては、今後、またそれなりの対応をするようなことがあれば、町としてはしっかり対応していきたいと思っております。

いずれにしましても、県立高校でありますから、片や、その辺も我々も見定めながらやっばりやる必要があるだろうと思っています。ですから、町の立場としてしっかり対応できるものは対応すると、そういう考えでおりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 県は、この統合問題に関して、我々は国の政策を率先してやっている

んだという説明がありました。

私はこう思うんです。国の政策を率先してやるのであれば、今、地方創生だ、移住促進を進めています。それを積極的に町が行ったならば、その地域移住者が増えた場合、そこに高等教育の場がやっぱり必要じゃないですか。そういうことも考えていくと、やはり全国から人を集めたり、移住者を増やすこと、これは、国の政策の先端を行っていることだと私は思うんです。

町長はトマトの新規就農者とか言いましたけれども、私はそれだけじゃないと思うんです、南会津町に来ているのは。実際に我が地区、青柳地区に来ている方は一般の方です。2名ほど移住しております。空き家はないです。そういうふうには、この南会津の自然の中で子育てしたい、ここで生活したいという人を募っていけば、人口は増えるんじゃないでしょうか。

高知県のある町は、空き家対策で、町が空き屋を契約で借り上げて、リフォームして、月1万5,000円ぐらいの家賃ですぐ住める空き家ということで対策を練っています。6年間で200人増えました。そういうことをやはり考えていかないと、このまま人口が減少した中で一時的に高校が存続するかもしれませんが、結局はなくなってしまいます。

こういう話も聞きます。私の実家は只見です。只見に行くと、何とか南会津高校を残してくれと、只見も子供が少ないんだと、今は残っているけれども将来分からないと、この伊南川の川筋に高校がなければ、田島まで通うしかなくなるんだと、それは到底無理だと、そういう話でした。何とか頑張ってくれという話でした。

ですので、何とかここは頑張って、いろんな政策を打ち立てて、高校存続に向けた取組をやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も全くそのとおりの考えで基本的にいます。

しかし、これまでもいろんな事情を説明したり、いろいろしました。主に県の教育長、それから高校改革室との話合いになりますけれども、そのようなことを申し上げましたけれども、この地域の事情を鑑みてほしいと。ですけれども、基本的にはこの方向性を県としては実施したいと、その一点張りで我々の要望は通りません、通っておりません。ですけれども、先ほども申し上げましたように、諦めずに、皆さんと一緒にしっかりと、私が先頭になって、この高校の存続をできるように頑張っていきたいと思えます。

本当にこの高校は、学校は、地域にとって要でありますし、やっぱり若い人が残るためには学校も必要です、病院も必要です。ですから、私たちが命と教育を守る、生活を守る、この基

盤を失うということは非常に痛手でありますので、その辺を県のほうにも我々がしっかり要望して、そして、県に届くように頑張ってもらいたいと思います。厳しい現状ではありありますけれども、同じような考えでございますので、ただ、対策としてはいろいろな考え方あるかと思えます。国のほうでも、最近ですけれども、やはり学校は地域の拠点になると、そのような考え方も示しておりますので、その方向性も県のほうにも分かっていただくように、しっかりと私たちの要望をしていきたいと思えますので、ご理解願いたいし、応援もいただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、よろしくお願いします。

そして、この問題は、単に執行部側の問題と捉えず、我々議員も、また、地域住民一丸となって、この存続に向けた取組を頑張っていきたいなと私は思っております。

次の質問に入らせていただきます。

予定価格の事前公表は粗悪な工事や低賃金の防止という答えでしたけれども、指名入札においてですよ、指名入札ということは指名した会社の審査をしていますよね。そして、南会津町は、県の土木の品質管理に基づいて施工監理されているはずですよ。その中で、粗悪な工事が起きるとはちょっと考えにくいんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

指名競争入札ということで、指名願が出た中から、町で信頼できるということで指名をするわけでございますのでそのとおりにかと思いますが、あくまでも、その中であっても、業者の過当競争の緩和、あとは低賃金というのを防止したいということでやっております。それでご理解をいただければと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 価格の競争ということですが、最低限の価格は決まっていますよね。その中で競争することはちゃんと法でも定めてあります。それで、安かろう、悪かろうということは、私は起きづらい。業者にしてもそうですが、わざわざ自分の首を絞めてまで割の合わない仕事は取りませんよ。ということは、ちゃんと、昔だったら分かりませんよ、いっぱい工事ありましたから、今はこういう状況の中、1円でも利益を上げようと思って業者やっていますよ。その中で価格競争に入ってしまうというのは考えられません。その点は、現状は把握していますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 価格競争の現状ということで、その中身になると思いますが、そこはちょっと把握しておりませんが、まず、その前に、国から公共入札の適正化ということで町のほうに通知が来ております。その内容というのは、弊害が生じた場合には速やかに事前公表を取りやめましょうということでございます。町の場合ですと、先ほど言ったような目的があって、弊害ということは今のところないので事前公表ということでやっておりますが、全国的な例を見ましても、県内では事前公表は少ないですけれども、例えば入札契約適正法に基づく実施状況の調査というのが年1回あります。

最近ですと令和元年11月1日現在の調査ということになりますが、これが今年の8月公表されました。総務省の調査になります。これでいきますと、全国町村、市町村、市区町村1,721ありますが、そのうち、予定価格を事後に公表しているのが977団体、56.8%、事前公表しているのが744団体、43.2%ということで、私どものほうが特に、何ですか、例外的に事前公表しているということではございませんので、ご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 弊害がないという今のお答えでしたが、先ほどのさゆり荘の宿泊棟の入札において、1回目の入札で指名した業者が10者中10者辞退しましたよね。これは、価格が合わないから辞退しますという業者もありました、これが弊害じゃないですか。実際に事前公表していなかったら、純粋にその会社が、業者が見積りをして、予定価格より上だったら、ああ、これは駄目だったなと分かりますよ、その差も分かります。一般的業者との予定価格との見積りの差が把握できます。

ところが事前公表されたら、いや、うちはその価格ではできないからというだけで、実際どれだけ違うかということも分からないままです。県の基準に従って予算、積算していますという話でしたが、実際の業者との見積りとの差がどれだけあったかということ、把握できないじゃないですか。これは弊害と呼ばないんですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

おただしのとおり、さゆり荘の建設工事において価格が合わないという業者もございました。そうでなくて、人材といいますか、その技術者を確保できない、あるいはほかの事業でそこまで手が回らないということがありましたので、その競争の中で価格だけという面ではないというふうには理解しております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 技術者が確保できないということでしたけれども、震災以降、監理技術者、主任技術者の併用は県で認めていますよね。そうすれば、技術者が足りないということちょっと当てはまらないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 緩和措置というのがあります、その基準の中で認められる場合もありますが、工事箇所が遠かったり、そういったことでどうしても確保できないということはあるかと思えます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 じゃ、次に移ります。

財務規則では、随意契約でも書いてありましたが、私も先日の臨時議会でも質問しましたが、2者以上の見積りが必要と書いてありますよね、契約の欄に。そうした場合、1者のみの応札、例えばこの本議会での全員協議会でもありましたが、木の町コミュニティ館の設計、これは1者だけでしたよね。福島県建築設計協同組合でしたっけ、何かそこに発注しましたということですが、この場合、こういう契約には2者以上の見積りは要らないということですか。それとも、2者以上の設計のプロポーザル、コンペでもいいです、そういう場合も必要性はないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

木の町コミュニティ館の建設業の県の組織との契約でございますが、そこについては、設計のノウハウを有しているということで、1者随意契約ということで、最初からその技術を有している事業者との契約ということでございますので、複数の業者での見積り合わせということではございませんでした。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 これは、ユーチューブで皆さん、一般の人たちも見ています。その中で、やはり一般の人たちが疑問に思っていることがあるんです。ある特定のところにもう路線が引かれているんじゃないかという話を私は町の中を歩いていて、業者間を歩いてよく聞きます。今、副町長が言われた、ある特定の技術を有するから1者のみの随意契約だと。じゃ、なぜそれが必要だったんですか。特定の技術が必要な特別な工法だったのでしょうか。先日の私の質問に農林課長は、特別な工法ではない、誰でもできる工法ですというふうに答えていま

した。副町長、その点はいかがですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 前回は答弁した記憶あるんですが、地方自治法施行令というところに随意契約できる案件というのが示されております。その中に、第167条の2の規定で、入札の特性が競争入札に適さないというようなことがございまして、その項目を準用してやったということでございます。

なお、その県のほうの団体におきましては、県内の各所の設計業務を受注しているという実績等を踏まえて、その団体が契約に値する業者だというふうに判断したということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 入札に適さない案件ということですが、そういう建物がなぜ必要なんですか。木の町コミュニティ館、これは木材の川上、川下のために建てるとは聞いています。だけれども、そんなに特殊な建物とは私は説明受けていません。ということは、どの設計会社でも、建物、設計できるんじゃないですか。南会津にだってほかに設計会社だっていないじゃないですか。なぜ、入札に適さない特別な建物が必要かどうか、お答えください。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 手元に資料ございませんので、必要でしたらば休議していただいて、確認させていただきます。

○室井嘉吉議長 それでは、休議しますので、随意契約のところ、もっとはっきりしてください。随意契約をやれるという裏づけのところね。そのところ、規則・規定含めて、はっきりしておいたほうがいいと思いますから。今後のことにも関わることでございますので、ひとつ暫時休憩を取りますので、十分検討して答えてください。

暫時休憩します。

そのまま待機をお願いします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○室井嘉吉議長 それでは、議事を再開します。

副町長。

○渡部正義副町長 時間を取らせて大変失礼しました。

今回、馬場議員からのご質疑いただきました内容について調整してまいりましたが、1つは、設計協同組合をなぜ1者だけ指名したのかという点、それから、それを法令上どの条文で適用させたのかと、この2つの点について事務方から説明申し上げます。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回計画をしております木の町コミュニティ館（仮称）でございますが、建設事業の建築の設計につきましては、林業成長産業化モデル事業によります、まず補助事業であるということ、指定された木工事で建設ごとに有利な補助率をまず受けるという大きな目的がございます。その中で、同事業の基本計画をまず受託したということ、こちらの福島県建築設計協同組合のほうに基本設計をお願いしたところでございます。

福島県建築設計協同組合につきましては、民間団体47者が加盟している団体でございます、こちらにつきましては、設計・工事・監理部門では県内唯一の官公需適格組合という形になっておりますので、こちらの組合と随契をしたというところでございます。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今ほど農林課長答弁のとおり、県内唯一の資格を持った県内唯一の適用事業者ということがありましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項の2号によりまして、その性質、または目的が競争に適さないということに該当するというところで随意契約したということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、大変時間をかけていただいて答弁していただいたんですけども、よく分からない。というのは、どこが入札に適していないのか、この部分、なぜそれが必要だったのかということ、私は聞いたんですよ。入札に適していない理由というのは何なのかと、そんなに特別な設計だったのかということを知っているんですよ。それに対しての今の答えは、ただ経過を言うだけで、その理由が全然、私には理解できなかったんですけども。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

木の町コミュニティ館につきましては、先ほど申し上げたように、まず木造構造物ということで、一般的に多い工法ということでCLT、さらには、今回は縦ログ構法ということで採用させていただいたんですが、その検討段階に当たりまして、やはり木造関係を広く計画をしているというところで、今回、基本設計の段階で福島県建築設計協同組合に随契をしたというところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません。幾ら言われても、その木造建築、縦ログと言われても、なぜそれが入札に適していない設計なのかどうかというの、いまだちょっと理解できませんので、だけれども時間がないので、財政のことに対しての。

この中期財政見通しという、福島県でもやっています。隣の只見町でもやっています。それを閲覧したこと、見たことはあるでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

只見町の、あるいは県の中期財政計画は見たことございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 実は先ほどの町長の答弁を聞いていまして、ちょっと私の描いている中期財政見通し計画、国とか、県とか、只見とか、会津若松とか、そういう各自治体でやっている計画とちょっとビジョンというか、様式というか、考え方が、捉え方が違うように思えたもので今の質問をさせていただいたんですけれども、県は5年スパンでビジョンを考えています。ほかのところでは、3年ビジョンで細部にわたって計画を立て、見直しを行っております。これはぜひやっていただきたいと思っております。

公会計のことについてです。ここで相当専門的な知識が必要だと思います。私は、今いる職員の皆さん、今でさえ一生懸命仕事していて、これ以上専門的な知識とノウハウが必要なことはちょっと現実的じゃないかなと思うんですよ。できれば外部委託という選択肢もあるんじゃないかなと、私はそう思うんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

公会計につきましては、29年からやりなさいということで、今、町も進めております。それで、現段階でいきますと、29年の分については、ある程度まとまっております。数字的にはまとまっておりますが、その数字が何を意味するものなのか、それを公表した際に、それがど

うということなのかということが分析がないと公表できないのかなということが1点。

それから、あと、町の場合、連結決算で広域圏組合、衛生組合、それらの決算をまとめたの連結になりますので、そちらがまだできていないということもありまして、まだ公表はできていないということになるんですが、今ほどありましたように職員だけで大変じゃないかということなんですが、独自でまずやってみようということをやってみたんですが、実は諸表をつくるだけで分析まではいかないということで、じゃ、それがどういうものなのか、書類を作成するに当たっての助言とか、あとはシステム活用の支援とかをやらないとちょっと無理だなということで、今年度当初に予算を取りまして、実は今年度、税理士事務所に委託をしまして、それらの支援を今いただいておりますのでございます。予算が77万円でございます。

今年度中には、それらの助言をいただきながら、公表できる、注釈も入れて、それはどういうことを意味するんだというもので、入れた上で公表するように努力したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この公会計に関しては、本当に専門的な知識も必要だと思います。そして、南会津町には町100%の株式会社みなみあいづもあります。それらも本当に複合的に絡んでくると思います。そうした中で、3年に1回の人事異動がある中で、専門的な知識をそこでやっていくというのは私は厳しいと思いますので、ぜひ、そういうことに関しては外注を率先してやるべきだと私は考えております。ぜひ、そのご検討をお願いします、これから。

時間になりましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 次に、10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、登壇順序に従いまして質問を開始いたします。

1、有害鳥獣被害の拡大に終止符を。

先日、新聞に、舘岩地区で農作業中の女性が熊に襲われけがをした記事がありました。幸いにも軽傷とのことでしたが、今後、有害鳥獣被害は、野菜ばかりではなく、人間の生命や大き

なげがに及ぶことも心配されます。

収穫を前に食卓に並ぶはずの野菜が猿やイノシシに食べられ、丹精込めて作った人の生きがい、楽しみをも奪っています。被害に遭って野菜作りをやめ、元気がなくなり、人にも会わなくなってしまった人の話も聞きました。多くの人が野菜作りをやめてしまえば、多くの農地が荒れてしまいます。

そこで、伺います。

1、過去3年間の有害鳥獣捕獲事業での捕獲の推移を見ると、令和元年度は、町・県を含めて953体、平成30年度は759体、平成29年度は582体で、毎年200体程度ずつ増加しています。本年度は1,000体を超えることも予想されます。この状況を町はどう分析していますか。

2、メッシュ柵、電気柵は、その地域の被害は防いだとしても、有害鳥獣の数は全く減らず、隣接する別な地域で同じような被害が広がることにすぎません。この認識はありますか。

3、捕獲数が増加に追いつかず、結果的に鳥獣の数は増加し続け、その被害は減ることはなく増加しています。毎年の捕獲数を劇的に増やし、減少に転じる必要があると考えます。毎年、計画的な捕獲数の目標で実施しているが、単年度に集中して、例えば5年分の予算、5年分の捕獲を一気に実施する必要があると考えますが、町の考えは。

4、針生地区には、これまでイノシシや鹿はいましたが、猿は全くいませんでした。しかしお盆前の8月中旬に猿が確認され、同時に作物の被害も確認されました。今では、地区の広範囲にわたって、野菜などを含め、被害が拡大しています。標高900メートル以上の駒止トンネル付近でも確認されています。

現時点では猿の被害は初期の段階です。今のところ追い払い花火などで対応していますが、一時的なもので被害が減ることはありません。猿の個体数が増える前の初期の段階で、何らかの方法で猿の被害を止めることができなかと考えますが、町の考えは。

2、G I G Aスクールサポーターが活躍できる環境を。

国が進めるG I G Aスクール構想の子供たちの学びを保障するという目的を達成するために4つのメニューが挙げられています。その4つとは、児童・生徒の端末整備支援、学校ネットワーク環境の整備、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備、そして、4つ目がG I G Aスクールサポーターの配置です。その4つ目のサポーターの役割は、さきの3つのメニューを達成するための最大の鍵であり、重要な存在であることは間違いありません。

そこで、伺います。

1、本町は、このたびのG I G Aスクール構想以前より、学校教育のI C T化を積極的に推

進してきた自治体の一つであることは高く評価します。しかし、これまで導入されたコンピューターなど、ICT機材を最大限活用してきたとは思いません。これは本町に限ったことではありません。しかし、このたびのGIGAスクールサポーターの採用は、それらの機材を最大限に活用できるようになると確信します。先生方に代わって、ハード面・ソフト面のサポートをすることで先生方のICT関連の負担は軽減されます。ICT教育の大きな前進、進化につながると考えますが、教育長の考えは。

2、そのサポーターが学校のICTサポートを進める中、行政、町民のICT関連のサポーター、アドバイザーとして、彼らの能力をさらに発揮する場があればと考えます。つまり、彼らが空き店舗などを活用し、ICT相談所、ICT教室、パソコン教室なるものを開設し、収入を得ることで、ICTアドバイザーとしてのなりわいとしてこの町で生活できればと考えますが、町の考えは。

3、新型コロナによる文化祭中止への対応を。

新型コロナ感染者が春には会津ではゼロでした。しかし、お盆過ぎには感染者が発生、今では毎日のように会津若松近辺で感染者が出ています。子供たちのスポーツ大会、社会人の大会、様々なイベントが中止になっています。先日、田島地区の第46回田島文化祭の中止が決まりました。45年間続いた大きな行事が中止になることはとても残念です。

そこで、伺います。

1、田島文化祭は中止になってしまいましたが、文化の薫る町を継承するため、ある期間だけでも作品の展示だけは実施し、本町住民の目に触れる機会を設けてはと考えますが、町の考えは。

2、先日のテレビニュースで、ある小学校のリモート授業で美術館訪問を実施していました。教室の子供たちは真剣に大きなスクリーンに映る地元作家の絵を鑑賞しながら、説明を聞いたり、質問をしていました。1で述べた展示会場を使ったリモート授業で、自分たちの絵や習字の作品も含めた鑑賞会を体験できるよい機会だと思います。実施する考えは。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、有害鳥獣害の拡大防止に関する1点目であります。

過去3年間の有害鳥獣捕獲事業での捕獲推移を見ると、毎年200体ずつ増加しているが、町はこの状況をどう分析しているかとおただしであります。捕獲頭数が年々増加する要因と

しましては、一つには、対象とする猿の里慣れ、鹿、イノシシの生息数の増加が考えられます。

特に本年度は少雪の影響で、昨年度以上に被害報告や目撃報告が多く寄せられております。捕獲頭数についても、昨年度を大きく上回るペースとなっています。具体的には、猿、鹿、イノシシ、熊を合わせた捕獲頭数は、9月10日現在で227頭、県による捕獲事業の実績を加えますと、町内で638頭が捕獲されております。

さらには、捕獲従事者の人数は、今年度16名が新たに加わるとともに、捕獲技術の向上・普及も着実に進んでいることから、捕獲圧、捕獲する圧力です、も年々向上しているものと、そのように分析しております。

次に、2点目、メッシュ柵、電気柵は、その地域の被害は防いだとしても、有害鳥獣の数は減らず、隣接する別な地域に被害が広がるにすぎないが、この認識はありますかとのおたただしですが、確かに防護柵をつけると隣に行きます、これはもう現実であります。でも、すぎないというのがどうかどうか、やっぱりそうせざるを得ない状況にはありますので、ご理解願いたいと思います。

議員おただしのとおり、集落ぐるみの大規模な被害対策が実施された地域の周辺で被害が拡大し、深刻化するケースが発生しています。そうした地域でも、的確に被害を防止するべく、来年度の対策について各地区と協議を進め、必要な支援を実施してまいりたいと思います。

また、メッシュ柵、電気柵等を大規模に整備することで、鳥獣の行動ルートを制限するとともに、柵の周辺で捕獲を実施することで捕獲効率の向上にもつながると、そのように一般的に報告されています。今後、この柵の整備と捕獲の強化を並行して取り組んでいく考えでありますので、ご理解願いたいと思います。

次に、3点目であります。

鳥獣の捕獲数が増加に追いつかず、被害は増加している。毎年の捕獲数を劇的に増やし、減少に転じる必要があると考えます。単年度に集中して捕獲を一気に実施する必要があると考えますが、町の考えはとのおたただしであります。鳥獣の個体数を減少させ、被害軽減につながるためには、抜本的な捕獲強化が必要であります。これには、単に予算上の課題だけでなく、人材の確保と育成、ICT技術等を活用した多様な捕獲技術の導入、また、場合によっては、法律面の規制緩和を図る必要もあるのかなど、そのようにも考えております。

これらは一朝一夕で実現するものではありませんが、中・長期的な個体数調整を見据えて、県へ要望しているところでもあります。

これに並行して、短期的な被害軽減及び捕獲圧の向上を図るため、さきにもお答えしました

とおり、柵の設置や緩衝帯整備に連携した捕獲の実施に取り組む考えであります。

確かに町内、非常にこの有害鳥獣害の被害増えております。このほかに、実は、猿、鹿、イノシシもそうでありますけれども、ハクビシンとか、そういう小動物もありまして、実際に販売農家ばかりではなくて、家庭用の菜園でもかなりの被害を受けていると、そのような状況にもございますので、本当に議員おっしゃられるように一網打尽にしたいわけではありますが、なかなかそれができない現状であります。

今のところ、町内の猟友会や実施隊、地域の方々の協力と連携をさせていただいて、できるだけその努力をしていきたい、南会津地域の生息環境や広いエリアなど、カバーし切れない状況でもありますが、これは、周囲の町村とも、自治体も連携をしながらやる必要があると、そのように思っています。

そういうことを踏まえた中でしっかりと着実にできるように、また、熊のお話もありました。本当に危険ですので、その辺も踏まえた中で、町民の皆さんにも注意していただくよう喚起しながら、そして、町としてもそれらの対応もしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。

針生地区の猿被害は、初期段階で個体数が増える前に何らかの方法で猿被害を止めることができないかと考えますが、町の考えはとのおただしであります。早急に被害軽減を図るためには、被害防除及び生息環境管理が重要となります。これらは、農地に侵入できないように柵を設置し、潜み場となるやぶや見通しの悪い森林の解消、栗、桑といった放任果樹の伐採を行うなどの里を餌場にしない取組が必要であると、そのようにも思います。

また、猿は非常に社会性の高い群れ動物であり、被害対策も群れの管理を基本とするところでありまして、このため、群れの中で有害性の高い個体を選択的に捕獲することで効果的に被害軽減を図ることが可能でもあります。

以上のことを踏まえ、今後、集落で実施する被害対策の合意形成を支援するとともに、針生地区に出没する猿に発信機をつけたことから、これを追跡することでの確に追い払いや捕獲を実施していく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、G I G Aスクールサポーターが活躍できる環境をに

ついてお答えします。

初めに、1点目、G I G Aスクールサポーターの採用はI C T教育の前進、進化につながると思いますが、教育長の考えはとのおただしであります、議員のおただしのとおり、町ではプロジェクター型電子黒板やタブレット型コンピューターの導入により、I C T教育の充実に努めてまいりました。

I C T機器を最大限活用してきたとは思いませんというおただしもありましたが、機器の有効な活用頻度も増加し、先生方の活用手法も充実が図られてきております。

今後、コンピューター1人1台の利用やリモート学習などの実施により、さらなるI C T教育の充実が求められております。併せてI C T機器の適切な管理も求められており、そのような環境におきましては、専門的な知識を持った方のアドバイスやサポートは必要だと考えております。

さらに議員おただしのとおり、G I G Aスクールサポーターの導入により、先生方のI C T関連の負担軽減も期待できると思います。また、学校や教育の要は先生方でありますので、I C Tを活用した授業づくりは無論、機器の活用や管理等についても、先生方とG I G Aスクールサポーターが協働で取り組むことが望まれます。そのことこそ、I C T教育の大きな前進であり、進化につながることを考えます。

次に、2点目、パソコン教室なるものを設置・開設し、収入を得ることで、I C Tアドバイザーとして生業としてこの町で生活できればと考えますが、町の考えはとのおただしであります、今回のG I G Aスクールサポーター配置事業は、短期的な委託であります、まずは小・中学校11校の支援を十分に行っていただき、実績を上げることでビジネスチャンスもあろうかと存じます。

今後、学校ばかりでなく、公民館や地域の企業等からパソコンの講師として求められたり、管理を委託されたりすることも考えられます。個人からの依頼も多くなることも予想されますので、パソコン教室等の開業に関し相談があった場合には、どのような支援が可能か検討を行うようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、新型コロナによる文化祭中止への対応に関する1点目、田島文化祭が中止となったが、作品の展示だけ実施し、住民の目に触れる機会を設けることについての考えはとのおただしあります、文化祭の開催については、田島文化協会を中心とした出展団体による会議の中で、事務局より、新型コロナウイルスの感染防止対策をして実施する計画について提案いたしました、出席した団体のほとんどが今年の開催は中止すべきという意見だったことから、今年度

の田島文化祭は中止とすることに決まりました。

また、会議の中で、中止となった文化祭の代わりに御蔵入交流館内に各団体の作品を一定期間展示してはどうかといった代替案を提案いたしましたが、こちらも同意を得ることができませんでした。

議員おただしの作品展示の機会につきましては、再度、文化協会加盟団体等の意向を聞くなど、作品の展示や鑑賞する機会の提供について検討してまいりたいと思います。

次に、2点目、リモートによる授業で展示作品の鑑賞会を実施する考えはとのおただしであります。作品の展示をする場を設ける場合は、いつでも鑑賞できる場所を設定して展示したいと思いますので、リモート授業による鑑賞会等の実施は考えておりませんので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

午前中で6番議員のほうから同じ質問をされていまして、答弁は同じようなものでしたが、少し変えて、いろいろ具体的に私の質問に合わせてつくってくれました。

その中で、再問させていただきます。

私が心配しているのは、やはり5年分の経費で5年分の捕獲をするという、単純な算数的なことしか言っていないことで、無理なことも、もちろんかなりハードルが高いことも認識しています。

ただ、先ほど町長答弁、あるいは午前中の答弁の中でも、猟友会とか、プラス16人というのがありましたので、これも結構やる方いらっしゃるんだなということですからごくプラスのいいニュースだと感じましたけれども、これは、ここ最近で急激に16人、多分昨年度16人ということなんですけれども、その傾向的には、もっと増えていく中では、もっと16人が今年には実は30人新しくというような、この16人はなかなか多い人数だと思うんですね。これはどうなのでしょう、割とそういう方が増えているのでしょうか、その辺の傾向というか。ますます来年もそういうところに交ざって、ぜひ住民の安心とか安全とか、そういう被害をなくしたいという方の情熱があつてなる方もいらっしゃると思うんですね。その辺の推移はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、実施隊の増加の16人につきましては、やはり被害が大きい地区の農業者が自主的にわなの免許の資格を取得しまして、それで、実際、わなの実施隊の数が増えているというのが大きな要因でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 つまり、この場合だとこんなことも考えられますね。

針生が今回なりました。今まで猿がいなかったので、割と、どちらかといえばあなた任せて的な、猿もひどいななんていうふうに第三者的に見ていたところがあるんですが、私も針生なので。すごい、うちのカボチャもやられちゃったものだから、それで質問するなんて思いませんけれどもね。とにかく、周りでも被害がうんと広がっていて、毎日うちの屋根に上って踊ったりしているんですけれども、それを見る限りは、本当ひしひしと感じますので、この捕獲隊というのは、被害が拡大している、そのエリアが増える、そのエリアの人たちが立ち上がる、わな免許を取っていくという形だと思うので、ぜひその辺は、案内的にも町のほうで運動したから、またさらにわなを取って捕獲数を増やしていこうじゃないかというふうに賛同した人たちが及び地元の考えだったと思うんです。

これから、針生地区であれば針生地区の人たちの中で、じゃ、俺もわな免許取ってみようかという方が増えると思うので、ぜひその辺は誘導も必要だと思うんですよ。そんなに難しくないうことだとか、どのぐらいの時間でどういうものがあるということも、そういうプレゼンというか、それも多分、説明はしていると思うんですが、僕も全くその条件とか、講習時間とか、安全基準などもちょっと勉強していないでこの場で言えませんが、それに関してはそんなに大きなハードルではないのでしょうか。その辺の流れは、分かる範囲でお願いいたします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 申し上げます。

まず今回16人増えたという大きな要因といいますか、町のほうからの周知と今、ご説明の関係について、ちょっと説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、専門的な知識を有する職員が農林課におりますので、こちらで各集落におきまして、有害鳥獣の現状と今後の対策ということで、説明をさせていただきまして、その中でやはり自主防衛が必要だというふうに地区の方が考えて、実際、わなの取得にも入ったというところでございます。

わなの取得の状況につきましては、これ、定期的に、年に、ちょっとすみません、回数分か

りませんが、そちらのほうで講習会等がございまして、資格取得ができるという流れでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕は、どちらかといえば5年分の予算、5倍の捕獲数ということを強調してまた言いたいのは、やはりメッシュ柵も電気柵も受け身ですよ。それはどこに行くんだ、じゃ、隣の町に行くかもしれない。今回の町長答弁の中にありました。全体で広域的な柵をやっても、町中を全部、里山云々じゃなくて、包囲しちゃえば来ないだろうという極論まで行っちゃう話ですよ。だけれども、それっていえば、莫大な予算でハードだし、もしかしてそれは、迷子で山菜取りに行ったおばあちゃんが戻ってこれないかもしれない、逆に言えばね、その柵があるから。だから、そういう意味では、その柵というのがやはり、逆に言えば人間が自然界に行かないぐらい丈夫な柵ですから、決して、僕は決していいあれではないと、つまり間接的に受け身的な、お金はかかるだろうし、決定打にもなることは可能性はありますけれども、どちらかといえば、こうやって具体的に数字も、これは事務報告の中の、今回6月の中の情報の中にこの今年度分が出ていて、その数字を拾い上げた数字が僕のこの数字なんで、驚とか何かも入っていますけれども、ほとんど、鹿とか何かなんですよ。

だからこの分、今、先ほど課長のほうが言われた捕獲隊の16人という部分には僕はすごく期待するもので、それが、16人が160人になったらどうなんだという話、要は取る数を増やすということ、それはもちろん殺傷する部分の、猟友会の出番の多さもしかいろいろあるかもしれないけれども、その辺の対策は、僕はその現場の話合いにはもちろん見たことないんですが、その可能性というのはどうなんでしょう。わなの数を増やす。わなも最近のは安全らしくて、人が例えば、子供はどうか分かりませんが、わなやっていますとかという名前と日付と、今やっていますから注意してくださいなんていうのを、僕も山の中にも、安全に人間にプレゼンとして、今、わなかけていますから注意してくださいというようなもののわなの跡を見たことあるんですけれども、その分でいえば、わなというのは、僕は決定打的に増やす、捕獲数を増やすキーワードだと思うんですよ、その辺はどう思いますか。それよりも猟友会の殺傷するほうを増やすべきなんじゃないでしょうか。この減らすという部分の可能性を考える場合にどんな手段が考えられます。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

わなの設置個数につきましては、これ法律上で1人当たり30個というふう決められてござ

います。1人当たり30個ということでございますので、やはり制限がございますので、なかなかわなの個数を増やすということができませんので、やはりわな取得者、鉄砲も含めてもなんですが、銃を含めてなんですが、そちらの狩猟者のほうをやっぱり増やさざるを得ないかというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 1人、じゃ、30個、16人ならもう300、去年の捕獲数も猿とか見ると、200、300ぐらいなんですよね、猿に絞って言えばね。イノシシも銃だからね、猿ばかり、だってどちらといえばイノシシとか、鹿なんかかかるんでしょうけれども。その辺のハードルの高さも今聞いて分かりましたが、ぜひ、私たちの地区でも多分そういう今、専門職員がいらっしゃるので、それによって、多分我々のところにも来て、そういうアドバイスをしてくれると思うんですが、ぜひ捕獲隊の数を増やすような努力、今もしていますと思いますけれども、その辺で、ぜひ捕獲の数をやってほしいなと思います。

うちの友人でも、隣町ですけども、女性の方が捕獲の免許取って、自分のソバ畑がやられるから、跡がついているから道が分かるそうですね。そこにかけていくと、面白いよという言葉はおかしいんですけども、ちゃんとかかるよという話をして、さばいたりなんかするのも最近はもうすっかり覚えたという話聞きました。だからそんな意味では、ぜひ、僕はライフルとかそういうもの使うの、僕なんかもちろんできないですけども、わなをかけて、あと刺しはあなた任せで猟友会の方がやってくれると思いますので、ぜひ、その辺は今やっていると思いますが、しっかりと捕獲のほうの努力をぜひしてほしいなと思います。

1人30個というの、30個大きいですよ。1つの畑に被害遭った、わなかけた、多分警戒しませんからね、初めはね。ぜひその辺はしっかりと、僕は有効な捕獲隊の数を増やすことは重要だと思いますので、その辺の推進をぜひ進めてほしいなと思います。

ちょっと番号も何も言っていませんで、申し訳ありません。

メッシュ柵についての考えは、間接的で進めるのももちろん広域的に思っていますけれども、それも有効だと思いますが、捕獲隊の方向の攻撃的なもので、ぜひ進めてほしいなと思いますが、メッシュ柵と捕獲隊のバランスとしては、先ほどだと広域的に全部、方向的には全部やるような方向で予算づけしながら、メッシュ柵も増やしていくような答弁だったんですけども、この辺は同時進行だとは思いますが、比重に関して、ぜひその辺も、改めることはないですけども、その辺のバランスなんかどう考えていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まずはワイヤーメッシュ柵でございますが、こちらにつきましては今、県の事業を活用しまして、年間、今年度につきましては、約10キロ弱の計画を今現在しているところでございます。何せ町内におきましては広大な面積を有しておりますので、こちらにつきましては、計画的に長期的なスパンをもってワイヤーメッシュ柵を設置していくしかないのかなというふうにご考えてございます。

あと、狩猟者につきましては、やはり同時並行で、狩猟の資格、それにつきましては増加させていただきまして、捕獲個数が増えるというふうなバランスが必要ではないかというふうにご考えております。

やはり捕獲を増やしただけでも、全体の鳥獣の数は減りますが、やはり鳥獣は残っています。残っているということは、どうしても農作物に被害を与えるという状況でございますので、やはり同時並行で、捕獲と、それと防護と、囲うということと同時に進めることが重要かなというふうにご考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕も質問の中の部分でいえば、先ほど專業農家、それでなりわいとして農作物を売っている引用と、あとは、町長の答弁にありました、それを作る楽しみの部分の生きがいという言葉、楽しみという言葉を使わせていただきましたけれども、高齢者の方が自分の家庭菜園ではなくて、家の前の畑で一生懸命作っているのが一瞬にして次の日奪われるわけですね。だから、その精神面の被害なんかは、お金には換算できないんですね、金には換えられない。

ちょうど7日、この質問状を出した日の朝の新聞見たらば、ちょうど2つあったんですね。1つは、僕はこれ、女性が館岩であった部分と木伏であった、男性が襲われたニュースがちょうど7日の朝の、この提出期限の朝の新聞記事だったんですが、要するに7日の新聞ですから、熊に襲われ、6日の午後4時頃、男性がわなにかかった小熊を捕ろうとしたら、後ろから親熊に襲われて、これも幸いにも軽いけがだったということでしたけれども、まかり間違えば、それこそすごい状況で、先ほどは女性だったから後ろから何撃かありましたが、この場合、軽症だったのが不思議なぐらいだと思うんですが、こういう部分に関しての可能性は全くゼロでもないわけで、里慣れという猿の言葉を使いましたけれども、場合によっては、熊だって、ここ何て平和なところだろうということで、鹿だって、撃たれもしなければ、食べ放題、取り放題の中で来ているわけですから。ぜひその辺は、分かっていることだとは思いますが、もちろん誰一

人、この中でそんなことはないと思っていた人は誰もいませんけれども、ぜひ進めてほしいなと思います。

先ほどの生きがいについても言えば、その朝、その日の同じ新聞にこんなのあります。自分が野菜を作っているのは、お盆に今回コロナで帰って来られない孫に送ってやろうと思って作って、朝行ってみたら、それがまだ実も入っていないトウモロコシも全滅したという投稿があった部分の文章を言えば、孫たちの喜ぶ顔を見たいから私は作っているという言葉が書かれていますよ。だから、それでは、うちのカボチャもあと残り8個ぐらいあったんですけども、ちゃんと数えていますけれどもね、3個取ったばかりで8個全部取られちゃいましたけれども、そういう意味では、やはり食べる楽しみ、生きがいの中の損害ですので、お金では換算できない分の精神面のそれを守るためにもぜひ、電気柵も含め、猟友会、あるいは捕獲隊の確保、それらについて、ぜひこれまでどおり、あるいはそれ以上にぜひ努力してほしいなと思います。ぜひそれを進めていただきたいと思います。

それじゃ、2番に移ります。

G I G Aスクールサポーターについてですが、先ほど教育長の答弁の中で、まさにそのとおりで、2人、先生とともにサポーターが教材づくりとか何かしながら、今後とも有効に活用していくという表現だったし、②についても可能性を否定しないで、このG I G Aサポーターのプロジェクトが進んだ、僕はもうそうですよ、これの大体終わりかけて、安定期に入った頃に、やはり住民もある、行政の中でもICTのアドバイスして、彼らプロでしょうし、いろんな能力を持った方がいらっしゃるので、有効なるものだと思うんですが。

サポーターの具体的に聞いていきます。まず、予算も上がっていましたが、この役割、あるいは個人差的な、どれぐらいの、何でしょう、周知度というか、例えばかつてプログラマーだとか、その中の、人材の中の、名前言わなくていいですよ、能力とかそういうのはどういう形で募集したんでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

まだ予算が可決しておりませんので、募集等は行っておりません。

ただ、想定はしてございまして、議員もお分かりかと思いますが、これ、国庫補助の4つの中の一つだということで質問にもあったかと思いますが、一応そこで想定されているのがICTの技術者というようなこととございます。当然のことながら、町内にそういった方がいるのかどうかというのも当然、ある程度の把握はしておりますけれども、まだまだ人

数的にも不足な部分ございますので、これからそういった部分を含めて検討といいますか、していきたいなというふうに思っております。

これは、町内に限らず、町内で足りない場合は、当然のことながら会津も含めて、県内も含めて、そういったことで広く募集といいますか、いったものを選択していきたいなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 はい、分かりました、募集はこれからということ。

じゃ、これから、だからメンバーが集まったから、その次の段階でどう、例えばそれぞれ連携してというのはそれからなんでしょうか、その組織立てとか、普通だと募集すれば、その中の連絡とか、11校あるわけですから、11校の中に5人ですから、1校1人ではないですね。僕はだから、1校1人のほうがいいなという理想はあったとしても、国の予算ですから、5人程度で2校1人ぐらいの数で配置されたのかもしれないと思うんですけども、その辺の分の、例えば、その後の部分なんかの計画は既に立てているのでしょうか。ただ、集まってから考えていますじゃなくて、集まる前にこういう進め方をしたいとか、こういう指導をしてほしいとかという、その辺の流れはお持ちというか、既にできているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

まず、人数については、今、議員のほうからお話があったとおり5人というようなことで、これは国の基準がございまして、4校に2人というようなことで、こちらのほう11校あるものですから、端数は出るんですが、一応5人というようなことで考えております。

細かい部分ですが、G I G Aスクールサポーター配置事業業務の仕様書というものを一応作成しまして、それに沿って、本年度分何をするかというようなことをある程度、当然のことながら考えております。

5人の配置ですけれども、配置もちょっと考えておりまして、基本的には西部のほうで2人で、東部のほうで3人というようなことで一応考えてはおります。

本年度については、半年間という期間でございますので、主な内容としましては、当然学校のほうから要望といいますか、等を聞くのはもちろんなんですが、それに沿った形で、先ほど教育長のほうからも取扱いについて、そういったことも含めてG I G Aサポーターにやっただくというような話もしましたけれども、一番の大きな内容については、一応マニュアルですね、マニュアルを作成するというような部分は一番大きな内容になるかと思っております。それ

は、当然のことながら、校内LANの接続であったり、あと、機器の取扱いはそうなのですが、あとは児童・生徒用のマニュアルだったり、あとは、今後想定されます、休業になった場合、家庭で使用する際のそういったところのマニュアル、この4つのマニュアルちょっと考えているんですが、そういった部分の作成に当たっていただこうかなということで、その仕様書の中で考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 6か月の期限というのはちょっと一瞬、発言したい言葉なんですね。要するに、これが軌道に乗るまでの一時的なもののサポーター、まさにサポーターなんだと思うんです。6か月間でマニュアルができて、みんな、先生方が独り立ちすれば、それは理想でしょうし、もしかして1か月ぐらいでみんな覚えて、すばらしいメンバーが5人の中にいらっしやっただので、すごい、もういきなりパソコンも今回導入されますけれども、それらが有効に動いているのが理想だとは思っています。6か月というのも長いのか短いのか私は分かりませんが、ぜひその辺、何か向こうが2人でこっちが3人という全体的な像をしていますけれども、何かそれだと、担当者が向こうに2人でもう決まっちゃう、Aさん、Bさん、こっちがC、D、Eなのか分かりませんが、そういうふうに分けるとは思っていますね、要するに先生方と対面するわけだから、同じ人が行って、同じ顔を見ながら、いろんなアドバイスもらうという流れになるような答弁でしたけれども。

ぜひ、本当は僕はちょっと今回の質問で言いたかったのは、5人の中の能力ってそれぞれだと思ったり、その人たちが集まって会議をするのももちろん考えているんですよ、集まって、みんなで。その情報交換の部分がすごく重要だと思うので、それは当たり前のことを僕は言っていることなんですけれども、その辺はぜひ、何でしょう、こっちの学校で問題があって、C校、D校に応用が利くというのも当たり前でできることなので、5人の知恵が、それぞれ経験した学校に行くと、問題はそれぞれ起きるんですけども、共通もあれば、2か月後に同じような問題が起きて、既にそれは1か月前に起きている人たちが答えを出しているものだったりもするので、理想を語っていますよ、理想を語っていますけれども、そのサポーターがコミュニケーションの情報交換、当たり前にそういうマニュアルにはなっているのかもしれないんですけども、その分をぜひ強調しておきたいなと思ったんですよ。その辺もぜひ有効に、集まって、その中でも切磋琢磨しながら学んでいくんですよ、多分、中にはいろんな、いつもLANなんかやっている人たちもいらっしやれば、LANというよりもどっちかといったらソフトのほうで得意な人もいらっしやるわけだから、と思うので、だからその辺の情報交換は、アプリを

作ったりする人が得意な人だったら、そのITの教育のほうの、教材作りはやっぱりAさん、Bさんに限るなみたいなところも本当、あると思うんですよ。LANなんかはもう彼が行けば、すぐぱっぱとやっている人もいらっしゃるんで、そういう適材適所も含めて、本人が、今、3人、2人という限りでなく、関係なく、能力をそれぞれ、11校に全部振られるようなプランというか、考え方で進めてほしいなという要求なんです、考えです、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 じゃ、私のほうから、ちょっと考えということなのでお答えしたいと思うんですけども、議員おただしのとおり、それぞれの個性があって、得意分野をお持ちかなというふうに考えていますが、今回は短期間ということもありますので、できるだけやはり同じ学校に同じ方が出向くのがやはり学校にとってもありがたいことではないかなと。その次の段階になりますとそういう考えで、ある程度落ち着いたところで、ではということで、人の入替えとかも可能になってくるかなというふうに思っております。

コロナの件もありますので、いろんな面から考えますと、度々メンバーが変わるというよりは、そのような形でお願いしたいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 3人同じ顔ぶれ、もちろん私も同じ認識です。今日は誰々さん、今日はまた別だねなんていうよりは、同じ人が行くんだけれども、僕はその本元のところでの会議、情報交換はするという中身だとは思っているんだけれども、その分でみんなで切磋琢磨できるように、5人の中の分、何か分かっていること言っているんじゃないとお叱りを受けるかもしれないんだけれども、その辺はぜひやってほしいなと。要はあの学校はこういう問題が起きているという情報交換ですよ。それはやるはずだと思うので、その辺は期待します。

要するに、何か今の教育長の話だと、何かやっぱり、俺あの学校、南郷3校2人でやっているというふうになるから、そのままの顔で終わっちゃう部分にしか聞こえないものだから、そういう人たちが一旦その学校を離れて、どこでどういうミーティングするか分かりませんが、その中の勉強会、コミュニケーションもぜひ取ってほしいということなんです。すごく重要だと思います。問題はそれぞれ学校によって違って、壁に当たる、こんなことあったよって、それはこうだろうというアドバイス得意な人いますよ。だから、その分の現場の話をしているんですね。ぜひその分も強調して言っています、その辺の考えです。

AさんBさん、あっち行ったりこっち行ったりしろということを僕は言っているつもりはないんで、その辺の、5人の中の情報交換、協力の場、そのチャンスの数の多さを僕は期待して

いますということなんです。例えば、彼らは常にどこかの自宅で待機していて、何か学校のトラブルがあったら連絡するという流れなのか、あるところに詰めているか、あるところからみんな情報持ち寄って、情報交換する会議を設けるかという、そういう部分を僕はちょっと、あるんならある、やりますよ、当たり前でしょうということを書いてほしいということですよ、そういう流れですね。サポーターの動く動きの具体的な彼らの行動ですね、アクションを知りたい。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

基本的に個人5人を雇うという考えではなくて、あくまでも団体、もしくは事業所というような形で契約をして、その中で動いていただくというようなことを考えてございます。ですので、当然5人の中で当然トップになる方がいて、その方を中心にして、それぞれの学校を回っていただくというような考えでございまして、当然のことながらトップの方を頭にして、意見交換といいますか、情報の共有を図りながら進めていくというような考えでございまして。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕はその5人というのが何かばらばらの5人で、ほら、募集ってそうじゃないですか、募集だと、じゃ、手挙げる人がいて、10人中、じゃ、5人が適正だから入るのかなと思ったんですが、今、課長の話だと、ボスというか、誰かがいて、その組織の中の3人とかがやっていくというので、ちょっと確認ですけれども、それで集めているんですね。仲間みたいな、そのメンバーでやって、あと、足りない人はこの後また考えるんでしょうけれども、そういう考え方でいいんですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 基本的にはそうでございます。団体、もしくは事業所になるか分かりませんが、あくまでも、そういったところにお声かけといいますか、広く募集をした中で、その事業所の中で5人をまず選んで、選んでといいますか、いただくというところを考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 分かりました。

じゃ、その中のグループなので、その中でヘッド、ボスがいて、その中で情報交換もするし、当たり前私の心配しているようなことは処理されるだろうし、共有して、それぞれの学校にいろんな問題に対して、対処はスピーディーに行われるという認識でいるということですので了解し

ました。

それでは、そうですね、この2番に関しては先ほども言いましたけれども、ぜひ、教育長の答弁の中にもありましたが、これが6か月という短期間ですからね、じゃ、6か月という期限があるので、7か月目には、ごめんなさい、解任しますで、もちろん解任というふうになるんだろうけれども、ぜひ、町としてもそういうのがあったら、ぜひサポート・協力するような話でしたけれども、そこに僕たちは期待しています。

例えば、この質問の中でもう一つこんなことがあるんですよ。今まで790台という台数を、1人1台で導入して、先生方も含んでいますけれども、それがなかったら、事務報告にある、学校そのものに置いているPCのリース料が1,800万なんですよ、事務ほか除いて、学校用のパソコンのリース料が、小・中学校合わせて1,600万あるんです。これって、要は今までパソコン教室で授業を受けたものという工程があったのを1人1台端末持っただけで済ませれば、素人が聞けば無料だろうと単純に考えちゃうんですよ。1,600万円浮いちゃうねと、うれしいと思って、それがいかに使えないかと素人は考えるんですよ。この考えに間違いはないでしょうか、ちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 もう一度。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この今年の事務報告の分の中に、小・中合わせて1,600、小学校が900で中学校が680で1,600のリース料、機器の賃貸料というのが一覧表であるんです。それはそうですね、いきなり今までだって、ICTでパソコンは置いていたわけだから、この分は置いていましたよ。これがいきなり消えてしまうなら僕は納得するし、ああ、それは議員、それは処分しましたよ、今回せつかく1人1台来たんだからというふうに考えるのが素人の考えなんですよ。パソコン教室も要らないだろう、みんな持っているんだもの、いいじゃないというふうに思うので、その辺についてどう考えているのかなという考えなんです。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

まず、1,600万円については、全体の数の311、既存の分ですよ。今ほどお話ありました児童・生徒、あとは教職員のパソコン、全部含めると1,100台になります。ですので、あくまでも311台というのは既存の物ですので、この部分については、あと、まだ契約期間ございますので、その部分については、当然のことながら来年以降かかってくると。

今回購入します790台、この分については当然買取りでございますので、この分については

費用、そういったリース料金は発生しないということでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 私が気になるのは、リースって期間があるから3年残だから、使わなくても3年残っているから、そのまま使い続けるという考えだった、リースというのは、ニューモデルが出れば、そのまま新しく更新して、新しい物とのリースが開始するなんていうイメージしか僕は持っていないんですよね。リースが例えば、例えばですよ、このGIGA構想の前に買って、5年間というリース期間が起きました、2年間だけリース始まっています、GIGAでいきなり物来ました。じゃ、2年、3年残っていますから、あと2,000万ずつ毎年払ってくださいなんていうのを受けるかは僕はすごく疑問だな。リースというのはその年その年、もちろん5年というリース期間はあるけれども、その辺の考え方、僕はちょっと、それで済むんでしょかね。残って3年間は、そんな残る、持っていなきゃならないんですかね。リースって、要らなくなったら、その会社要らなくなったら、ごめんなさいで僕は過ぎると思うんですけれども、それは通らないですか、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

今残っている790台というのは、あくまでもその購入費用も含めて5年間でお支払いしていくと、分割払いみたいな、そういったイメージでいただければいいかと思うんですけれども、当然のことながら5年間として契約しているわけですので、その分の費用は当然5年間発生するというのが当然のことだと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

明確にひとつ答えてください。

○渡部浩明学校教育課長 790台については今現在も使っていますし、これからも使うものがございますので、そういう部分では費用は発生するというところでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 700じゃなくて311だよ、そうだね。

すごくもったいない話だねというのが感想です。3年生以上らしいですね、3年生以上で、1、2年生はそれを使うなんて話もあったらしいですけれども、今まで全校生でそれを時間惜しんでいても使っていたんだしたら、これまた、まあいいかというのはあるけれども、3、4、5、6年生が1人1台を持ちながら、その宝物をそのまま置いて、1、2年生が時々使います

よなんていうのを僕は納得できない。本当はばら売りたいぐらいだよ、そんなのは、言わせてもらおうと。

でも、分かりました。既に契約している5年分払ってくださいよ、払うんですね、1,600万、僕は分からない。私が言いたかったのは、1,600万のうち、1、2年生が使う分は必要ですよと、これ理解します。それで、台数は減らして、児童・生徒の分ぐらいはリース継続して、残り1,600万ですから、この中から1、2年生の分のリース代といたら、多分600万もかからないはずですね。それをICTのサポーターの部分の予算に向けたりしながら、もっともっと人を、1校1人サポーターをもっと継続して使えるんじゃないかというようなことを提案しようかと思ったんですよ。その辺がちょっと……

○室井嘉吉議長 いえいえ、ちょっと。

今、湯田議員が質問している内容について、行政の皆さん分かりますか、どういうことを言っているか、質問している中身。

学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

1、2年生の311台についても、引き続きそれは1人1台分として利用するものでございますので、そういうご理解でお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 ちょっと、いや、湯田議員に尋ねますが、あなたの質問したことに対する回答、これについてあんたは理解できますか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕は何を言いたいかというと、もったいないという感想をして、課長のほうが言ったのも正しいだろうし、そのつもりでいますでいいわけですよ。1,600万、1、2年で使いますと言っているんだから、それ以外に何も僕は言う必要もないし、それは企業として、どこのリースメーカーかもしれないけれども、いやいや今回GIGA構想があって、うちのあれ処分されちゃうかなんて不安を持っていたものが、3年間、1、2年生のためにこの町は1,600万、毎年払ってくれるんだもの、ありがたいなって感謝していますよ。それは全然問題ないです。行政でお金あるんでしょうから、それは問題ないです。理解しました。

でも、皆さんよく知っておいてください。今までそれを使って、4年生、5年生、6年生は使って一生懸命やっていましたよ。でも一生懸命使っていましたかね、一生懸命使っているなら有効に、先生方言うように教育長言っていましたけれども、有効に使っていますと言いながら、今回1人1台来たから、その部分の331台がそのまま1、2年生のためにあるというの

は。1年生の教科の課題時間って少ないですからね、年間10時間、5時間、8時間ぐらいですからね、ほとんど触る程度で彼ら済んでいますよ。気になりますということです。事実も分かりましたので大丈夫です。

それじゃ、3番の文化祭中止に対してですが、これに関してに移りたいと思います。

この分に関しては、町で提案して、実はその会場に僕もいました。文化協会のほうで言ったら、やはり心配があるということで、今回本町にも出ましたよね。だからこの文化祭が中止になるときの時点では、本当にどうなるか分からないのだけれども、今は町内で出たということだから、ますますこれに関しては中止、もう本当に妥当な結論だったと僕は思います。この中止になった、45年間続いた文化祭が中止になったことは、本当、これは仕方がないことだと思います。あのとき出しても、今出したら、もっとそうだそうだとなったと思います。ほとんどの方が本当に中止はいいだろうと言います。先ほど教育長が答弁の中で、教育委員会のほうから、展示とか何かの提案はしたけれども、文化協会のほうからやらないというのを僕も聞いていました。

ただ、私がすごく残念だったのは、僕は発言しませんでしたけれども、町がそうやって提案して、展示だけでも、例えば公民館教育なんかでいろいろな作品作っていますよね。そういう人たちが町長賞とか何かでいつもこうやったり、子供たちが展示しながら銀賞、金賞もらって、家族で上だけ見て、2階見ながら、それ見て、背中見ないで帰っちゃうなんていうのを、僕はいつもその風景見えていますけれども、その風景をぜひ、本当はできてほしいなと思って、何だ、公民館の生涯学習課のほうのこれの提案は、俺、いいんじゃない、展示だけはしたかったというのはちょっと応援しようかと思ったんですけれども、これに関して、中止ということだから中止で中止なんだけれども、子供たちを対象にした、町自体でやってあげたってよかったんじゃないかしら、文化協会じゃなくて。本当は文化協会も、生涯学習課の社会教育の中の作品もあるわけだから、それを含めた、絵と習字と公民館でやった作品だけでもきれいに飾られるわけだから、それはやって、賞でもあげたり、授賞式でも開会式でもやって、46回という名前は出ないかもしれないけれども、ぜひそのお披露目をつくったらどうかしらというのがこの質問の理由なんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおり、私もそう思っております、今、担当のほうで各団体に照会をいたしまして、御蔵入交流館のガーデンモール等を使って、作品を展示しませんかという

照会をやっているところです。

また、学校に対しても希望の有無を今確認しているところで、できれば御蔵入交流館、誰でも自由に見られるところですので、こちらのほうで展示を行いたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひ、そうですね、まさに募集で、各サークルも発言する方としない方いらっしゃるのでは、文化協会の中でもいろんな方いると思うんです。1年間丹精込めて作ってきた作品を見てほしいとか、せめて家族だけでも見せてほしいという方が何かいらっしゃるような感じで顔ぶれも見られたので、もう既に声かけているみたいなので、ぜひミニでも交流館という会場もしっかりあるので、今の発言どおり声かけて、小さくてもお披露目の場を設けようと今しているらしいので、ぜひ実施してほしいなと思って、それを伝えて終わります。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時20分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 室 井 英 雄 議 員

○室井嘉吉議長 次に、5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番。

それでは、皆様、お疲れのところ、しんがりということで、議席番号5番、室井英雄でございます。

では、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目、本年3月の議会定例会において、石造り建築物及び日本家屋の活用について一般質問を行いました。町長より、商工会から提案された内容を真摯に受け止め、検討を重ねるとの答弁をいただきました。その後の進捗状況について、以下、質問いたします。

1番、土地及び建物を取得したと聞きましたが、取得金額及びその算定根拠は。

②取得に当たり、その財源は何を活用したのか。

3点目、今後、具体的な利活用に向けて協議がなされると思いますが、現時点で検討されている内容はあるのか、お伺いいたします。

では、2点目、災害時の避難所施設について。

近年、異常気象が原因と思われる豪雨災害や大型台風による被害が毎年、全国各地で起きています。本町も例外ではありません。過去には激甚災害指定を受けるほどの被害を経験しています。今後、台風、皆様の記憶にも新しいと思いますが、台風10号のような大型で非常に強い、あの頃はスーパー台風などと呼ばれましたが、その台風が関東地方に上陸してもおかしくないと言われていています。進路によっては、本町に甚大な被害をもたらすと想定されます。

そこで、以下、お聞きいたします。

①本町指定の避難所は何施設あるのか。また、収容できる想定人数は。

②コロナ禍の中、受入れ人数を制限せざるを得ません。避難所に入れない町民がいた場合の対応は。

③民間のホテルと災害時に避難所とする協定を結んだと聞きました。なぜ今のタイミングなのか。新型コロナウイルス感染症の対策も想定されているのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田島地区中心市街地活性化事業におけるまちなか拠点整備の進捗状況に関する1点目、土地と建物の取得金額及びその算定根拠は、そして、2点目、取得に当たっての財源に関するおただしであります。関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

まちなか拠点整備につきましては、昨年11月に中心市街地活性化事業検討委員会から提出された提言を踏まえまして、町と商工会事務局により、権利者の意向確認を含め、交渉を進めてまいりました。

なお、上町地区の石造り建築物及び日本家屋を活用した拠点施設の整備に当たりましては、事業の有効性や実施主体の選出、施設整備に向けた財源の確保など、事業化に向けて十分に議

論すべき課題はある一方、権利者との交渉においては、町が中心市街地の活性化のために建物を活用いただけるのであれば交渉には応じるが、令和元年度中に結論を出していただきたいと、そのような条件が示されました。

このようなことから、町といたしましては、事業化に至るまでには引き続き十分な検討等が必要であるものの、中心市街地の活性化を図る上において、当該物件の取得は必要不可欠であると、そのように判断したことから、令和2年3月16日に権利者へ購入の意思を伝えまして、7月13日、売買契約を締結したところであります。

なお、購入に当たりましては、土地2筆の合計971.39平方メートル、これのみを購入いたしまして、建物については無償で寄附していただくよう交渉していたことから、土地開発基金を活用し、不動産鑑定土地評価額である2,774万円で取得したところであります。

次に、3点目、今後の具体的な利活用に向けての検討内容はのおたただしであります。また、まちなか拠点施設の整備につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、当該物件の取得は完了したものの、年度当初から新型コロナウイルス感染症対策に追われまして、町と商工会事務局との間で事業化に向けての具体的な協議を行えるような状況にはありませんでした。

最近になって、ようやく業務も落ち着いてきたことから、去る8月27日に商工観光課と商工会事務局長とで協議の場を設けまして、10月中に中心市街地活性化事業検討委員会の委員の方に集まっていただき、当該物件の取得経過や町の事業化に向けた基本的な考え方について説明する機会を設けていただくよう、お願いしたところであります。

中心市街地は、社会的・経済的機能が集積し、町を訪れる方々に魅力を発信する「まちの顔」として役割を果たすなど、まちづくりに欠かせない重要なエリアでもあります。

今後は、町における中心市街地の整備方針等を決定するとともに、財政面を含めた検討課題に対する十分な議論を深めながら、商工会を窓口として、より事業効果が高い起業者の提案募集・選定につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、災害時の避難所施設についての1点目、本町指定の避難所は何施設あるのか。また、収容できる想定人数はとのおたただしであります。本町の指定避難所は132か所で収容人数の合計は1万7,642人です。

次に、2点目です。

コロナ禍の中、避難所に入れない町民がいた場合の対応はとのおたただしであります。先ほど答弁した収容人数は、コロナ禍を想定していない場合の収容人数です。それぞれの避難所で避難者同士のソーシャルディスタンスの確保など、新型コロナウイルス感染症の感染防

止対策を取った場合、想定している人数を収容することができないことは当然考えられます。

避難所に入れない方がいた場合には、近くの他の避難所への誘導を行ってまいります。

また、町民の避難の考え方についても、一律、避難所に避難するのではなく、安全な親戚や知人宅に避難することや、また、自宅内での垂直避難、2階に逃げたりとか、そのようなこと、さらには感染のリスクを避けた避難の方法などを引き続き、広報みなみあいづ等、それから町のお知らせ等、そして、いろいろな機会を設けたその中でも皆さん方にも周知を図っていく必要があるのかなど、そのように考えております。そのようなことを通じて周知してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3点目であります。

民間のホテルと災害時に避難所とする協定を結んだことについて、なぜ今のタイミングなのか、新型コロナウイルス感染症の対策も想定されているのかとのおただしであります。今回、グリーンホテルミナトとダイワリンクホテル会津田島の2か所と災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定を締結いたしました。この協定は、新型コロナウイルス感染対策のため、県が創設した福島県避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金交付要綱に基づき、高齢者や妊婦、障害者などの避難に特段の配慮が必要な方や新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い方などを避難させることで、避難者を分散させ、感染リスクを最小限に抑えるために締結したものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、それぞれのホテルの方針に基づき、適切な対策が取られるものと認識しておりますが、災害発生時の避難者の受入れにつきましては、ホテル運営事業者と連携を密にして、万全を期してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 では、本来であれば1番から再質問という形なんですけど、2番から再質問してもよろしいでしょうか。

いいですね、これは。

〔「はい」と言う者あり〕

○5番 室井英雄議員 本町の指定避難所は132、収容人員は1,764人というご回答だったんですが……

〔「1万7,000」と言う者あり〕

○5番 室井英雄議員 すみません、1万7,642人ですよ。これを多分準備すると思うんで、この4地区、この田島地区と旧伊南・南郷・館岩地区で分けた数字があれば、ちょっと参考に知りたいんですが、なければいいんですけども。ありますか、お願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

参考にとということで、田島地域につきましては、指定避難所が55か所ございます。収容人数が7,437名、収容できる予定となっております。

次に、館岩地域につきましては、指定避難所が31か所、収容人数が5,603名となっております。

伊南地域につきましては、指定避難所が22か所、収容人数が2,531名。

南郷地域については、指定避難所が24か所、収容人数が2,071名となっているところです。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今の数字でいいますと、トータル的には全町民が、1万7,640人というのは、コロナは置いておいて、平時では避難できるという数字。なぜこのようなことを聞かかといいますと、今回の台風10号の暴風雨の風速、ピーク時には80メートルなんて言われている台風なんですよ、途中でちょっと普通のやや強い台風には変わってしまいましたけれども。今朝も見たんですが、やっぱり関東・東海地方、海水温が高いんですよ、本当30度近く、近くというか、もう何キロ先にも30度の海水温の海水があると。そうすると、もう台風が発達して上陸するという、そういう可能性のある、想定と言うよりは可能性はあるから僕、こういうことを聞いているんですけども。

何が心配かという、そういう風の台風が上陸した場合、南会津町はもうほとんど木造家屋、うちでももう風速50メートルの台風が来たらば、私でも避難所に、丈夫な避難所に逃げなきゃいけないような建物なんで、そういう台風が来たという想定の中で、本当に防災というのは想定の世界なんでしょうけれども、そういう想定の中でコロナ禍に対応していかなくちゃいけないと。

町長の答弁の中にもソーシャルディスタンスを取る、今ある、今説明してもらった避難所、ソーシャルディスタンスを実施したらば、どれだけの避難者を受け入れられるか、それに対してはシミュレーションとかしていませんか、どうですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

正確には把握はしておりませんが、それぞれソーシャルディスタンス、通常の災害ですと、1メートル、2メートルの面積を取れば、確保すればいいという標準的な面積はございますが、ソーシャルディスタンス、今回のコロナ禍となりますと、それぞれ、家族単位ですとか、そういった部分では1メートルから2メートルの幅を取らなきゃいけないということにはなっておりますので、そういう部分を鑑みますと、収容人数の、ある程度、3分の2から2分の1程度の収容人数にはなってしまうのかというふうには想定しています。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長、今、1グループ、1メートル、2メートル、今、家族でいったときも1メートル、2メートルという数字だったんですけども、その数字じゃなくて、2メートル、2メートルの数字、家族で避難された場合、お願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

大変失礼しました。

1人当たり2メートル掛ける1メートルという面積を取るということで、家族が4人いれば、その4倍という形で考えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 本当に家族4人でそれだけのスペースを取らなくてはいけないということは、本当に、今課長が言いました、避難所が本当に2分の1、3分の2しか収容できないと。

先ほど言いましたが、台風10号、ああいう台風が来るという想定で今、質問していますからね。そこが大前提でお願いします。

②に移りますが、そういう場合、避難所にもう入れない、入れないというか、これ以上受け入れられないといった場合、町としてはどのような対応を、シミュレーションしていないというから対応は考えているかどうか分からないんですけども、もし、こうする、ああする、しなきゃいけないというものあれば、お願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

先ほどの町長の答弁と重複してしまうかもしれませんが、まず、町民の避難の考え方についても、一律に避難所に避難するのではなく、安全な、例えば親戚ですとか、知人宅、頑丈な建

物ございますので、そういった方の避難ですとか、あと、自宅内での垂直避難等、さらには感染リスクを避けた避難の方法など、引き続き、例えば、今回も各戸にこのような、ふくしまマイ避難ノートというものも配布いたしましたので、それぞれ各戸でこういった水害、自分の命と大切な人の命を守るためにできることをちょっと意識づけしていただきながら、対応していただければなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 分かりました。

そういうものが配布されていれば、町民の意識も高まってくるのではないかと思います。

それで、町長答弁の中に、避難所に入れなければ親戚とか知人とかに行くということで、だから台風10号のある前提でしゃべっていますからね。知人・友人も木造だと、危険だと判断された場合、避難所に入れない方の場合は近くの避難所への誘導を行いますというご答弁だったんですね。そういった場合、じゃ、避難所に職員、132か所、張りつける、それはかなり難しいですよ。私言っている、極論かな。どんな想定外の災害が来るか分からないんで、頭の隅に入れておいてほしいんですよ。

もう堂々巡りになっちゃいますけれども、じゃ、その132か所の避難所に、各避難所に職員を配置すると、配置はそこまでは考えていますか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

その132か所に全て職員を配置するというのはなかなか不可能といえますか、物理的なものございますので、その災害の状況によっては、時間をかけてでも職員を配置する、しなけりゃいけない状況が発生するのも確率的にはゼロではないかとは思っておりますが、早急に対応したい場合というのは、例えばそれぞれ4地域には指定緊急避難所がございます。田島地域でいいますと、御蔵入交流館などが緊急避難場所になっておりますので、例えばそういった頑丈な建物というのは、コンクリート造りの建物であれば、本当に緊急事態が発生した場合などは、民間の事業所の建物も利用するような形に対応せざるを得ないのかなというふうには考えておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、課長が民間と言われたんですけども、それでは③のほうに行っちゃうのかなと思ったんですけども、まだちょっと、この時点でちょっともう少し質問をしたいんですが。

やっぱりこの、頭にコロナ禍の中という、そういう質問なんで、避難所に入るときに一々検温はしたりしなきゃいけないですよ。そうなった場合の温度を測る、検温器というのか、そういうものはどのように、避難所には設置していないんだから、どういう取扱いになるのか、聞きます。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

感染者が今回出ている中でという部分でも想定されると思うんですが、例えば緊急避難所を開設した場合の高熱の避難者が避難したときの対応ということでちょっと例を挙げますと、本町では、国から示されております新型コロナウイルス感染症対策に配慮しました避難所開設・運営訓練ガイドラインを基にしまして、避難所の開設を行うこととしております。そういった発熱の方が避難してきた際には当然検温もしますし、そういったサーモカメラで即座に分かるような形で受付をしております。避難所の構造的な問題はあるかもしれませんが、その施設の一部を発熱者専用に使って、その後、町の保健師等の問診で他の避難所への移動ですとか、医療機関等への受診を促すことになります。

当然のことながら、感染防止の徹底を行いながら、そのときの状況、その災害の状況に応じて、町としては柔軟な対応をしておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そういう対応ならば、安心してお任せできるかなというふうに感じましたので、では、③に関連して質問いたします。

ホテルは分かっていたんですけども、私は民間のホテルと書いたんですけども、ミナトとダイワリンクということで、これ、協定書は私、拝見というか、見られないんですけども、見ないと分からないんですけども、協定書の中にはコロナに対する情報はありますか。言っている意味が、もう、いや、災害時だったらもう、コロナ専用の隔離ではないんですけども、よくあったじゃないですか、東京辺りだとホテル1つ、そこにコロナ患者、疑わしい人はみんな収容するといったらちょっと語弊がありますけれども、入ってもらおうと、そういう感覚での協定締結ではないですよ。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

今回の民間のホテルの協定でございますが、特に新型コロナウイルス感染対策という部分での直接関わるものではございません。先ほども町長の答弁、また重複してしましますが、高齢者で

すとか、妊婦、障害者などの避難に特段の配慮が必要な方がやはり来ますと、それぞれ個室ですとか、そういったものが必要になってまいります。やはりそういった部分では、避難所を分散させまして、ある意味間接的にはなってしまうんですけども、感染リスクを最小限に抑えるために、今回、民間のホテルも締結をしながら、そういった柔軟な対応でやっていくということで、直接コロナの感染者ですとか、疑いのある方を収容するようなホテルの協定ではございませんので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 よく分かったんですが、ちょっとタイトルの中に、なぜ今のタイミングかの部分の回答がないような気がするんですが。なぜこの、そうでしょう。だから、コロナところへ結びつけたくなっちゃうんで、もしそういうことでしたら、ミナトなんていうのは昨日今日建ったわけじゃない、ダイワリンクはまだ3年かな、何年か、そんなものです。ミナトさんはもう何十年もあそこでやっているわけですよ。でも本当、先ほども言いましたけれども、激甚災害の指定を受けるほどの災害、もう本当に2年おきぐらいに災害、経験しているわけですよ。だったら、そういう発想だったらば、もうその前にできたんじゃないかと、協定は。じゃ、なぜ、だから、なぜ今なのかとなっちゃうんで、そこの辺のご回答をお願いしたいんですけども。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

タイミングというところでは、今回の新型コロナウイルス感染症対策ということで、間接的には関連がございます。この民間のホテルとの協定をいたしますと、日額の宿泊料ですとか、そういった部分の2分の1が県の補助対象になるということから、国・県からもこういった協定の例があるということ、補助対象にもなるよということでしたので、本町もそのような形で早急に対応してきたところでございます。

さらに、今ほどありました、なぜ、本当に今なのかという部分では、当然やっぱり要配慮者という部分でも、コロナの部分でも、きちんとしたソーシャルディスタンスを取らなきゃいけない、そういった中でも特別な配慮が必要な方が、どうしてもやっぱり精神的なものも負担も増えてまいりますので、そういう部分では、直接的にといいますか、すぐにホテルに収容といいますか、避難させるのではなくて、一旦そういった緊急避難所に収容していただいて、その中で保健師と、先ほど言いました保健師等のヒアリングですとか、そういった部分を行いまし、この方はやはり個室が必要となれば、そういった形で、じゃ、どうするんだということで、

町では民間のホテルと協定をしておりますので、じゃ、そちらに移っていただけませんかということで、本人の同意を得ながら対応していくという流れとなっておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 1点、お聞きしたいんですが、たしか福島県避難所の、何といたしましたかね、新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金交付、町長の答弁に出てきたんですが、これは一体何の、もう一度これに関して説明できますか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 この新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金ということで、県の補助事業でございます。先ほどもちょっと答弁させていただいたんですけれども、これ、6月補正でもう予算化していただきました。サーマルカメラですとか、そういった部分の補助対象にもなりますし、コロナ対策用の防護服ですとか、マスクですとか、あと非接触型検温器とか、そういった部分も対象となります。そういう部分でも補正予算で計上させていただいた経過がございまして、その分の補助事業ということでご理解ください。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ちょっと私のほうから補足して説明させていただきたいと思います。

今回の制度については、コロナウイルス感染が蔓延するという危険性があるということで、県のほうから、そういった、市町村がホテルと協定を結んだ際に、入所させた場合の支援をしますよというような新たな制度ができたものですから、それに基づいて、南会津町はこの2か所のホテル事業所と締結をして、万が一の場合に、感染者のリスクの重篤な方を収容して、事前に備えるというようなことでの取組でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 やっぱりコロナ対策という理解で、はい、分かりました。

では、1番に移りたいと思います。

私、本当にこの建物の隣の隣に住んでいるんですけれども、ふと夕方、国道121号、もうすぐ、もうすぐというか、もう何年でしたっけ、県道に格下げになるのは、格下げというか、まだはっきりは決まっていなかったっけ。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

121号がバイパスできる際に県道の延長になるということでは聞いておりますが、その時期

が今、いつになるかということはまだ明言されておりませんので、ご理解いただきたいと思
います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 思わず建設課長からのご答弁なんて想像していなかったんで、じゃ、
ちょっとついでに、ついでにと言ったら失礼ですけども、併せてお聞きしますが、今、山丹
坂の工事、鉄橋の工事とバイパスができれば、できた時点で格下げになると考えていけば、間
違いないですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

松ノ下地区のバイパスのところだと思いますが、あそこは一応、契約工期は今年度末ですが、
少し伸びるといふふうに聞いております。その時期ではなくて、会津縦貫南道路、その接続の
時期に絡めてといふふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思
います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 すみません、本当に。うちの周り、あそこ開通すれば、格下げなんだ
って近所の方が言うものですから、私もちょっと勘違いして、そんなように思ってしまったん
です、申し訳ございません。

隣に住んでいるんですけども、そこからまた話、再開して申し訳ないんですけども、道
路沿いを見た場合、本当に数少ない、本当に歯の抜けたような商店街ですよ。そこでもう、皆
さんに聞くのは、本当に町で買い取っていただいたと、買い上げていただいたと、町有財産に
してもらったと、こんな安心なことはないと、皆さん、異口同音にそう言いますよ。

変な、また業者が入ってきて、かき回されてと、そういう心配もないということで安心はし
ているんですが、今後、もう本当に商工会と町がタッグを組んで進めていかなきゃいけない話
なんです。今、僕、沿線のこともありますし、だから、将来的にどうするというものは具体的
にはなっていないんですけども、もう、でも、これは町も判断して、取得してくれたと。

そこで、時系列で見ますと、8月に局長と会って、10月に県の委員会のメンバーに集まって
もらって経過を説明するというか、今後のことも併せてというか、検討委員会は、あれ、提出
するまでの検討委員会ですよ、そうですよね。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

検討委員会の委員からご提言をいただきまして、それに基づいて、町のほうで取得したりし

た経過もございますので、委員の方にも取得したと、町のほうで土地を購入しましたよという報告をしていませんので、やはり今まで検討して、提案いただいたということに対して、町として何ら説明する機会も設けておりませんので、局長のほうとお話をさせていただいて、委員の方に集まっていただいて、その土地を取得したという報告をさせていただいて、あと、今後の町の考え方等をその場で説明をさせていただいて、あそこを活用して、こういったことをやりたいというような事業者の募集のほうを商工会が中心になりまして、その募集を行って、どういう使い方をするというのを町と商工会で協力をして決めて、その後で、あそこをどういう修繕が必要だとか、そういった詳細について詰めて、事業化に結びつけていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長のお答え完璧でちょっと質問しづらいですから、だから課長には質問したくないと常日頃から言っているんですよ。

ここで、すみません、今回取得するのに土地開発基金を活用したと。これ、直近では梅寿館の土地もそうですよね。お答えをお願いします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

土地開発基金の活用なんですけど、これについては、町が事業の先行投資ということで買う場合に使う基金でして、梅寿館もそのような形でこの基金で買いまして、後に一般会計で買い戻したということでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、私の質問で総務課長お答えになったということは、総務課の管理にあるということでは、そういう考えでよろしいですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

明確に答えてください。

○渡部浩治総務課長 基金ですので、総務課で管理をしております。

なお、その額については、財産調書の14ページに掲載されているとおりでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それを踏まえて、今後の商工会との協議、まだ白紙の、白紙とえばよく分からないけれども、まだ協議は予定されていますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、10月中に委員の方に説明の機会を設けて、説明をさせていただいて、その場で皆さんの意見等も伺った上で、その打合せ以降に、詳細については商工観光課のほうと商工会の事務局のほうで詰めて、その後は進めていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今後の事業内容を進めていくには、商工観光課対商工会事務局で進めていくということで、また、新しい検討委員会、検討委員会というのではないけれども、そういうものを立ち上げるとかという話ではないんですね。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

町の考え方を伝えさせていただきまして、その考え方に基づいて、商工会の事務局のほうで、こういった条件であそこを活用して、事業をやってみたいという方を募集して、恐らくプロポーザル方式になるかとは思いますが、そういった事業者の募集をして、選考会を開催して、あそこを運営するという運営の事業者が決まりましたら、そちらと町が具体的な協議を進めて、改修をしたりとか、あとは建物を、例えば家賃を頂くような形で貸すのかとか、どういうふうにして今後運営していくのかというのを詰めていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 だから、課長が言ったように話がつくんですか。事業主体主も決まると、そこからの改修というふうに考えてよろしいんですね。完全に主体主が決まってからの改修工事ということで、そういう順序でよろしいんですね。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

今回の検討委員会の委員の方から取りまとめた報告書の中で提案ありましたとおりに、改修工事を終えて、実際募集をしても、中、こうだったらよかったのという話になってもあれです。こういった使い方をしたいということで、町も個々にその運営をお願いしたいというふうに決まってから、その提案いただいた要望の中に合致するような形で改修を行いたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 11月に提出された提言の中には、そういう要望とか入っていませんで

した。ただこういうふうに使いたい、ああ使いたいじゃなくて、こうしたいというのはなかったですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

提案書の中身に具体的なこういう使い方をしたらいいんじゃないかという提案は入っていたんですが、その検討委員会で運営等を、まちづくり会社みたいなのをつくって、その協議会の中で運営するというのであればそれでもいいんですけれども、まちづくり会社等を設置して、直接運営するというやり方はしないで、そこを活用して事業を行いたいという事業所を募集したらいいんじゃないかというような提案だったものですから、あくまでもそういったたたき台を参考にさせていただきながら、町のほうで考え方を決めて、それを説明させていただいて、プロポーザルに提案してくる事業者を募りたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 なかなか本当によどみない答弁なので、突っ込みづらいところがあるんですけれども、多分、同じこと聞いても課長は同じ答弁なんで、ちょっと視点を変えて。

いいところを見つけました。「まちの顔」という、その具体的な、「まちの顔」という答弁しているんですけども、「まちの顔」と使ったその根拠、教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

議員先ほどお話しのとおり、田島バイパスが開通して、山丹の交差点のところの改良が進んで、今、コメリのところと富じ亭さんの間のところですか、あれが、先ほど建設課長から答弁ありましたように、会津縦貫南道路とどうつながるかというのが確定した時点で、この中心市街地については検討になるというようなお話になっておりますけれども、そうしますと、今までと違って、道路の両脇に路上駐車をしての買物とか、お年寄りが安心して歩いて、そういった散策をするとか、そういうのも十分可能になると思います。

そういった意味で、中心市街地のあそこを拠点といいますか、そういったシンボリックな建物として位置づけて、そこを町の案内の会の方とか、いろんな方と連携をしながら、鳴山城とかいろんな観光資源もありますので、そういったところを散策して、歩いたり、安心して買物をしたりとか、また、そこに行けば何らかの、写真展やっていたりとか、何かそういういろんなイベントものをそこで随時開催するようなことでにぎわいを創出したり、そういった拠点にしたいというような意味で、「まちの顔」というような表現を使わせていただいたというところ

でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 本当にすばらしいご説明でありありがとうございます。

それで、もう一度建設課長にお聞きしたいんですけれども、さっきバイパス、高規格の道路とつながるといのは何年でしたっけ、あれは。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

田島バイパスのところにつながる年度につきまして、今明言されている状況ではございませんので、何年ということでは正式なお知らせは来ていない状況でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 曖昧な返事はできないと思いますが、想定でもいいんですけれども、令和10年から15年の間とか、そんな、こころ辺にはもうつながるだろうというぐらいのじゃないと、今、商工観光課長が言われたビジョンでいったら、もう本当にあんなのもなくなっちゃうでしょう、うちの周りなんか。だから、大体でいいんですけれども、本当に。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

高規格道路につきましては、福島県発注で業務をしておられますので、私のところで想像で話をするというのはできないということで、ご理解いただきたいと思います。

ただ、289号バイパスですね、121号からコメリさんのところから入ってのバイパス、あそこの整備につきましては、恐らく来年度中、来年度の途中には開通するというふうに思いますので、そうしますと、町内の道路の流れというのは大きく変わってくるのではないかとというふうに想像しているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、課長が言ったことで、建設課長が言ったことを踏まえての先ほどのご説明でいいんですよね。両側に車止められて、買物できるなんて、それが来年、再来年ぐらいの目標にしているということではないんですかね。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

両側に止めて、買物したり何なりできるというのも、やっぱり国道の内ですと色々な制限とかがございますので、やはり県道となって、そういう使い方ができるというような状況になってからということで、ご理解いただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 じゃ、それはもう次世代に任せるしかないということで、もう、私はもうこういう体ですし、あと五、六年で終わるような可能性もありますんで。

最後に、本当に不幸にして南会津でもコロナ感染者が出てしまったということで、さっきの答弁の中には、そういう事情があって、なかなか前に進まない事業もあったということで、今後も本当に、これから本当に第2、第3の感染者が出るかどうか分かりませんが、それは、分かりませんが、そういうのを踏まえながら、皆さんも本当に業務に邁進していただきたいと思います。

本当に何言っているか分かんなかったべ、本当にすみませんでした。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、5番、室井英雄君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

上位の着衣を願います。

本日はこれにて散会といたします。

明17日は、午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございます。

この後、正副委員長会議を16時30分より中会議室2で開催しますので、関係者はお集まりをお願いします。

以上でございます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時16分

令和2年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和2年9月17日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 大 桃 英 樹 議員

1番 五十嵐 芳 道 議員

7番 丸 山 陽 子 議員

3番 川 島 進 議員

4番 湯 田 芳 博 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳 道 議員	2番	馬 場 浩 議員
3番	川 島 進 議員	4番	湯 田 芳 博 議員
5番	室 井 英 雄 議員	6番	渡 部 訓 正 議員
7番	丸 山 陽 子 議員	8番	湯 田 良 一 議員
9番	大 桃 英 樹 議員	10番	湯 田 哲 議員
11番	高 野 精 一 議員	12番	山 内 政 議員
13番	菅 家 幸 弘 議員	14番	星 光 久 議員
15番	楠 正 次 議員	16番	室 井 嘉 吉 議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大 宅 宗 吉 町 長	渡 部 正 義 副 町 長
星 英 雄 教 育 長	渡 部 浩 治 総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計課長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	館岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、大桃英樹。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、有害鳥獣被害対策について。

有害鳥獣による農作物への被害が年々増加しており、全国の被害額は年間158億円、その7割が猿、鹿、イノシシによるものとされております。

有害鳥獣対策は、高齢化が進む農山村地域にとって大きな課題であることから、以下について伺います。

1 点目、有害鳥獣の被害状況は。

2 点目、町では鳥獣被害対策実施隊による捕獲事業と地区や個人による電気柵などの被害防止対策事業を実施しているが、効果と検証は。

3 番目です。ワイヤーメッシュを用いた電気柵の設置の状況と効果、課題は。

最後になります。有害鳥獣対策では、潜み場の解消として緩衝帯の整備が有効と思われるが、推進の方向性は。

大きな2点目、ふるさと産品応援プロジェクトの拡充で農産物を全国に。

新型コロナウイルス対策事業の新規事業として計画されているふるさと産品応援プロジェクトと関連する事項について、以下伺います。

物産品やお土産品など、主に観光客の購買を目的とした商品の売上げ状況は。

町観光物産協会で準備中の物産品等の通販サイトの進捗状況は。

国が実施しているGo Toトラベル事業の本町における効果、集客の状況は。

新型コロナウイルスによる農業を営む事業者等への影響は。

感染拡大防止の観点から人の往来がしにくい状況になり、直売所等での農産物の売上げにも影響があると考えますが、状況は。

人の往来がしにくいことで、ふだんは出荷しない農産物等を宅配便により配送する機会が増えています。この事業と併せて、農産物等の配送料補助を検討してはどうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

9 番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、有害鳥獣対策に関する1点目であります。

有害鳥獣の被害状況はとのおただしであります。町内の有害鳥獣による被害は、農作物の被害を中心に、被害面積、被害額共に拡大傾向にありまして、令和元年度の農作物の被害面積は18.3ヘクタール、被害額は1,872万6,000円と、そのように試算しているところであります。これは、5年前の平成27年度と比較すると、面積は10倍、被害額は13倍と、そのような状況になっていると考えております。

昨日もご質問あったので、いろいろ答弁をさせていただきましたけれども、非常に被害が増えているということでもありますので、町として、これからもまた、答弁にもありますけれども、しっかり対応していく必要がある、そのように認識しております。

次に、2点目であります。

鳥獣被害対策実施隊による捕獲事業と地区や個人による電気柵などの被害防止対策事業の効果と検証はとのおただしであります。鳥獣被害対策実施隊による捕獲頭数は年々増加しております。令和元年度には、猿、鹿、イノシシ、熊の捕獲頭数が352頭ということであり、鹿及びイノシシについては、県指定管理鳥獣捕獲等事業でも捕獲が実施されておりました。この実績も合わせると、町内で910頭も捕獲されました。

捕獲頭数の増加は、鳥獣の生息状況の変化等に加え、捕獲従事者の増加に伴う捕獲圧の向上も要因と考えられます。しかしながら、被害軽減につながる効果的な捕獲を図るためには、より一層の捕獲圧の向上が求められることから、今後は、捕獲従事者の確保、それから育成、捕獲技術の向上を図る必要があると、そのように考えております。

被害防止対策事業では、地域の被害を的確に防除するため、集落ぐるみの対策を推進することを町の方針としておりました。こうした取組を手厚く支援しているところであります。その結果、大規模な進入防止柵の設置をはじめとした対策を実施した地域では、一定の成果が上がっている状況でございます。

また、一方で、そうした地域の周囲に被害が広がっている現状があるために、今後も被害防止対策の普及を図ることが必要と考えております。

次に、3点目ですが、ワイヤーメッシュを用いた電気柵の設置状況と効果、課題はとのおただしであります。ワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵を連結する複合柵の設置は、現在、長野、田部、丹藤、金井沢、中荒井、たのせの6集落、全長7.3キロメートルの整備と、このようになっております。これに加え、今後、大豆渡、古町の2集落でも設置を予定していることから、最終的には全長9.2キロメートルの柵を整備する計画であります。

本来、ワイヤーメッシュ柵は、イノシシ対策の用途に使用されますが、電気柵を組み合わせることで、猿、鹿、熊等の侵入防止効果も発揮しているところであります。

課題としては、複合柵は電気柵に比べ、設置後の管理が省力化される反面、設置にかかる労力が大きく、通年設置したままとなるため、積雪を考慮して、設置場所を慎重に検討する必要があるということがあります。

こうしたことから、複合柵の導入については地区の合意形成を十分に図る必要があり、町では、専門的な職員が協議段階から緊密に関わり、設置及び維持管理体制の構築を支援しているところであります。

地域によって、やっぱり雪の降り方によって、冬、越冬をどうするかということ、それから、ふだんの管理をどうするかということ、課題がありますけれども、これをやらないと、なかなか

か防止ができないような状況になっております。有害鳥獣も学習能力がありまして、やはりそれで終わりということではないと思っていますので、その辺も含めて、しっかりと今後も町として、支援体制を整えていきたいと考えております。

次に、4点目であります。

有害鳥獣対策は、潜み場の解消として緩衝帯の整備が有効と思われるが、推進の方向性はとのおただしであります。町は、個体数調整等を目的とした捕獲、侵入防止柵の整備による被害防除、緩衝帯整備等による生息環境管理を3本柱として、総合的な対策の実施を推進しています。

議員おただしの緩衝帯整備は、重要な取組であると認識しております。その推進に当たっては、町は講習会等を開催いたしまして、その必要性を周知するとともに、地権者の合意形成等の支援をしています。

また、これらにつきましては、緩衝帯整備の実施に当たりましては、県補助事業の活用により負担を軽減できるよう支援し、緩衝帯整備に取り組みやすくするように進めていきたいと考えております。

一つの方法だけでなく、やはりいろいろ捕獲であったり、あるいは防御といいますか、それも含めた中での対応が当然必要になってくると思いますので、町として、それらを取り組みやすくするような形の中で進めてまいります。

次に、ふるさと産品応援プロジェクトの拡充で農産品を全国にに関する1点目、物産品やお土産品など、主に観光客の購買を目的とした商品の売上げ状況はとのおただしであります。町内の主要な販売拠点である道の駅等の状況を調査しましたところ、本年4月から8月までの売上額は、前年同期と比較いたしまして、道の駅たじま、ここがマイナス52.6%となっております。それから、道の駅番屋、ここがマイナスの40.5%、道の駅きらら289、ここがマイナスの55.6%、南会津ふるさと物産館、まちなかの駅であります。マイナスの3.6%、会津田島駅売店のやまなみがマイナス51.0%、会津高原尾瀬口駅売店の憩の家がマイナスの46.4%、舘岩広域観光案内所がマイナス74.4%と、南会津ふるさと物産館を除く全ての施設で、40%を超える大幅な売上げ減少となっているのが現状であります。

なお、7月以降につきましては、徐々にではありますが回復傾向にあると、そのように伺っております。

次に、町観光物産協会では準備中の物産品等の通販サイトの進捗状況はとのおただしであります。特産品購買支援事業につきましては、22事業者が参加してまして、「MINAMIA

I Z U i i m o n o (みなみあいづいいもの)」という名称のサイトが今週15日火曜日からオープンしたところであります。

なお、チラシの作成やダイレクトメールの送付等も含め、ふるさと産品応援プロジェクトとも連携を図りながら、特産品の販売拡大や魅力ある詰め合わせ商品づくり、支え合いの仕組みづくり等に努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目であります。

国が実施しているG o T o トラベル事業の本町における効果、集客の状況はとのおたただしであります。G o T o トラベル事業につきましては、ホームページ上で公表されている情報等で確認しましたところ、9月10日現在、町内の28の宿泊施設が対象施設として登録されておりました。

なお、これらの施設に電話で問合せをいたしましたところ、集客効果が大いにあるというところは6施設、少しあるというところが5施設、それ以外の宿泊施設からは、効果が少ない、または、効果が全くないとの回答をいただいているところであります。

また、現在の予約状況につきましては、例年と比較して少し増えているが3施設、変わらないが6施設、少し減っているが8施設、大きく減っているが10施設でありました。

私も、県内の状況をちょっと、たまたまお会いしたことで聞いてみましたところ、裏磐梯近辺、あの辺は施設によっても、当然我々と同じような状況にはあるかと思いますが、コロナウイルス感染症拡大の前より上回っているというような状況もあるやに聞きました。ですから、その施設の状況によって、かなり差が出てきているのかなど、そのように判断しております。

次に、4点目であります。

新型コロナウイルスによる農業を営む事業者等への影響はとのおたただしであります。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外食産業の営業自粛、休校による学校給食の停止、外出自粛や外国人の入国規制による観光客の減少、各種イベントや冠婚葬祭の中止など、様々な経済活動が停滞し、全国的には多くの農業者に影響が出ております。

本町では、緊急事態宣言が発令されていた4月から5月は、主要作物ではアスパラガスの出荷時期で、前年より1割ほど低い単価での取引となるなど影響があったと、そのような状況にあります。また、農業者への影響は限定的であったというふうにも認識しております。

しかし、経済活動の低迷は現在も続いていると、そのような状況にありまして、農産物の販売状況は日々変化していると、そのようにも思っています。

具体的には、市場での園芸作物の取引状況を見ていますと、まず野菜につきましては、個人

消費の増加や、7月の長雨による生育不良やコロナの影響による輸入品の停滞など、市場への供給量が減少したことなどから、品目によっては昨年を上回る高い単価で取引もされていると、このような状況にもございます。

花卉類につきましては、全国的には、結婚式やイベント等の中止により大口の需要が減少し、大きな影響が出ていると、そのようにも聞いております。

本町の重点振興作物であるリンドウについても、暖冬の影響もあり、開花時期が前進傾向で、単価の低い時期に出荷が集中してしまい、前年より2割ほど低い単価で取引となったと、そのように聞いております。カスミソウやカラーは、7月以降、前年より高い単価で取引されるなど、今のところ大きな価格の下落にはなっておらず、影響は少ない状況ということです。

一方、先日9月9日の新聞報道では、新型コロナウイルスの影響で米の需要が落ち込み、民間在庫量が増えていることなどから、本年産の米の買取り価格について、JA概算金が60キロ当たり300円から700円引き下げられるとの報道がされまして、稲作農家への影響が懸念されているところであります。

まだ米の出荷はこれからということですが、特に福島県、やっぱり事業用途米が多いということで、このような状況の中で、なかなか事業が進まないですから、需要が伸び悩んでいて、単価が下落するだろうと、そのようにも想像されるわけでありまして、今後の推移をしっかりと見定めながら対応していく必要があるのかなど、そのように認識しております。

農業においては、新型コロナウイルスばかりでなく、天候や農産物の生育状況、市場の価格変動など、様々な要因が絡み合って影響が出るとともに、農業者により、品目や取引先、出荷時期などの農業経営の内容によっても影響は様々であることから、今後の市場の動向等を含め注視してまいります。

次に、5点目であります。

感染拡大防止の観点から人の往来がしにくい状況にあり、直売所等で農産物の売上げにも影響があると考えがとのおただしであります。観光客を客層とする道の駅などの直売所では、外出自粛等の影響により来客数が大幅に減少しており、全体の売上げが著しく減少している状況であります。

また、町内の農業者が運営する直売所も、同様に売上げが著しく減少しており、中には休業する直売所も出ていると聞いております。

一方、日常の食材の購入の場として、地元住民を客層としているまちの駅では、農産物の売上げは前年より1割程度の減少にとどまっており、対象とする客層により、直売所等の売上げ

への影響に差が出ている、そのような状況にあると思っています。

次に、6点目であります。

人の往来がしにくいことで、ふだんは出荷しない農産物等を宅配便により配送する機会が増えている。この事業と併せて、農産物等の配送料補助を検討してはとのおたただしであります。

議員おただしのとおり、新型コロナウイルスの影響で帰省する機会が減った親族などに対して、宅配便で農産物を配送する機会が増え、継続的に本町農産物のおいしさや魅力を感じていただく機会となっていると、そのようにも考えられますが、現在、町といたしましては、これらの配送料を支援することは考えておりません。

一方、新型コロナウイルスの影響は今後も続くものと思われ、観光客をターゲットにした直売所での販売は厳しい状況が続く可能性がある、そのようにも思われます。このため、直売所に出荷している農業者自らが、行き場を失った農産物について、新たな販売方法や販売開拓が必要となってくるものと考えられます。

インターネット等を使った新たな販売方法や販路開拓などにチャレンジする農業者への支援や、本町産の農産物をより多くの方に購入していただけるような販売促進等について、国や県の事業に合わせて検討してまいりたいと思います。国や県の事業に合わせてというのは、追随するという意味じゃなくて、これらも利用しながら、町の事業も考えていくということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、有害鳥獣被害対策については、昨日の2名の方も既に質問されているところでありますから、既に明らかになっていることもあろうかと思いますが、私なりの観点からお伺いしながら、町の方針であったり、これからどうなっていくのか、町民の皆様にご理解いただくためにも、再度、重複する質問があろうかと思いますが、そこについてはご承知おき、ご了承いただければと思います。

私からは、有害鳥獣被害対策については、まず状況の把握、そして、2点目は、電気柵等の設置について、このこと、そして、3点目としては、潜み場の解消というようなことで、3点から伺いたいと思っております。

まず、状況把握という形の中で、先ほど町長からは、農作物の被害状況について状況をご説

明いただきました。5年前から10倍、13倍と、非常に広がっているということは明らかでございます。その中でも対策は打ってきている。しかしながら、それを上回る勢いで鳥獣被害が出ているということで、今、町にとっては大きな問題であるというようなことであります。

しかしながら、この被害状況に関して、理解している方というのはどれぐらいいるのかというところ、ここについては、やはり農業者中心ではないかなというふうに思っております。

その被害状況については、先ほど農作物の被害が紹介されたわけですが、それ以外の被害、例えば田島二小で熊が出たとか、そういったこともありました。そういったことで、町民の、例えば生命や暮らしに影響するような被害、こういったことについては、農林課としては把握されているのか伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 申し上げます。

農作物以外の被害というところでございますが、まず、先日2件ほどの熊により人身被害、さらには生活環境被害ということで、猿により屋根等へのふん尿等、それとあと、人畜被害ということで、ツツガムシ病や、あとダニにより日本紅斑熱と、そういった被害があるというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 その被害状況の把握、生活に及ぶ点について、私たちは非常に重要かなと。つまり、電気柵等の設置につきましては、地区内における合意形成が非常に難しいということでございます。今回3名、私も含めて3名が質問している、このことは、やはり電気柵の設置事業が加速度的に進んでいると。今回、県の補助を使って進んだことによって、話題になっているんだろうと思います。

したがって、今状況がどうであるかとか、批判であるかとか、そういった考え方ではなくて、今この時期に我々はどうすべきかということ、もう少し探っていきたいなと思っております。

電気柵の設置については非常に重労働です。大変大きいものだし、重いし、そして延長、2メートル掛ける2メートルもあるわけですね、高さについても。そうしますと、非常に重労働になりまして、農業を営んでいる方だけではなかなか設置が難しく、では、生活しているだけの方にも理解いただいて、その労働を手伝っていただく必要があるかと思っております。

現在、多くの地区で、そのような電気柵の設置を進めているようですが、そういった合意形成の難しさについては、農林課ではどのように把握していますでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

これは先ほど、先日のご答弁でもありましたように、多面的機能と中山間直接支払事業、さらには町の集落維持発展支援事業という中で、農業者以外の部分でも使える事業という形で、町のほうで支援をしているというような状況でございまして、こちらは積極的に、農業者以外の方についても、やはり有害鳥獣対策については地区全体として取り扱うものということで、町のほうでも補助金を出す際に、そういった有害対策のシステムと申しますか、そういったものを地区にお願いをしまして、町のほうで実施をしているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今回の質問を機会に、農林水産省の鳥獣被害対策コーナーをホームページから拝見しました。たくさんの優良事例等が掲載されておりました。その大方は、大体は地域ぐるみ、共同で取り組んだ事例であるとかICTを活用した事例、そして、捕獲した動物をどう生かすか、それをどういう地域の資源にしていくか、ジビエ等ですね、そのような活用の例に集約されるようでした。

それで、共同等で取り組んだ事例に関しましては、農作物被害に対して、当事者である農家の皆さんが、自分たちの農作物は自分たちで守るんだという、まず考え方の下、自分たちで守りましょうというようなことで電気柵の設置を進めている。それに理解を示していただいて、協力しているというようなことかと思えます。

それ自体は非常に素晴らしいことなのですが、昨日の議論の中でもあったように、やはり元気な地域でないとなかなかできないのかなど。先ほどあった多面的機能支払交付金ですか、そういった原資があるところに関しては、要は賃金を払って、対価を払って参加していただくというようなシステムです。

しかしながら、そういった原資のないところに関しては、普請であったり、地区の作業として行わなくてはならないということで、非常に差が出てしまう。しかしながら、被害の状況というのはどんどん進む。矛盾とは言いませんが、このどうしたらいいのかというようなところが、やはり課題になろうと思えます。

私としては、これを解消するためには、やはり皆さんのご理解が必要なわけです。じゃ、町としてどういう大きな計画を持っているのか、例えば地域としてどういう計画を持っているのか、それで、現在どのような取組をしているかという状況が分からないと、なかなか、じゃ、やらなくてはならないなというふうにならないと思えます。

そして、もう一つは、先ほどの被害の状況です。例えば田島二小の近く、あとは、捕獲した熊によって熊に襲われた、そういった被害というのは人ごとではないということを、やはりお知らせしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

したがって、それぞれの地区ごとに、一生懸命職員の方が通っていただいて、説明いただいて、何度も来ていただいて説明いただいたり、作業を手伝ったりいただいたり、ご指導いただいたり、これについては非常に素晴らしい。しかしながら、やはり全体の理解を進めるためには、上位計画であったり、これからの町の方向性を示す必要があるかと思います。

町の上位計画といいますと、鳥獣被害防止計画というものがありますが、ここでも被害の状況等示したりとか、これからの指針を示すための広報活動、宣伝活動というものをうたっておりますが、それらについては十分と考えていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

南会津町の鳥獣被害防止計画につきましては、3年ごとに、被害状況を踏まえまして、計画を変更していくという計画でございまして、広報活動につきましては、各担当がまだ、本格的な担当がまず現在1人ということで、全部の地域には行き渡っていないとかという部分もございまして、被害が大きな地区に関しましては、ある程度の情報が行き渡っているというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私は、あまり行き渡っていないと思っています。同じ地区内においても、やはり被害の状況というのを正確に全員がというわけには、なかなかいかないんだろうなと思っています。

やはり農作物に関わる被害というのは、当事者がおりますので、これについては、やはり大変だということは分かるものの、ちょっと生活者、単にあそこでのいたよと見かけるだけのことで、住民にとっては非常に遠い存在になってしまうのではないかなと思っています。

私は、熊の被害が出たり、そういった小学校の近くに出る、非常に怖いなと思っています。そういったことを、やはり町民の皆様にお知らせする必要があるんだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

鳥獣被害の周知方法につきましては、今現在、被害が出たときには、防災無線等を活用しな

がら被害の状況を伝えているところでございます。さらに被害が出るということも想定を
いまして、農林課では農作物の被害、学校教育課につきましては、そういった小学生、中学生
の通学路の確保とか、そういった部分でお願いしているところもでございます。そういったこと
から、やっぱり総合的に支援というか、周知の方法をもう少し考えなければいけないかなとい
うふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 とはいえ、担当がお一人ということ、専門的な知識を有している方が
お一人ということかと思えますけれども、これについては、支所も同様に、恐らく担当つけて
いるのかなと思うんですが、どのような体制で鳥獣害対策というのは行っているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農林課の体制につきましては、専門的な知識を有する職員が1人というところで、各支所
におきましても、振興課の農林建設係に林政担当がございまして、そちらの担当が鳥獣害の被害
を担当しているというところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 例えば、近年、非常に大きな災害が増えたというようなことからする
と、ハザードマップ等作って、お金をかけてその周知に努めているというようなことから、5
年前と比べてこれだけ被害が増えているということに関しましては、やはりゆゆしき事実であ
りますし、昨日から議論になっている、柵を張れば違うところに行ってしまうということに関
しても、被害が違うところに及んでしまう。自分たちが守ることによって、ほかに被害を与え
てしまう可能性があるということに関しては、非常に議論の分かれるところだと思えます。

例えば、私の住んでいる田部地区でも行っておりますが、その先には田島高校がある。私は
このことに対して、非常に疑問に思いました。やはり、その先に高校がある、子供たちがいる
と考えると、果たしてどうなんだろう、自分たちのやっていることはどうなんだろうと考える
のは自然なことかなと思っています。

だからこそ上位計画があって、例えば近隣の地区であったり、近隣の地域に対しても、その
ことをお知らせする必要があるのではないかと思います。例えば、ハザードマップであるよう
に、地域を俯瞰してみて、どういうふうに今なっているのか、どこに出やすくなっているのか、
そういったことを町民にお知らせする必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお話をさせていただきたいと思います。

いろいろ計画、そのものは当然組むわけでありませけれども、これほど被害が広がってきているという状況の中で、いわゆる我々の防除・防護計画といえますか、対策計画が、それを上回っているような状況で今進んでいると、そのように判断しているところであります。

いろいろな地域との連携の中でも、町として、国や県の事業も入れながらやっておりました。ここはもう十数年来、このような状況が続いているわけでありまして、最初の頃は、猿が出た、鹿が出た程度だったんですが、そういう中での、猟友会の皆さん方にご協力いただいてきた経緯がありますし、そうしているうちに、やはりこれはただでは駄目だと、放っておくわけにいかないということで、実施隊等の体制も整えたわけでありませけれども、やはり、先ほども申し上げましたように、有害鳥獣がどんどん学習もするし、そして、我々の広いエリアの中で、また、有害鳥獣の行動範囲が物すごく広いということで、季節的なこと、あとは、雪がどのくらい降るかとか、あるいは作物がどの辺にあるかとかということが、いろいろこの辺の、なかなか守備範囲が広い中での、対策が手薄になっているというようなことも、それは否めません。

ですから、そのようなことを含めて、いろいろな、先ほども申し上げましたけれども、計画はもちろん立ててやっているわけでありませ。専門家も職員として迎えて、いろいろ頑張っているんですが、これも、昨日も、過重労働にならないかというようなお話もありませました。実際にそうなっていると思います。ですから、いろいろな人的な対応、それから、いろいろな施設・設備の対応、そして、一番は、やっぱり何だかんだ言っても、その地域の人たち、この意識を我々と一緒に持ってもらって、そして対策をするということが大事になってくると思います。

残念ながら、熊による人的被害も出ませたけれども、その人も、よもや自分が被害に遭うなんて思ったわけではなくて、結果的にそのような厳しい状況になっているわけでありませけれども、町としても、いろんなところと連携し、そして、できる限りの対策をしていくということで、当面やるしかないのかなと、そのように思っています。

一番は、頭数制限といえますか、数を制限できるようになればいいんですが、やはりいろいろな、やっぱりこれもハンデがあつてできないということでありませるので、町として、これは国・県のほうにも呼びかけながら、できる限りのことはやっていく必要があるだろうと、そのように思います。

ですから、現状を放置することなく、そして、皆さんで協力できることはしっかり協力して、町として対応していきたいと考えています。周知不足の分もあるかもしれません。そして、電

気柵とかそういうのを設けても、結果的にはよそに行ってしまうと。そして、なかなか、それでまた、よそで繁殖の場になったり、いろいろするわけでありますので、本当にいろいろ、いたちごっこの部分もあるかもしれませんけれども、町として、それらに対する対策を、皆さん方にも理解と協力いただきながら、しっかりと対応していくことが大事だと思います。

そして、昨日も答弁させていただきましたけれども、南会津町ばかりでなくて、やはり隣の自治体の皆さんとも、それから関係者、猟友会の皆さんとも連携する必要があると思いますので、その辺をしっかりと町としてやっていきたいと思います。基本的には、そのような考え方の中で、今後とも進めていく必要があるのかなと。

基本的には、抜本的な頭数制限をできれば一番いいんですが、それがなかなか厳しい以上は、当面、これを併せ持った中で、頭数制限も加えていくと、そのようなことで対応していきたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 その全体的な考え方には全く異論はございません。しかしながら、やれることをやっていきたいと思いますというので、私は電気柵が張られている場所ですね、これについては、他地区の人にもお知らせする必要があるのではないかと。ハザードマップ的に俯瞰したような図を作っていけば、今こういう状況になっているのが見えますので、他の地区がこう動いている、じゃ私たちはどうしたらいいだろうという、議論のスタートのきっかけにもなりますので、ぜひそういったことを計画されてはいかがでしょうかということをご提案しておきたいと思います。

一方で、先ほど田島高校のお話しさせていただきましたが、田島高校では非常に、里山再生事業等を使いまして環境整備を進めています。ボランティアの皆さんの力もあると伺いましたが、私もよく通ることがあるので見ると、田島高校から田島地域、町なかに通じる坂のところ、田島高校前駅の辺り、あの辺の環境整備が非常に進んで、以前は全く鬱蒼として見えなかったものが、実はソフトボール場や野球場からも車が通っているのが分かるようになったんです。それによって猿の捕獲がされたなんていうことも、事務員の方から伺いました。

このように緩衝帯を造ることによって、猿の潜み場がなくなって、危険を防いでいるのではないかと私は思いました。ということから、緩衝帯の必要性については、これは皆さんも大事だというふうに思っていると思いますが、しかしながら、なかなか進まないというのが実態でございます。この原因というのは、どのように分析されていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

昨日の答弁にもございましたように、里山林整備事業で、あと町の譲与税を活用した間伐事業ということで、この2つをメインとして、今現在、事業を進めているところでございます。

今現在、それがなかなか進まないというご意見につきましては、やはり地区におかれましては、最近、森林所有者について不明な方がいらっしゃると、あとは相続がされていないと。そういう観点から、なかなか地区のほうでお願いをしても、森林整備等事業が進まないのかなというふうに感じています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そういった権利の問題に関しましては、里山だけでなく、山林に関しましても同じかなと思います。これから時代が進む、また高齢化が進んだり、地元から離れる人が多くなってしまうと、こういったことが進んでいきます。他の自治体では、そういったことを町が率先してやるようなことも取組の事例があるようですので、それについては、ぜひ研究していただきなと思っております。

先ほどの田島高校の例から、私は田島二小についても、伐採はしたものの、そのままになっていたりして緩衝帯ができていない。非常にあそこは森林に囲まれていますので、周りからは見えにくい地区です。地区のご協力、そして保護者等の努力によって、電気柵を張って、今対応しているところですが、今現在の状況というのはどうなんでしょうか。夏に熊が出たということがございましたが、現在の状況等ありましたら、お知らせいただければと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

夏に田部地区を中心といたしまして、ワイヤーメッシュ柵を設置しております。さらに、今後も田島高校の付近まで、さらにワイヤーメッシュを延長したいという要望もございます。

それから、被害状況につきましては、大きな被害は出ていないというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 地域にとって、子供たちはかけがえのない存在ですし、地区にとっても学校という存在は非常に重要です。しかしながら、安全はなかなか、そのように鳥獣害被害から守れないというような状況もあります。

通常ですと、地区であったり、学校であったり、あと保護者、家庭によって、安全を守ろうというようなことで自助努力をするわけですけれども、しかしながら一方で、なかなかできない部分もございます。

これまでも農林課を中心に、猟友会の皆さんのご協力をいただいたりして、適宜施していただいていたという理解はしておりますが、やはり学校に関しましては、そういった環境整備を進めていくこと、特に学校というのは環境を大事にするので、樹木を周りに植える、記念樹を植えるというようなこともあって、我々文教厚生委員会でも、学校訪問した際には、それらが非常に大きくなってしまって、猿の潜み場になり得るというようなこともありました。

猿は子供たちに危害を加えるというような状況もありますので、学校に関しては特に気をつけるという我々の努力が必要だと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答え申し上げます。

まず、二小さんにつきましては、本当に、全てが徒歩通学ということで、登下校中のそういう心配も高いかなというふうに思っています。あと、何年前に、地区の皆さんのご協力がありまして、学校周辺の木を伐採することができましたが、また木が育ってきまして、なかなか見通しが悪い状況にもなっているかなというふうに思っています。その辺につきましては、学校さんや地域の方と十分に相談しながら、対応のほうを探っていきたいなというふうに考えています。

また、地域の方も本当に心配されて、積極的に電気柵の設置とか、そういうことを申し出ていただいていますので、大変ありがたいなというふうに思っています。そのほかの学校におきましても、問題なのは、自然豊かな分だけ、そういう心配も多いかなというふうに思いますので、各学校さんや各地域の皆さんと情報を共にしながら、対策に当たっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 学校だけでなく、保育所等もございます。そういった部分、しっかり我々注視しながら環境整備に努めて、それこそ共存だと思うんです。全て駆除するということは絶対にできないことですので、共存できるように、そのような環境整備、そして施策の推進をお願いしたいと思います。

続いて、ふるさと産品応援プロジェクトについて伺います。

町物産協会で準備中の通販サイト、15日に稼働したというようなことで拝見いたしました。非常にきれいなつくりになっていて、魅力あふれるサイトだなというふうに感じました。

参加事業者が22事業者というような報告ございましたが、これについては、これからも拡充していく方向性なのか、どれぐらいの事業者が参加する予定があるのか伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

観光物産協会のほうで、それぞれの事業者等に文書で呼びかけをしたり、また、支所の職員、あるいは観光物産協会の支所の職員の方が事業者に赴きまして、今声かけ等をしているところでもあります。

中には、やはり体制的なものとか、そういうのもありまして、いい内容だとは思いますが、ちょっと参加は見送りたいというような事業者もあるんですが、今後どんどん拡充できるように、声かけ等は継続していきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 せっかくつくった通販サイトでありますし、やはり来客が少ないということで、やはり商品の売行きというのは悪くなるだろう、これからもなかなか見込めない状況ありますので、ぜひそういった声かけを進めていただきたい。これ当然なことなんですけれども、なぜかという、やはり、これが当たり前になるであろうという予測をしていかななくてはならないという事実があるからです。

このいつときだけやり過ぎればいいということではなくて、やはり人との距離とか、そういったことに関しては、ワクチンができたとしても、恐らくどうしても距離を取らざるを得ない、これは我々の新しい生活様式ですので、恐らく変わっていかないんだろうなと想像しています。

そうしますと、やはりこれまでの事業の在り方、経営の在り方、これでは立ち行かなくなってしまうところが必ず出るというようなことがございますので、ぜひそういったところに関しましては、事業の意味を伝える、そして効果を出していく、そして、それを相乗効果を出して、さらに大きくしていくというような努力が必要だと思いますが、観光物産協会の役割としては、やはりそういったところにあるんだろうと思います。事業をされている皆さんの活力をさらに大きくしていくような声かけであったり、呼びかけが必要なんだと思います。

ここで、観光物産協会のサイト運営に関して、役割について再度確認したいと思うんですが、サイト自身、つくるのは専門の業者さんでいらっしゃいます。これ、例えば、ホームページから注文がありました。そこからどのようにして商品を発送されるのか、観光物産協会の関わりはどのようになるのか伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

それぞれの注文に際しての発送等につきましては、直接事業者が注文者に対してお送りする

というようなことで、観光物産協会としての関わり等は出てこないんですが、話合いの中で、毎月月末締め等で、例えば9月にどのぐらいの売上げがあったとか、そういうのを集計を取りまして、次年度以降の運営に活かしていくというような検討を町と観光物産協会ですたいので、その辺の統計は取ってほしいというお願いはしているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 G o T o トラベル事業に関しましても、やはり差が出ていると。増えているところと、そうでもない、全く効果がないというふうに分かれている。やはりこれについても、観光の在り方とか、自分たちの経営の在り方を考えるチャンスなんだと、私は前向きに捉えています。

そこにおいて、やはりプロデューサーとか、例えばアドバイザーとか、コンサルティングをしてくれるような機関がないと、なかなか、これまでやってきたことを変えるというのは非常に大変ですので、難しいのかなと。

ぜひ観光物産協会の職員の皆様には、そのような、地域とマーケットをつなぐような役割を果たしてほしいと思いますが、そのような、例えばコンサルティングであったり、指導というようなことに関しましては、どのようにお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

やはり、町の職員もそうなんですが、そういった事業といいますか、経営に関しては素人でございますので、観光物産協会も、そういった意味では素人の部分でございますので、事業者の方々と話合いの中で、そういった専門家の意見等を聞いて、事業を構築する必要があるれば、適宜判断してまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 このサイトにつきましては、送料等の負担に関しては、町からの補助により送料無料とか、そういったこと、これからのふるさと産品応援プロジェクトの中で計画されているようですが、時期については計画あるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今現在、このECサイトの運営につきましては、オープニングキャンペーンというような形で、10%の割引と、2,000円以上の購入に対して送料無料というような形でうたっております。それで、2か月だったと思うんですが、ちょっと何月何日までということで期限を切りまして、

取りあえず推移を見て、事業予算の中で、例えば送料無料についても期間を延長するとか、その辺については、注文の動向を見ながら判断したいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町の物産を通販により売っているところ、事業者というのは、このサイトができました。それ以外の業者さんというのは、南会津町に存在するのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

具体的に何社という細かい数字についてはつかんでおりませんが、実際、独自で運営されている業者もあるというふうに把握してございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 同じようななりわいで稼いでいるという表現は悪いんですけども、生計を立てられている事業者がいらっしゃるということで、そういったところも間口の一つであると思うんですね。間口が一つ増えたということにより、どっちかが増えて、どっちかが減ってしまうということは、町がそれを収奪するということにつながりかねないと思いますが、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

連携して事業を進めたり、お互いが、そういったメリット、デメリットあるかと思うんですが、その辺は話し合っ、より効果の高いものにしていければいいというふうに考えておりますので、そういったところとも連携しながら、この事業の成功に努めていきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 先ほど申しましたように、ほかの事業者があった場合には競合してまいりますので、そこにおいて、町が補助をしているほうが送料無料で、こちらは従来どおりということに関しては、差が出てしまうというようなこと、可能性はありますので、ぜひ十分チェックしていただきたい。そういった業者さんがあれば、どのような解決法があるのか、そこについても探っていただきたいなと思います。

G o T o トラベル集客につきましては、ちょっとまだよく分からないというのが、まだ見えてこない、本格的な効果は見えてきていないというようなことが評価されるのかなと思いま

すが、一方、6月補正で実施されました南会津に泊まって応援キャンペーン、こちらにつきましては、ホームページを拝見しますと、5,000泊を達成したというような言葉がございました。

こちらについても、しっかり状況を把握する必要があるかと思いますが、例えば時期的にとか、地域的にとか、やはり先ほど、G o T o トラベルでも施設によって偏りがあるというようなことがありましたが、そのような傾向がありましたらお知らせください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今回、G o T o トラベルの施設に、お電話でいろいろ意見を伺ったところ、県民割とか町の泊まって応援キャンペーン、こちらの効果はかなりあるというようなことで、非常に助かっているというような意見を頂戴しております。

なお、地域等については、内訳等もあるんですけども、5,000泊のうち一定泊数については、ゼロとかという施設が出ないように、固定枠といいますか、施設にも、このぐらいの泊数は枠は与えますよという泊数と、自由応募枠というか、先着順といいますか、そういった枠を設けてやっておりますので、その辺については配慮して、あまり不満とか出ないような形で運営しているというような形でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 こちらについても、一定程度、平均的にというのが必要かと思いますが、一方で、やはりお客様に愛される施設をそれぞれ一生懸命つくっていただくというのが、最終的な目的になろうかと思えますから、この補助がなくなっても来ていただけるような環境づくりであったり、そういったサービスのつくりとか、そういったことに励んでいただけるようなふうにつなげていただきたい、しっかり分析をしてお伝えすると、そこまでが携わらない我々にとっての仕事かと思えますので、ぜひそういったことを執行部では進めていただきたいなと思っております。

次に、農業を営む事業者等への影響についてですが、これ、なかなかやっぱり分析が難しいということが見えてきますが、そのような状況なんでしょうか。

つまり、やはりコロナの影響というのが見えやすいのは、やはり花卉なんだろうなというふうには想像できます。パーティーがなくなったり、贈答品として贈る機会がなくなってしまったりとか、そういったことで、やはり需要がなくなってしまうということは想像できるんですが、それ以外の、例えば野菜ですね、これについては、どうしても天候に左右されたり、需要と供給のバランスによって市場の価格変動があるので、どうしてもつかみ切れないというよう

なことから、今回の補正であるような保険の手数料ですね、町で補助するような方策を取っていらっしゃるのかなと私は想像するんですが、このような考え方でよろしいでしょうか、状況把握については。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 状況でございますが、状況につきましては、農作物、特に、まず花につきましては、さほど大きな影響が出ていないというところで、品目によりまして若干出ているのもありますが、全体的には大きな影響が出ていないと。アスパラにつきましては、春先1割程度の単価の下落がございましたが、その程度で済んでいるという状況でございます。トマトにつきましては、今年の単価を上回りました、一昨年、おととしの単価に近いものということで、単価も今現在、8月までは、そんな形で推移をしているというようなところでございます。

特に思ったよりも大きな影響は出ていなかったのかなというところで、今そういった実感でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 恐らく市場を通したもの、そもそも市場というのは安定した供給を願うものですから、その趣旨でつくられたものですから、そういったことで安定的に価格が維持されているのかなというふうにも想像します。

しかしながら、事業者であれば、そういった市場に出すということがありますが、私が問題にしたいのは、個人で販売されている方であったり、市場を通さない、例えば個人で販売されている方の動向です。これについては、なかなかつかみ切れないのかなと。

例えば、確定申告にならないと分からないのではないかなというような予想をしているんですが、これについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

個別の農家、JA等を通じていない、販売をしていない農家につきましては、なかなか状況的に把握をするのが困難でございまして、やはり議員おただしのように、確定申告等によりまして、ある程度の実態が分かってくるのかなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 了解しました。ぜひその動向を見極めながら、あと、つぶさに声を聞きながら進めていただきたい。我々としても、そういった農家の方、なかなか声が出にくいところに関しては、声を拾っていくよというか、お伺いしていきたいな、そういうふうにお

ております。

さて、ふるさと産品応援プロジェクト事業ですが、こちらは、道の駅等で販売しているものに関して、補助が出たりとか、送料のサービスがあるわけですが、こちらの事業に参加できる業者というのは、どのような方に、限定されるんじゃないかというふうに思っています。例えば、個人の農家の方が参加するというわけにはいかないのかなというふうに思っていますが、そのような考えでよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

全員協議会でもご説明させていただきましたように、道の駅とかまちの駅ですとか、そういった観光、特産品等販売している、そういった施設というふうに、町のほうでは想定しております。

なお、個人の農家等の参加云々につきましては、例えば道の駅とかまちの駅等に登録していただいて、そこに商品を卸していただくというようなことでの、間接的な参加というようなことで考えてございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 例えば、道の駅たじまのテントで販売している方の売上げの、恐らく実績もあろうかと思えます。非常に売れ残っているという話もお聞きするところなんですが、そういったもの、例えば野菜を詰め合わせて商品にするとか、例えばそれを、道の駅を管理しています観光みなみあいづでそういった事業をされるのか、そういった展開をするのか、それについて伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

考え方は2つございまして、一つは、車等でそういった施設に来られたお客様が、外のテントだったり、中の建物の中で買い物をして、2,000円以上購入していただいて、その場で段ボールにそういうのを詰めて送るという想定と、あとは、もう一つは、事業者がそのシーズン、シーズンの魅力ある商品の詰め合わせセットを作って、これは2,000円ですとか3,000円ですよ、5,000円ですよというような、プレミアム30%程度を想定しているんですが、そういう詰め合わせセットを作って、お歳暮だったり、お正月のご年始だったりという形で、例えば帰ってこられない親族等に送るという、2つの事業展開を考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 野菜とか果物、想像できますが、なかなか魅力ある商品を作る、自分で、例えば同じ時期に、同じ、例えばキュウリ、ナスがいっぱいできる時期に魅力あるものを作れるかという、非常に難しいと思うんです。例えば、そういったものを道の駅のほうで、これとこれを組み合わせてこういう商品にしたらどうかとか、そういった提案があったら、非常に農家さんとしても助かると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

農家等に幾らのセットを考えてくださいというのではなくて、道の駅として、いろんなやっぱり特定に偏らないように、バランスよくといいますか、例えばお酒と餅と、例えば手打ちそばの乾麺とか、半生麺とか、そういうのをセットにしまして、例えばお正月向けにそういうセットを販売するとか、そういった、やっぱりふだん卸している会社の支援ということも視野に入れながら、晩酌セットみたいな形で、酒のつまみになるものと酒を販売するとか、そういうのは、特色あるものをそれぞれの施設で考えていただいて、町のほうから、必ずこういう内容の詰め合わせにしてくださいよとか、野菜限定の詰め合わせにしてくださいよというようなのは考えてございません。

○9番 大桃英樹議員 はい、了解しました。

以上で一般質問を終了します。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 五十嵐 芳 道 議員

○室井嘉吉議長 次に、1番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 議員番号1番、五十嵐芳道でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、大きな1番、新さゆり荘指定管理者候補者経営計画は。

昨年度、パブリック棟が完成し、現在宿泊棟の工事が進む新さゆり荘は、本定例会に指定管理者の指定についての議案も提出され、いよいよ来年度オープン予定です。しかし、観光業や宿泊業にとって大きな障害となる新型コロナウイルス禍により、当初から厳しい経営が予想さ

れています。

そこで、お尋ねいたします。

- ①指定管理者候補者が示した経営の見通しは。
- ②旧さゆり荘の売上げと新さゆり荘の損益分岐点は。
- ③想定のお客様と客単価は。
- ④日帰り利用の想定は。
- ⑤PRの方法は。

大きな2番でございます。住民に期待する新さゆり荘への応援は。

新さゆり荘は、外貨を獲得するだけではなく、地域振興の面でも、その歩みを地域と共に進めていく必要があると思います。地域の住民が新さゆり荘の運営に対してできる応援は、どんなことが考えられているのでしょうか。

3、町として、新さゆり荘の運営責任は。

新さゆり荘は地域のシンボルとして、将来にわたって健全な経営が行われる必要があると考えています。

- ①想定の実用年数は。
- ②町の運営責任は。

次にページにいきます。

大きな4番です。

国道289号八十里越と国道401号博士トンネル開通に際しての観光誘客戦略。

只見町と新潟県三条市を結ぶ国道289号八十里越約20キロ区間は、今まで車両通行不能でしたが、3年後、令和5年の開通を目指して、大工事が進められています。また、南郷地区から昭和村、会津美里町を結ぶ国道401号も、博士山トンネルの工事が進められています。

- ①両国道開通に向けての町の観光施策は。
- ②新さゆり荘としての戦略は。
- ③当町も含め、新潟・福島両県の関係する自治体などが連携し、進められている施策はあるか。

5、奥会津博物館南郷館の活用。

さゆり荘に隣接する奥会津博物館南郷館は、これからの南郷地区における観光事業に大いに活用すべき施設と考えています。

- ①昨年度まで過去3年間の入館者数の推移は。

②企画展などの取組状況は。

③新さゆり荘の営業や南郷スキー場のグリーンシーズン利活用と結びつけた事業の考えは。次のページ、大きな6番でございます。

南郷地区小野島水源から供給される水道水は、雨の後に濁ることがあり、濁った日には風呂の水が黄土色であることが分かるほどです。担当部署では、この事態を把握していて、住民からの問合せがあった場合、水質的な問題はないと回答されているようです。

しかし、健康上の問題はないと言われても、濁った水を飲むことや、ご飯を炊き、みそ汁を作ることには抵抗があるため、飲食用には市販のペットボトルの水を使用している住民の話も聞きます。また、子育て世帯の方からも、濁った水を赤ちゃんや小さな子供へ使うことへの不安や、同じ水道料金を支払って購入している商品のはずなのに、この地区だけ品質が悪いのは納得いかないし、何より濁った水は気持ちが悪いとの声もあります。

そこで、質問いたします。

①濁りの原因は。

②水質検査の実施状況と検査の結果は。

③小野島水源は、どの地域で何人の人が利用しているか。

④小野島水源の水道水供給量は南郷地域全体の供給量の何割か。

⑤早急な対策が必要と考えるが、根本的な改善方法はあるか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新さゆり荘指定管理者候補者経営計画についての1点目であります。指定管理者候補者が示した経営の見通しはと、2点目、旧さゆり荘の売上げと新さゆり荘の損益分岐点はとのおただきにつきましては、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

指定管理者候補者からは、今までのホテル経営の経験を基に、周辺の観光資源と地域との連携を図り、新築の優位性を生かした魅力ある施設となる提案を受けております。また、令和元年度のさゆり荘の売上げにつきましては、宿泊・宴会等を合わせて5,382万7,000円となっております。

指定管理者候補者が示した新さゆり荘の5年間の収支計画については、年間の損益分岐点を9,000万円と分析し、売上げは9,300万円と見込んでおります。

現在のさゆり荘は、著しい老朽化により、利用料金を低く設定せざるを得ない状況にありますが、新築に伴い、建物・設備の抱える課題が解消され、積極的な営業活動と、現在よりは高

い料金設定を提案されております。

町としましても、提案された事業計画が達成され、多くの方から利用される施設となるよう、指定管理者と協議を進めてまいります。

次に、3点目であります。

想定のお客様と客単価はとのおただしであります。指定管理者候補者からは、想定する客層につきましては、町民のほか、現在のさゆり荘宿泊客の分析に基づきまして、主に首都圏や県内、近隣県のご夫婦や友人グループ、ファミリー層、さらには帰省客をターゲットとする提案を受けております。

なお、国道289号八十里越開通を見据えて、新潟方面への営業強化についても提案がありました。

また、基本的な客単価につきましては、1人から2人での利用を想定したAタイプの洋室については、1人当たり9,000円、2人から4人までの利用を想定したBタイプの和洋室については、1人当たり1万3,000円、温泉付のCタイプの和洋室については、1人1万8,000円を想定しております。

なお、夏休み、年末年始など、季節に応じたシーズン料金を設けて対応する提案も受けております。

次に、4点目、日帰り利用の想定はとのおただしであります。指定管理者候補者からは、地域と連携した頼れる宿を実現させるため、今までと同様に、地域の会合や日帰り入浴について積極的に利用していただき、新さゆり荘が地域住民の交流の場となる提案を受けております。

今後とも、地域から愛され、利用される施設を目指し、指定管理者と協議を進めてまいります。

次に、5点目、PR方法はとのおただしであります。指定管理者候補者からは、自社サイトからの予約受付のほかに、オンライン予約サイトであるじゃらんや楽天トラベルなどの旅行会社との連携をさらに強化した集客方法や、旅行エージェントを対象としたモニターツアーの実施など提案を受けております。

特に、新築に伴い、建物・設備の抱える課題が解消され、積極的な営業活動が可能となることから、オンライン予約サイトの販売を充実させるため、管理システムを導入し、取扱い旅行会社を増やす提案も受けております。

町としましても、開業準備時からスムーズなPR活動ができるよう、指定管理者と協議を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、住民に期待する新さゆり荘への応援はとのおただしであります。先ほどお答えしましたとおり、住民の皆様には、新さゆり荘を今までと同様に、老人クラブや子供会など地域住民の交流の場として、または帰省された方の宿泊場所として、積極的に利用していただきたいと、そのように考えております。

また、指定管理者候補者からは、この地域ならではの体験活動や地元食材の提供など、地域と連携した施設運営の提案を受けておりますので、多方面で地域住民の皆様のご協力をお願いするところでもあります。

今後とも、地域と連携した頼れる宿を目指し、指定管理者と協議を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町として、新さゆり荘の運営責任はについての1点目、想定耐用年数はとのおただしであります。税法上では、鉄筋コンクリート造りであるパブリック棟については、旅館・ホテル用が適用され、31年ということとなります。木造である宿泊棟につきましては、旅館・ホテル用が適用され、17年となっております。

この耐用年数は、税法上で定められたものでありまして、実際に使用可能な年数とは違いますが、町としては、新さゆり荘ができる限りよい状態で長期間使用できるよう、指定管理者と施設の適正管理に努めてまいります。

次に、2点目、町の運営責任はとのおただしであります。さゆり荘建設事業は、観光振興、地域貢献、経営安定化の3つの事業目的に沿って計画されております。

町としましては、3つの事業目的がバランスよく達成され、町内外の利用者から愛される施設となるように指定管理者と協議を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、施設の維持管理に係る指定管理者と町との責任分担につきましては、協定書に基づき、指定管理者と協議し、適切な管理をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、国道289号八十里越と国道401号博士トンネル開通に際しての観光誘客戦略に関する1点目、両国道開通に向けての町の観光施策はとのおただしであります。国道289号八十里越につきましては、2020年の開通に向けて、現在工事が進められており、開通後は新潟県と福島県を結ぶ新たなルートとして、交流人口の増加や地域経済の活性化に寄与するものと、大いに期待しているところでもあります。

この開通の時期でありますけれども、昨日も縦貫南の話もございましたけれども、一般的にこのところ、ちょっと開通の期間が先延びにされているような状況がございます。これも、令和5年というようなことを私も申し上げておりましたけれども、近頃の情報ですと、令和7年

になりそうだとか、いろいろ不確定要素がございますので、そのような見通しになってきているのかなと、そのようにも感じております。

しかしながら、国道401号、これにつきましては、昭和村と会津美里町を結ぶ博士トンネルの工事は進められておりますが、昭和村と南郷村を結ぶ区間については、昭和村の大芦地区で改良工事に着手してはいますが、そこから南郷地区に向かっては、道路整備後の交通量を推計した上で整備手法を検討すると、そのように県のほうの話もございます。引き続きの話にはならない状況にもあるのかなと思っておりますが、この要望活動につきましては、町としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

このようなことから、町では、まずは現在工事が進められている国道289号八十里越について、沿線市町と連携しながら、観光施策等の検討を進めているところであります。

なお、国道289号八十里越の開通により、新潟県側からの人の往来は間違いなく増加すると、そのようにも考えています。その一方、単なる通過点になってしまうおそれがあります。

したがって、町としましては、沿線市町が持つ自然や観光施設、人、文化・芸能などといった地域資源を、点でなく線、ひいては面としてつなげ、滞在交流型の観光施策を推進することにより、単なる通過点とならないように、そのような観光施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。

新さゆり荘としての戦略はとのおただしであります。先ほどお答えしましたとおり、指定管理者候補者からは、新潟方面については、南会津地方の認知度が低いと考え、手をかければ成長が望める市場であると、そのように分析しまして、営業強化に努めたいとの提案を受けております。

また、将来、国道401号の改良が進めば、新さゆり荘が立地する場所は、両国道が交差する交通の要衝となることから、さらなる交流人口の増加が期待できます。町としましては、新さゆり荘が両国道の整備に伴い、会津地方を訪れる観光客の滞在拠点になるよう、指定管理者と協議を進めてまいります。

次に、3点目、当町も含め、新潟・福島両県の関係する自治体などが連携し、進められている施策はあるかとおただしであります。国道289号八十里越につきましては、関係自治体の連携強化と広域観光施策の推進を図るため、本年5月に、国・県等の関係機関や本町と只見町、そして新潟県三条市の首長、商工会長、観光物産協会長、担当課長等を構成員とする越後・南会津街道観光・地域づくり懇談会が設置されました。

また、広域観光連携コンセプトの検討や、広域観光施策についての具体的な取組に対する助言や提案をいただくため、3市町から委嘱された委員10名と、2005年に内閣府、国土交通省、農林水産省から観光カリスマとして認定された山田桂一郎先生を構成員とする越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議が設置され、5月21日に第1回となるテレビ会議において、工事の進捗状況や今後の進め方等についての情報共有を図ったところであります。

なお、今年度につきましては、9月30日、それから10月1日に只見町、2月下旬に本町において円卓会議を開催し、来年度に予定しているホームページの開設や地方創生推進交付金を活用した連携事業についての協議、そして、3市町における観光事業の現状分析等を行う予定と、そのようになっております。

次に、南郷地域小野島水源水道水の濁り対策はに関する1点目であります。濁りの原因はについておただしであります。小野島水源は、昭和51年供用を開始いたしまして、水源は浅井戸により集水しております。施設の構造上、地表水の浸透を受けやすく、降雨があった場合や融雪期にも、地下からの浸透水が浅井戸内に浸入することが原因で、まれに濁りが発生すると、そのような報告を受けております。

次に、2点目、水質検査の実施状況と検査の結果はとのおただしであります。水道法に基づき、給水区域内の蛇口において、毎日の水質検査として、色、濁り、残留塩素の3項目、また、月1回の検査として、一般細菌、大腸菌のほか10項目を、そしてさらに、年1回の検査として、51項目にわたる検査を実施しております。まれに濁りが発生することは確認しておりますが、これまでの検査結果については、全て国の水質基準を確保していると、そのような状況にあります。

次に、3点目、小野島水源は、どの地域で何人の人が利用しているかと、4点目、小野島水源の水道水供給量は南郷地域全体の供給量の何割かとおただしにつきましては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、給水地域であります。令和2年度におきましては、虻の宮地区の一部、片貝地区の一部、和泉田地区全域、小野島地区全域に給水しており、給水人口は620人というふうになっております。

次に、水道水供給量であります。小野島水源は南郷地域全体の供給量の約3割となっております。

次に、5点目、早急な対策が必要と考えるが、根本的な改善方法はあるのかとおただしあります。南郷地域におきましては、平成22年度より、老朽化した水道管更新事業として、

東地区を除く配水管について、順次整備を進めているところであります。また、安定した水質と、塩素滅菌のみで供給可能な地蔵沢水源のエリア拡大を目的に、宮床地区と界地区を結ぶ連絡管の口径を拡大する工事を実施したところであります。

今後は、必要な調査を行い、水質が安定している地蔵沢水源及び水根沢水源、下山水源からの配水を行うことにより、小野島水源からの配水を減少させ、より水質のよい水道水の供給に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、奥会津博物館南郷館の活用についてお答えいたします。

まず、1点目、昨年度まで過去3年間の入館状況の推移はとのおただしであります。平成29年度は260人、平成30年度は203人、令和元年度は419人となっております。

次に、2点目、企画展などの取組状況はとのおただしであります。ヒメサユリシーズン中に合わせた展示や地域団体の作品展示の場として活用した事例はございますが、南会津博物館としての企画展を実施した事例はございません。

次に、3点目、新さゆり荘の営業や南郷スキー場のグリーンシーズンの利活用と結びつけた事業の考えはとのおただしであります。奥会津博物館南郷館には貴重な文化財等が多数展示してあるほか、敷地内には、県指定有形文化財である旧山内家住宅や町指定有形文化財である旧斎藤家住宅が移築されております。

これらの貴重な文化資源の観光事業への活用については、展示のほか、教育旅行の体験学習の場などとしての活用が考えられると思います。さゆり荘の指定管理者と有効活用の方策等を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1番目の①の中で、今のさゆり荘の売上げが5,300万円ほどで、新さゆり荘は9,000万円以上の売上げを期待していると、予定しているということだったんですが、客単価というか、宿泊の単価が9,000円から1万8,000円ということで、客数としてはどのぐらいの客

数を予定されているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

損益分岐点としての9,000万円を達成するためには、6,500人ということで見込みを立てております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 年間6,500人ということで、その根拠とかありますでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

指定管理者候補者から出されました収支計画によりまして、まず、年間の人件費であるとか、それから維持経費、そちらのほうの計算をしまして、それによって、新さゆり荘の収入が幾らになればということで計算をいたしまして、その上で、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプのお客様の人数を推計して、トータルで6,500人ということで推計をしたものでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 PRの方法とか、いろんな宣伝方法で、6,500人の年間客数を確保していくということだと思んですが、地元の人が泊まるということはないと思うので、9,000円、1万3,000円、1万8,000円の1人当たりの、これって、南会津町の宿泊施設の中では、どのような位置づけというか、単価になるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

南会津町の中で温泉施設ということで、比較的宿泊単価の高い施設としては、花木の宿がございまして。1万3,000円というのが温泉旅館の、南会津町内ですね、只見町の湯ら里、それから花木の宿、そういったところで、おおむね1万3,000円程度かと思いますが、今回お示しました1万8,000円というのは、他のホテルと比較しましても、南会津郡内では高い値段設定かなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ほかの施設には1万8,000円という設定はないということで、ちょっと高級路線ということでよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

今回の新さゆり荘につきましては、これまで旧さゆり荘につきましては、施設の老朽化があつて、なかなか7,000円台というような単価設定をしております、指定管理者も単価のアップを、老朽化施設ということでできなかったということがございました。

新さゆり荘建設の際のコンセプトということで、非日常をゆっくり過ごしていただくということで、Cタイプの1万8,000円と想定しているお部屋につきましては、部屋の中に温泉を整備するというような構造になっております、今、こういったコロナの時代で、こういった高級な旅館に泊まって、ゆっくりと日常を過ごしたいというお客様が増えているというふうに聞いておりますので、そういった目的に沿った形で、こういった値段設定をしたということでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 若干高級路線であるということが分かりました。ぜひ、ホテルに泊まるというのは非日常、日常から離れたところで空間を体験したいというのがあると聞きますので、その辺を指定管理者候補者と打合せの上、よろしく願いいたします。

日帰りの利用ということなのですが、スキー場に隣接しているということで、スキー客がスキーを終わった後にお風呂を利用するという、ぱっと考えていたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

これまでも、隣接するさゆり荘の日帰り入浴というものを実施しておりましたけれども、スキー客につきましては、どちらかといえば、駐車場の広い、そして帰り道に当たる、きらら289の利用が多数でございました。新さゆり荘となって、しばらくは珍しさもあつて、ご利用いただくお客様があるかもしれませんけれども、スキー客につきましては、やはりきらら289のほうに行かれるお客様が多いのではないかと思いますし、そちらに誘導してまいりたいというふうにも考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 何でこんなこと聞くかという、非日常の空間を、割と高額な金額で提供する。そこに、例えば4時とか3時とかにチェックインすると思うんです。そこに、お風呂まず入ろうといったときに、スキー客がテンションが大分違うと思うんですよ、スキー客と宿泊のテンションというのは、PRの方法とかも、今SNSが主に情報交換に使われる中で、心配するのは、書かれるというか、スキー客がどやどや入ってきましたとかというのがちよっ

と心配になるんですが、その辺どうなのでしょう。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

日帰り入浴のお客様も大切にしなければならないということは、もちろんでございますけれども、指定管理者候補者からも、ホテルのお客様と、それから日帰り入浴者を分けたいということで、今提案を受けておりますのは、時間によって区切って、ホテルのお客様が入る時間には一般入浴を入れないというようなご提案をいただいておりますが、地元との調整もございしますので、これからそういった部分について、協議してまいりたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 分かりました。時間を区切ってスキー客と混在しないという方向でいっていただくと。

今、地元の話が出たんですけれども、今までのさゆり荘の利用方法と、新さゆり荘の利用方法というかコンセプトを、地元の住民に説明する機会というのは設定されていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

指定管理者が決定しましたならば、指定管理者の運営方針というものを、町のほうと十分協議していただきまして、地元の方の利用、それから、宿泊客との区別をどうするかといったことにつきまして、決定しましたらば、地元の方にも当然お知らせしてまいりたいと思いますし、地元の方にもぜひ利用していただきたいということで、来年4月までには完成するわけでありまして、準備期間中、4月から7月までの間に、地元の方に体験的に入場していただく、そのような機会も設けたいと思いますし、ぜひ町民の方にもお泊まりいただくようなことを、町として提案していきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 プレオープンというか、地元の人たちに体験してもらおうというのはすごくいいと思うので、決まり次第お知らせいただき、実施していただければと思います。

それでは、大きな2番に移ります。

新さゆり荘ができて、今までのさゆり荘はちょっと古かったので、自慢になるかというか、地元の人たちが自慢になるかという、最初できたとき、昭和40年代にできたときは、さゆり荘があるところだという、ちょっとできたんですけれども、今回新しくなって、実は、スカイツリーではないですけれども、南郷ってさゆり荘があるところ、スキー場とさゆり荘があるよ

という、あときららもあるよというような自慢をできるような施設にする、自分たちもそれを応援していくという、住民が、ただ利用して売上げ貢献をするんじゃなくて、自分たちも応援して育てていって、自分たちのシンボルとしていくような施設に、私はしていくのがいいのかなと思っているんですが、そういう考えというか、自分たちのシンボルとして育てていってもらいたいというようなことは考えておられますでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

地元の方に愛される施設として、そういったシンボリックなものにしていただければ、本当にありがたいことだと思いますし、町長答弁でもお答えしましたとおり、例えば体験活動や、それから地元食材の提供、そういった面、地域と連携して施設運営のほう、ご協力いただければ、経営のほうもうまくいくのではないかなと思いますので、ぜひ地元のご協力というのはいただけるように、頑張っていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 執行部というか、町のほうとしても、住民としても、せっかくできたすばらしい施設なので、お互いに協力し合って、すばらしい、未来まで自慢できる施設にしていくことが大切かと、そのことを共有し合うということが大切かと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大きな3番です。

耐用年数が、税法上の規定で、鉄筋に関しては31年、木造に関しては17年なんですが、本来もっと、例えば木造の旅館ですと100年以上もちます。かえってそのほうが、価値がある旅館としてやっているというのがよくあると思うんですが、指定管理の契約は5年でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 はい、令和3年4月1日から5年間の契約ということで考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 先ほどの再質問の中でも、地域のシンボルという話をしたのですが、5年で指定管理、5年でまた指定管理というふうにやっていく、継続するか、もしかするとそこで途切れてしまうということも、制度としてはあるわけなんですね。

町としては、例えば31年の耐用年数、最低でもそこまでは、一貫したコンセプトを持って、

例えば細かいこと、大きなこともある、コンセプトという大きなもの、それからあと、設備の管理維持とかという小さな枝葉のこともあると思うんですけれども、そこを指定管理者と、自分たちは5年で終わりなんだよという考えじゃなく、31年のスパンをもって相談しているかどうかということをお聞きします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

これまでの指定管理の部分につきましても、施設をなるべく長く維持させていくということで、その点については指定管理者と確認しておりますので、新さゆり荘につきましても、5年間ではありますけれども、施設をなるべく長く維持していくため、良好に使用するため、そのあたりは指定管理者の方と十分協議してまいりたいと考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ぜひ、客商売なので、劣化が見られる、ここ劣化しているというところがあると、結構そこがウイークポイントになってしまったりする、設備がここが駄目だったとか書きやすくなってしまうので、ぜひ維持管理、それからあと、コンセプトの崩れのないようにやっていただきたいと思います。

次に移ります。

国道289号の八十里越と401号の件ですが、過去には、昔々は、割と八十里越が、今から200年以上前、1800年代ぐらいには、田島、南会津町とかなり交流があって、田島に馬市があって、そこから年間に280頭ぐらい新潟に馬を売っていたという、三条市の教育委員会のところから資料を見たんですけれども、ぜひこのようなこともあるので、大正年代に大雨があって、それで今の状況になったらしいんですけれども、その辺も加味して進めていただければと思います。

会議がつくられて、9月30日、10月1日、あとこちらでもあるそうですが、南会津のメンバーというのは町長だけなんですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

円卓会議と懇談会、2つございまして、先ほど町長答弁いたしましたように、懇談会のほうでは首長ですとか、観光物産協会会長ですとか商工会長、担当課長等入っております、円卓会議のほうで、三条市と只見町と南会津の一般の住民の方等が入っての構成という形になってございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 円卓会議のほうで、最後、一般の住民とあったんですけども、これのメンバーの人数とか、どんな人が円卓会議に、参加したいという人もいるかもしれないし、やってくださいという人もいるかもしれないんですけども、その辺のところはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

先ほどの答弁の中で、住民10名というお話をさせていただきましたが、内訳といたしましては、三条市のほうが5名、南会津町が2名、只見町が3名というような形になってございます。

なお、南会津町の2名につきましては、合同会社SCOPの代表社員である松澤さんと、株式会社みなみあいづの南郷地域営業課の統括課長の星秀則さん、この2名が委員として委嘱されているという形になってございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 会議がこれから進められて、その内容というのは、一般の住民の人たちが知ることというのはできるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

先ほどの答弁の中でもありましたように、今のところ、まだ5月にテレビ会議で一度だけ、事業の概要説明ですとか主旨説明等があっただけで、今度、9月30日と10月1日に只見町で円卓会議、具体的に初めて進むような形になりますので、ある程度形になった段階では、皆さんのほうにも周知させていただきたいというふうに思うんですが、今は現状分析とか、そういった企画・提案といいますか、そういった段階ですので、形が見えたら、そういった何らかの形でお知らせしたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 当初ここに書いたのは、令和5年の開通を目指すと書いたんですけども、町長の答弁で7年になるかという話なので、ちょっと長くなったので、ゆっくり、歩みはゆっくりになるかもしれないですけども、その辺しっかりやっていただきたい、時間がかかってきて、いろんな考えができるかと思うので、しっかりやっていただきたいとします。

次に、奥会津博物館の件ですが、利用者数ですが、平成29年が260人、30年が203名、令和元年が419名で、これ180日、4月26日から11月、調べてきたんですけども、11月25日の火曜日

休みということで、営業ということで、約半年間、日数にして180日でこの人数ということで、多い令和元年でも1日2.4人、その前は1人ちょっとぐらいということで、ここに関わる、従事されている方は何名でしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 1名になります。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 博物館は、やっぱり物を展示して、人に来てもらって、いい展示だなとか、やりがいとか、なかなか1日に1人とか、平均ですけれども、来る日がなくても平均になると思うんですけれども、やっぱりやりがいがある、博物館を自分で管理して、1人でもやっているのに、やりがいがいっぱい必要かなとちょっと思うんですが、ぜひ、7年後になるかもしれないですけれども、八十里越が開通した際には、いい博物館で、そのときにあるように希望していますが、そこに向けての考えというのはありますか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 この奥会津博物館での管理人の方のやりがいという点と、八十里越の開通に合わせたという点でございますが、今現在は管理が主な業務になっておりまして、来客の方も、ヒメサユリの時期についてに寄られる方、そういった方が多いように考えております。

当然、八十里越が通れば、開通になれば、人の流れ等も変わるかもしれませんので、そちらまでちょっと視野に入れながら、収蔵してある文化財等、それから古民家含めて、何ができるかというのは、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 担当部署、生涯学習課だけでなく、南郷総合支所、あと商工観光課も関係してくると思うので、横の連絡もしっかり取っていただいて、総合的にさゆり荘、それから宮床湿原もありますよね、スキー場のグリーンシーズン。そこら辺も総合的に、地域とか、施設として進めていただければ、八十里越開通のときには、みんなに、いい施設、いい場所だなと思っていただけるようなところにしていただければと思います。

それでは、次に、6番の小野島水源の濁りについてですね。

南郷地区の3割を供給している水道ということで、これちょっと保健所の担当に聞くと、毎日検査はしているので濁りはないはず、濁りがあると駄目なんだよという話だったんですけれども、そののところ、お聞きしてよろしいでしょうか。日々の毎日の目視の検査と塩素の濃度

についてはどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

町長答弁でお答えしましたが、給水区域内の蛇口において、毎日の検査をしております。その中では、濁りというものが基準値以上になったということはありません。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 水道法的に問題ないということで、これは自治体として当たり前のことだと思うんです。町長答弁の中で、これからは地蔵沢、水根沢と下山水源を併用して、あと小野島水源もこのまま併用するって、どのような、併用の仕方ですよね。そこはどんな感じになるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 お答えいたします。

今、4つの水源について、どのように併用して使っていくのかというような問いただしというふうに理解しております。

現在、水根沢と地蔵沢と下山、こういった水源を中心にして、小野島水源については、今日も答弁いろいろさせていただいておりますが、まれにこういった状況、濁りの状況があるということ、こういったことをやっぱり解決するというのは、非常に重要なことだというふうに認識しております。

そういった中で、新たにできた水根沢水源、さらに台板橋のほうにあります地蔵沢、これは湧水でありますけれども、かなり多くの水量を確保できるというふうにも認識しています。あと、下山地区においては、新たな配水池も建設いたしました。そういった水源ですね、こういった3か所の水源を有効に使っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 3か所の水源を有効に使う、小野島の水源も使うということで、小野島の水源が濁る日というかは、大雨が降った、ほぼほぼ大雨が降った後に、翌日からぐらい何日間によるという感じなので、その辺、水質というか目視、先ほどの答弁、支所長の回答の中に、毎日の検査は問題ないというのがあったんですけども、季節的なことや雨のシーズン、あと逆に湧水シーズンもあると思うんですね。そこもよく加味しながらというか、うまく利用しながらやっていただきたいと思います。

あと、保健所に行ったときにちょっと心配されたのが、距離が出ることで、例えば地蔵沢、台板橋から和泉田の端まで、約10キロ近くあると思うんです。塩素濃度が出なくなるんじゃないかと。その辺については、どんな対策があるでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 ただいま、地蔵沢の水源からずっと和泉田のほうまで、かなり距離があると。そういった中で、塩素の残留濃度、いわゆる塩素の殺菌について、実質有効な手だてがしっかりできるのかというような問いただしというふうに理解をさせていただきました。

実際、配管網として、地蔵沢から和泉田のほうまで、配管は一通りつないでいる状況でありまして、今後この区域、いわゆる地蔵沢の配水区域、給水区域といいますか、あるいは下山の配水・給水区域、こういったものを順次広げながら、そういった部分の中で、塩素濃度というものをどのような形でコントロールしていけば、末端の地区となります和泉田の乙沢の地区ですね、こういったところまでしっかり安定した水になるかということで、今後、そういった現場のほうの調査、区域拡大の現場のほうの調査をしながら、そういった部分についての確認を進めていくというようなことになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今後、これから調査をしてやっていくということなんですけれども、大まかなスケジュールというか、いつ頃までには供用できる、地蔵沢水源の水が和泉田に届くことになるのか、あれなんですけれども、その辺は大まかで結構ですので、お分かりでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

ただいま、地蔵沢水源の水というのは、虻の宮地区まで給水をしております。先ほど、今後は必要な調査ということで、環境水道課長からもお話がありましたとおり、どこまで地蔵沢水源を延ばせるかというものの、段階的にやっていく必要があると考えております。

取りあえず、南郷総合支所といたしまして、今月から、今現在、虻の宮まで行っている水を、段階的に片貝地区まで延ばして行って、どのような状況になるのかと。水は足りるのか、そして、塩素濃度についても確認をして行って、それから順次、和泉田にも配水をしていきたいというふうに考えております。

調査をしながらということではありますが、なるべく今年中には、調査のほうを実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 今年中に調査が終わって、来年あたりには濁らない水が出るということを期待しております。

最後になりますが、水道事業、非常に地味な事業で、毎日安全な水、安心な水が出て、おいしい水が出るということが当たり前のように皆さん思って、私らもそうなんですけれども、特別なことなんだ、普通なことが、今回のいろんな被災とかもありますけれども、ふだんの生活ができることが普通、普通がやっぱり、普通に感謝しなくちゃいけないなという、今回の水道の質問をつくって思いました。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお話をさせていただきたいと思います。

この小野島水源のことは、以前にも私が、いろいろ状況、報告も受けていました。これが時々濁るというより、もっと頻繁に濁るというような状況でございましたものですから、先ほどあのような答弁させていただきましたけれども、シートを敷いて、浅井戸の影響で、どうしても大雨が降った後とか、あるいは融雪期とか、そういうときに濁るというような状況が確認されていたということでもあります。

町としては、安全な水道水を供給することは責務でございますので、これまでも、滝原の色素の問題、それから長野地区の問題、そして、田島の第一水源の問題もございました。木伏地区もありましたけれども、一つ一つ水源を確保しながら、変えたりをやってきているところでございます。

また、今のような状況も、時々濁るということも、実際あつてはならないことと、私はそのように感じておりますので、それらも安全に、やっぱり人間が毎日毎日使う水ですので、ちゃんと体にも入る水ですので、安全な水を供給するということに努めていきたいと思っております。

今、調査という話もございましたけれども、原因が大雨が降ったときとか、そのようなときというような限定される、今の状況ですと、そういうふうなことも分かっているということなので、その辺も踏まえた中で管理を徹底して、そして、なおかつ施設に、それに対する対応が必要であれば、それも検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解願いたいと思っております。

あと、なお、皆さん方に、もしも本当にかかなり厳しい状況になったときには、町にもお知らせいただいて、そして、それらに対しての、皆さん方にもご協力だったり、ご理解をお願いします。

るようなことになるかもしれませんので、ぜひ地域住民の皆さん方にもお願いしたいなと思います。町としては、しっかり調査をして、そしてその対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、1番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

午後1時より再開しますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○室井嘉吉議長 一般質問を行います。

7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします。

初めに、新生児への給付金支援について伺います。新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急経済対策の一環として、国民1人に対し10万円を支給する特別定額給付金事業が実施されました。しかし、特別定額給付金は、令和2年4月27日の基準日より後に生まれた新生児には対象外でした。出産予定のご家族にとって、新型コロナウイルスの感染への不安はとても大きいものと感じます。

出産後も、新型コロナウイルス感染予防をしながらの生活は、心にも環境にも大きな負担があると思います。母子共に安心して生活できるよう、対象外である新生児へ1人当たり10万円の給付を実施してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、体温測定カメラ設置費用の支援について伺います。

緊急事態宣言が解除され、人々の交流も多くなり、町内の方々だけでなく、県内外などの買物や商店への来店も増えてきていると感じます。商店の皆さんは、3密や消毒など感染拡大を防ぐ様々な取組をしながら業務を行っています。来店される方を安心して迎えることができるよう、お店の入口で体温を測定するためのスマートフォンやタブレットに接続できるサーモグラフィカメラの設置費用を支援してはと考えます。町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス対策の特別定額給付金の支給対象とならなかった新生児への1人当たり10万円の給付を実施してはとのおただしであります。特別定額給付金事業につきましては、令和2年4月20日、国において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されまして、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施された事業であります。

議員おただしのとおり、本給付金の給付対象者は、基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に登録されている者とされておりまして、基準日後に出生したお子さんは給付の対象外となっております。

現在のところ、本町といたしましては、新生児に対する町独自の給付制度を設ける考えはございませんが、感染症への対応がまだ終息をしていません。そういう中で、長期にわたると当然想定されます。今後どのような、成り行きを見極めながら、そして、国や県、近隣町村等の動向も十分注視していきたいと思えます。

町もいろんな対策をしておりますが、まだまだ不十分というか、それらのこれまでしたことが今の状況に合っているかを含めて、今後対策を考えていく必要があると思えますので、ご理解願いたいと思えます。

次に、体温測定カメラ設置費用の支援に関するおただしであります。町では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける小規模事業者等を支援するために、南会津町小規模事業者等活性化事業補助金交付金要綱を制定しまして、その中の新型コロナウイルス感染症対策事業において、テイクアウト等の新たな事業展開や集客を取り戻すための取組のほか、議員おただしの体温測定カメラ等の設置による感染予防対策等に係る費用の一部を助成しているところであります。

なお、補助率は補助対象経費の合計額の3分の2以内、限度額は1店舗の場合30万円、複数

店舗の場合は50万円と、そのようになっております。

しかしながら、現在もお新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況にあるほか、既に助成を受けた業者からも、別の対策を講じたいが限度額を超えてしまうので、限度額を見直してほしいと、このような意見をいただいております。

このようなことから、町といたしましては、事業者の方々が安心して感染予防対策を講じることができるよう、また、自己負担を少しでも軽減できるように、現在の要綱改正等、手続を進めているところでございます。

いずれにしても、どのようなことになるのか、今、非常に厳しい状況ということは認識しておりますので、今後の推移を見ながら、いろいろな対策やっておりますが、当町において、どういうところがしっかり対応しなければならないのかということも十分見極めながら、町としての支援策を考えていきたい。そして、皆さん方にもご理解といいますか、ご協力をお願いしていく必要があるだろうと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ただいまの町長答弁を受けまして、再質問をさせていただきたいと思ひます。

本当に、本年はこのコロナという感染拡大する中で、お一人お一人が本当に大変な中での生活をしているというふうに感じております。

本町は、子育て支援は様々な形で実施していることは、私も文教厚生委員会の中でいろいろお話を伺いながら、認識をしているところでありますけれども、本年は本当に、このコロナという中で子育てをしなければならない、出産をしなければならないというお母さんがいるということで、本当にそういう中で、このコロナ禍の中で誕生する新生児にも特別給付金を、ぜひ町として行っていただきたいというふうに感じたんですけれども、それが手厚い子育て支援になるのではないかとこのように感じますが、再度お伺ひしますが、町のほうの考えとしてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

各自治体でも、このようなことをやっている自治体があります。私どもも当初、このことも

検討しまして、どこまで支援するかということです。ですから、国の場合、基準日があって、そこから、どこまで生まれた方、あるいは、南会津町は6月30日まで、そういうことで、南会津町は当初決定しました。

また、いろいろな形の中で、町として支援の仕方があるだろうということで、最初のコロナ対策ということで、そういうような進め方をしたわけでありましてけれども、これいろいろ、今度どこまでという話になるわけですけれども、それも含めて、先ほど答弁申し上げましたが、今の状況を見ながら、いろんな対策を講じていく必要があるだろうと思います。

現在のところは、そのような考え方でおりますので、いずれ、これがどういう流れになるかということ、これを見極めながら、町としてやっていきたいと思っておりますし、どこまでこういうことを続けなければならないかということもひとつございますので、どんどん、あそこまでやって、ここまでやってということをも十分見極めないと、財政的なことも実際あります。ですから、自主財源も使わなきゃならないことも重々承知しておりますし、そういうことで対応するということが基本的に思っておりますので、当面はそのようなことで、少しその辺を見定めさせていただきたいということでございますので、この後のことも当然関係するわけでありまして、いろいろな事業が、まだこれからやらなきゃならないことがあるわけでありまして、その辺も含めた中で、町として対応していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ただいまの町長の答弁をいただいて、少しちょっと私のほうでも調べさせていただきましたけれども、ほかの自治体でもこのような取組をしているんですが、基準日の後の4月28日から、令和3年というか、明年の4月1日までを基準にしているところがほとんどのところでした。やはり同じ学年というか、そういう同じ年に生まれるという考えで、ほかの自治体はつくられているんだなというふうに思います。

中には、本年12月までというふうになっているところもあります。そういう他自治体の例も取られて、ぜひ検討していく必要があるのではないかなというふうに感じておりますけれども、また、自治体では地方創生臨時交付金を活用して、この制度を行っているところもあるんですけれども、町としてもそれを活用していいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 臨時給付金の、交付金の使い方でありましてけれども、今回もいろいろな町の事業、困っている部分に財政を投入する計画でございます。それぞれの町村の自治体の中で、

いろいろな形の中でやられていると、ちょっと言葉は語弊あるかもしれませんが、競争のようになっていると。ですから、そここのところは、私どもの地域として、どのような状況にあるかということをも十分見極めた中で、やっぱり判断していく必要があるだろうと、そのようにも考えております。

ですから、他の自治体でやっていないことも南会津町でやっていますし、その辺も踏まえた中で、町としては、先ほども答弁させていただきましたように、その辺も踏まえて考えていきたいと思っております。ですから、状況の流れとか、今後の推移がどのようになるのか、そこを踏まえた中で判断していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 申し訳ございません、お答えさせていただきます。

今ほど再質問の中で、ほとんどの自治体がこの事業を拡大して行われているというふうには議員のほうからありましたけれども、私どものほうで独自に調査しましたところ、県内59の市町村のうち、拡大して実施している市町村は18ございました。31%ということになります。会津管内では17市町村のうち5市町村でありまして、郡内では実施しているところはございませんでした。

この傾向について確認しましたところ、市部が多いように感じておりました。県内の13の市のうち9つの市で給付拡大をしております。会津管内では、喜多方市では行っておりますけれども、会津若松市では行っていないということで、この実施に市のほうで踏み切った背景として考えられますことは、一つは、出産祝い金の制度がそれぞれの市にはもともとなかった。今回の拡大ということで、それに合わせまして、3月31日まで対象者を拡大して、出産祝い金的な内容で実施したというのが多いような感じがします。

本町におきましては、この出産祝い金についての制度といたしましては、子育てスマイル支援事業という事業がございます。第1子の方が生まれると10万円、第2子は20万円、第3子以降が30万円、それを商品券で交付している事業でございます。そういった流れでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に南会津町として、様々な子育て支援というのはしているというふうには感じております。今回はコロナの対策としての提案でございますので、ぜひ新たな生活を始める新生児とお母さんやご家族の経済的な面も考慮した上で、このコロナ禍で生活できる支援をぜひ行っていただきたいと思いますというふうに思っております。

本当に、市が一番多く実施しているということですが、町の中でもやっている自治体もありますので、どうか我が町も、本町がやっぱり子育て支援では一番優れているというふうに見える、やっぱり言っていただける、そういう子育てのまちづくりをぜひ考えていただけるよう期待いたしまして、この質問につきましては終わらせていただきたいと思います。

次に、今回の体温測定カメラ設置費用の支援については、先ほど町長のほうから、町で行う施策の中で、カメラも取り入れられるような予算をつけられるような仕組みを今つくられているということでしたので、もしできましたら、もう少し詳しくその点を教えていただけたらなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今現在検討しているわけではなくて、既にその制度がございまして、実際にその制度を利用して、測定カメラのほうを導入している事業者さんもございます。

先ほど町長答弁いたしました内容については、それが一つの店舗の場合は30万円、複数の店舗の場合は上限50万円という形になっているんですが、例えば、サーモカメラとか以外に感染防止対策を講じて、例えば10万円とか20万円、もう補助をいただいてしまったと。そういう方が、新たにそういったカメラを設置したいといった場合に、例えば、前回20万円助成を受けてしまったので、残り10万円しか助成が受けられないとかということで、そうしますと、事業者さんの負担が増えますので、1店舗当たり30万円、複数店舗の場合は50万円というのをこれは拡大して、そういったさらなる感染防止対策を講じたいということについては、同じように3分の2補助できるように、一応来週中ぐらいにそういう形にできるように、今、準備を進めているということでございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に飲食店の皆様にとっては、手の消毒とかマスク着用という必要な中であって、食事をされるときにはマスクを取って、本当に食事をするわけですが、そういう中で一番心配されるのが、飲食店ではないのかなというふうに思います。そういう意味では、お店に入るときに体温測定できる器械があるというのは、すごくいいことだなと思いますし、また、私たちも食事に行ったときに、体温を測れるということで、安心してお店に入れるということもありますので、ぜひ、先ほど町としての政策の中で、限度額も考えていくというふうにお話がありましたので、ぜひそういう意味で、カメラもいろいろ値段的にもあると、高かったり安かったり、いろいろあると思うんですけれども、ぜひ飲食店におかれましては、

サーモカメラを設置するような提案を町としてしていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

いろいろ、こういう支援行っていますよというようなことで、既に全町民向けにも2回ほど、そういった周知のほうさせていただいておりますけれども、なお飲食店などにつきましては、商工会ですとか観光物産協会とも連携しながら、そういった感染防止対策の徹底については再度行ってまいりたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に町としても、いろんな政策をつくりながらやられていると思いますけれども、本当にやっている、私も、既に店内に入る前に体温測定しているお店も分かっておりますけれども、ぜひいろんな形で設置を進めていって、支援をしていくという、取り付けるときには支援をするという態勢で臨んでいるとは思いますが、ぜひ、今まで様々な経済効果を生めなかった飲食店でありますので、どうか手厚い支援をしていただくよう期待いたします。

また、祇園祭とか、そういういろんな様々な行事がなくなってしまって、本当に町に人が来なくなってしまって、飲食店も大変な状況の中にあると思いますけれども、そういう意味で、飲食店だけでなく道の駅だったり、そういう食事ができるところに対しての支援というか、それを行っているかどうかとか、サーモカメラつけているところはどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今現在、道の駅等でサーモカメラを設置しているところはございません。ただ、商工観光課で様々な緊急経済対策事業等を講じている中で、事業所等に集まっておきまして、意見交換等、度々開催しているんですが、その中でもこういった助成制度がありますので、3分の2補助でそういうものが設置できるので、積極的にご活用くださいというご案内のほうはさせていただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、せっかくの助成制度を使いこなせないで終わってしまっは大変ですので、しっかりとした周知をしていただきたいなというふうに思います。

本当に、町の経済を少しでも活性化させたいという思いで、お店の方々も必死で対策を取りながら頑張っていると思いますので、どうか最後までの支援をしていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答え、ちょっとお話しさせてください。

本当にこのような状況の中で、南会津町にも感染者が発生しましたがけれども、この方、本当に私は気の毒だと思います。病院に入って、うつられたということですのでね。

私たちのこの地域も、いつどこで誰が感染するか分かりません。今このような対策、いろいろやっていますけれども、これが、今までは何でもなかったことが、コロナによってすっかり平生が変わっちゃったと、状況が変わっちゃったと。これが普通になるかもしれません。そうした中で私たちの生活を今後どうするかということをしっかり考えていかなければならないと、そのようにも思っています。

ですから、いろんな設備でできる分と、あとは個人、個人が気をつけてできる分と、いろいろあるかと思いますが、やはりそれぞれの役割というか分担の中で、やっぱりやっていく必要があるだろうと町は思っていますし、皆さん方にも協力お願いすることは協力お願いして協力していただきたい。そして、町ができることは町がやっていくというようなことで、しっかりやっていきたいと思っています。

体温計も、自動的に測れるものを設置しても、ただそこを通過するだけだと、正直言って、ただ自分の体温を知れるかもしれませんけれども、本当に発熱しても、ただ自分の体温が7度5分以上あっても、ただスルーしちゃったり、そういうケースがあるので、その辺はやっぱり設置者として、ちょっと何らかの対応が必要かなとは思っていますが、いろいろな状況の中でできない場合もございます。

ですから、そういうときには、やはり個人が、自分がそういう状況であれば、やっぱり遠慮してもらおうとか、そのようなことが必要になってくると思いますので、そのようなことも含めて、町として皆さん方にもPRしながら、あとは、その対応を町として考えていきたいと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

どこまで続くか分かりませんが、これが平生になるか、普通になるかもしれません。ですから、早くコロナが解決するように、終息するように祈っているわけでありましてけれども、そこも含めて、町として推移を見ながら対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◇ 川 島 進 議員

○室井嘉吉議長 次に、3番、川島進君の登壇を許します。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 議席番号3番、川島進です。

私からは、2点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、国道352号中山峠の改良についてであります。

1つ目、中山峠の滝原袋口地内から金龍橋間は道幅が狭く、非常に危険な箇所です。この間の拡張工事の計画についてお伺いします。

2つ目、中山峠のナナシ沢に橋梁の建設計画があると聞いておりますが、その進捗状況を伺います。

2点目、町道・農道の舗装整備をとということで、町内には多くの町道・農道がありますが、場所によっては雨や雪解け水でぬかるみができたり、庭先に泥水が流れ込み、苦慮していると聞いております。また、ほこりが上がり住宅の窓を開けていられない、出荷作物の実傷みが発生し、収量・収入の減少等の影響が出ていると聞いております。そのような箇所の早急な舗装の考えをお伺いします。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、川島進議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道352号中山峠の改良についての1点目、中山峠の滝原地内から金龍橋間の道路拡張工事の計画についてのおただしであります。中山峠を含む国道352号の道路改良は、自動車交通に大きく依存する地域住民にとって最優先課題でありまして、本町と檜枝岐村で構成する国道352号改良工事促進期成同盟会において、通行に不便な箇所の解消に向け、関係機関へ要望活動を行っているところであります。

おただしの区間内において、道路拡張工事の計画はありませんが、中山峠は市町村合併支援道路に位置づけられておりまして、その事業の一環として、これまで新中山トンネルの整備や金龍橋の付け替え、銀竜橋の改良により、徐々に円滑で安全な交通が確保されてきたところで

あります。

国道352号は、優先する改良箇所を絞り込んで順次工事が進められていることから、市町村合併支援道路としての中山峠の改良整備につきましては、今後も期成同盟会を中心に粘り強く関係機関に要望してまいりたいと、そのように考えています。

次に、2点目であります中山峠ナナシ沢の橋梁建設計画の進捗状況についてのおただしであります。これは市町村合併支援道路整備事業、今、一環として含まれてきたわけでありまして、当初計画されておりました。そういう中で、あのヘアピンカーブがどうにかならないかというようなことで、県の土木部、そして南会津建設事務所等にそういう話も、私もさせていただきました。

そうした中で、中山峠ナナシ沢の屈曲区間を解消するために、新たな橋梁の建設計画、このようなことがされました。福島県南会津建設事務所において予備設計に着手したと、調査が終わって設計に着手したというふうに聞いております。今後とも、県の動向を注視しながら進捗状況を把握していきたいと、そのように考えております。

次に、町道・農道の舗装整備に関して、町内には多くの町道・農道がありますが、場所によっては、雨や雪解け水でぬかるみができたり、庭先に泥水が流れ込み苦慮している。また、ほこりが上がり住宅の窓を開けていられない、出荷作物の荷傷みが発生し、収量・収入の減少等の影響が出ていると聞いています。そのような箇所の早急な舗装の考えはとのおただしであります。道路の舗装につきましては、通勤・通学や農作業など利用の状況、実態、これを踏まえた上で、道路の拡張を伴う改良、現道幅での簡易舗装などの状況に応じた対応をしてきているところでもあります。今後も利用状況を確認しながら、実態に合わせた対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

本当にほこりが上がった、泥水が家の中に入ってくるというところは、非常に厳しい状況だと、そのようにも思いますので、その調査をさせていただいて、実態に合った対応を町としてはしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 まず初めに、私が申し上げている場所は、イメージというか、お分かりになりますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

田島地域の滝原地域から金龍橋に向かう352号ということで、現況を把握しております。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 今回の町長答弁にもありましたように、中山峠は多分、私の記憶だと、昭和50年ぐらいに開通して、45年ほどたつと思うんです、完全に通行できるようになったの。それから危険な箇所が、最初の設計のとおりだと危険箇所が多々あり、いろんな予算がつきまして、トンネルが片側通行になり、とてもすれ違いもなく便利になりました。

また、金龍橋、それから消雪装置、そして最近は金龍橋の架け替えと、このようにどんどん改良されておりますが、特に、地域住民からしますと館岩、そして、通勤に利用される方も多くいらっしゃいますし、あと観光バス、大型のバスが多く通ります。それで、開通以来、今申し上げた危険な場所、不便な場所が何年かに分けて改良されて、非常に一部、若干通りやすくなつたんですが、まだまだ今申し上げています袋口から、田島のほうから館岩に向かってですが、まず袋口のチェーン着脱場がありますね、頭首工なんです、そこを上りますとすぐ、こっちから行くと左に曲がって1つ目のセットがあり、2つ目の間、距離にして50メートルか100メートル、そんなにないかと思うんですが、その間が非常に狭いです。

ただ1か所、田島側から上っていくと、左側にちょっと車よけるようなスペースはあるんですが、ところが、館岩側から下ってくる、田島から上がっていくと、田島から上っていったような、例えば県外ナンバーがインに入ったりすると、左、下ってくる人はよけ場がないというような思いを、私自身も幾度かしたこともあります。

それで、2つ目のセットをのけて、右曲がりのカーブになるんですが、そこまでがとても道幅が狭く、早急に拡幅を望みたいんですが、今町長がおっしゃったとおり、各関係機関に352号の総体的なことということで、いろいろ相談をされたり、お話をされていると伺いました。

この道路予算というのは、特別な予算でもない限り、すぐについて、予算化されて、すぐに工事が始まるというようなものでもないと思っております。ちょっと場所は飛びますが、旧館岩地区の穴原から旧伊南地区の耻風間にかかる、かなり難所のカーブがあるんですが、私の記憶だと、3人ほどそこで亡くなっているわけです。それで、議員大会や何かにおいても要望事項として提出をされているわけですが、いまだ一向に工事が始まるような気配もございません。

だから、予算というのはそういうものなんだろうが、とにかく我々がよく利用する道路等に関して、各関係機関に、くどく言うようですが、要望を、町長はされているとおっしゃいま

したが、再度強くお願いするというようなことがありますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この中山峠の滝原の袋口から金龍橋、この間の要望は、国道352号の要望箇所には入っておりません。でも、かなり狭いし危険だということは私も承知でありますし、いずれ改良は必要だと、そのようにも思っています。

この国道352号は非常に難所が多くて、改良を要望している箇所が非常に多い国道でもございます。これは南会津町、そして檜枝岐村までの間になりますけれども、檜枝岐村さんのほうもいろいろ要望されておりますし、でも、私もこれまでもずっと要望してきて、中山峠の合併支援道路、これ以外のところが新しく着工したというところが、檜枝岐村の湯出ノ沢のあそこの雪崩の関係で、今工事やっていますけれども、今後また何年もかかるような状況にもあります。

本当に危険箇所が多い道路、国道352号なので、檜枝岐村さんと連携して、しっかりお願いしているところでございますけれども、この中山峠の支援道路が、一応の計画、この間が終われば、次は福渡の道路拡幅に、あるいは下流に入りたいというような、この間も現地説明会の中でありましたし、今議員がおっしゃいましたたのせ、それから耻風間、ここも大変危険なところでございます。ここもなかなか改良には難所の場所だと思いますし、そのような箇所が館岩・伊南地区にございます。

あともう一つは、平成27年の災害によりまして、新田原のあそこの架け替え工事、橋の架け替え工事等もありまして、いろんところで工事は進められているわけでありますので、その進捗状況も見ながら、私としては、県のほうにもしっかりと要望していきたいと、そのように考えております。

その地域の事情、重々承知の上でありますけれども、箇所が多過ぎてなかなか、また新しい箇所を増やすということが現実として、そこをある程度解決してからやっけていかないと、どこを要望しているんだというようなことにもなりかねないので、それはしっかり認識の中で、町として、檜枝岐村さんと連携しながら要望活動を強めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 大変よく分かりました。

ルート352は非常に難儀な箇所が数多いということで、順番的なものもあるでしょうから、

今後、順序よく整備等を各種関係機関にお願いをして進めていただければと思います。

今度は2つ目、ナナシ沢に架かる橋の進捗状況ということで伺いましたが、予備設計に着手したというご答弁であります。あそこは確かに、金龍橋、銀竜橋の間に3つの大きな難所のカーブがあります。まず、田島側から向かって右曲がり、約直角、それからヘアピンが一つあって、また右曲がり直角と。90度ぐらいのカーブになって、事故も起きております。

ナナシ沢に橋が架かれれば、その3つのカーブが一挙に解消されて、確かに高低差とか、様々な問題もあろうかと思うんですが、解消され、非常にドライバーは通りやすくなると思います。ここの分に関しては、これ以上お伺いしてもあれですので、できるだけ早く着手していただき、完成を望みます。

それから今度、2つ目なんですが、町道・農道の舗装整備ということでお伺いをいたします。

まず1つ目は、町道においては、質問もしましたが、雪解け時期にぬかるみができたり、泥水が庭先に流れ込んだりと、出入りにとても苦労しているというお話がある方からありましたので、質問しているわけですが、過去にこのような要望が役場のほうにあったか伺います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町道延長、今現在、町、770キロ以上の町道を管理しておりまして、その舗装率がまだ50%にも満たっておりません。ですので、こういったぬかるんで大変だというようなご要望、毎年何件かずついただいているような状況でございます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 じゃ、2つ目の農道に関してですが、これは近くにトマトの40アールほどの圃場がございます。どこのどこだということは、ここで申し上げられないんですが、その隣には水田が1ヘクタールほどつながっているわけですね。

そのトマトを作っている方から、通行のたびにほこりが舞い上がると。そして当然、ハウスの中の実にほこりがついて、実傷みが出て、当然減収、減収イコール……減量か、等級の格下げ。当然減収にもつながっていると。じゃ、何かと具体的に比較したのかと、その数字、データみたいのあるのかと言ったら、それはやっていないが、ほかの同じような面積を作付している人から比べて収入が低いんだというようなことをおっしゃってございました。

こういうことの、その道路を、簡易舗装でもいいからお願いできないものかということで質問をしているわけですが、そういう対策というのは町としてお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農道につきましては、今現在、一応整備計画というものを持ちまして、12路線プラス4路線で18路線の計画を持っております。こちらの改良という部分で、拡幅をしたりという部分と、あと現道舗装という部分の箇所18か所の計画を持っておりまして、それ以外の部分につきましては、やはりそういった受益面積、それには作付している状況、そちらのほうを総合的に鑑みまして、今後の整備計画の中に入れられるかどうかということを考えていきたいなと思っております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私からは、集落のほうからの要望と予算付という意味でお話をしたいと思います。

各行政区長さんのほうから、それぞれ集落からいろんな要望が出てきますが、その中にやはり町道の舗装、農道の舗装、現道舗装等ございます。そういったものが、それぞれ建設課だったり、農林課だったり、それから、各総合支所であれば振興課のほうに上がってきて、予算計上の段階である当初予算編成のときに、事業の割り振りといいますか、予算の要求が上がってきます。

限られた財源、これ一般財源になるものですから、どこまでできるかということ判断しつつ、緊急度、必要性を見ながら予算措置をしているということで、全てが全て応え切れていない部分ありますけれども、財政を、予算を配分する際には、その辺も踏まえて対応しているということでございます。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 このトマト生産農家の話なんです、直接館岩支所にも、自分の住んでいる区長にも相談をしたことはない。一度、トマト生産組合にこのようなことを申しあげたら、その組合では、受益者が1人、君だけだから駄目なんだよというような、これはあくまでも、トマト生産組合のほうから生産者に対しての口頭による回答だったらしいですが、受益者が1人だと、そういう工事ができないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

一般的な補助事業で実施する場合には、やはり受益戸数ということで、2戸ないし3戸以上という形になってきます。しかしながら、町単工事ということで、改良もしくは現道舗装が可能ということになってくれば、そちらの被害状況といいますか、状況を鑑みまして、

できる可能性もあるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 困っている方が1人でもいらっしゃるわけで、道路が雨が降ってぬかるんだりとか、今言ったように、ほこりが立って実傷みとかあるわけです。館岩地区だと、今月の9月25日までに、各地区で困っていること、要望等を書いて出してくれという支所からのアンケート調査が例年続いて来ているわけです。

ところが、私が聞いたところによると、田島地区は、そういった期限をつけての、何というんですか、アンケート調査みたいのはしていなくて、発生都度、各地区から要望が出ているというようなお話を伺いました。

それで、困っている町民がいるわけですから、それが何か所かは分かりません。今、副町長の答弁にもありましたように、結構な地区から結構な数が上がってきているというのを伺いました。再度、区長さんを介してアンケート調査をして、もし、当然上がってくると思いますが、その現地確認をしていただいて、当然優先順位、これは予算もあって、全ての箇所を希望どおりというわけにはいかないと思いますが、現地確認をしていただいて、今後早急な舗装工事等を対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

本町管内、田島管内ではアンケート等の調査を実施しておりませんで、基本的には、今年ちょっとコロナの関係で実施できませんでしたが、区長・行政連絡員の会議の中で、危険な箇所があれば出してくださいというようなお話をしております。

そういったこともありまして、それぞれの地区で役員会なり総会なりを経て、町のほうに要望が上がってまいります。上がってまいりましたらば、まずは現地を見ることを基本としております。現地を見て、その状況を確認しまして、その後、用地ですとか、そういった様々な課題がクリアできれば、できる限り要望に沿っているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 よく分かりました。

予算というものが一番先に来るわけですので、全ての町民の方の全てのことをなかなか、一遍に聞くというのは無理でしょうから、順序立てをして、今後町民の方が納得するような対応をしていただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私としては、基本的には個人であろうが、団体であろうが、地区であろうが、その要望を受けたいと、そういう思いがあります。ただ、個人だけの思いでやられると、ちょっと誤解されると困るんですが、やはり、ある一定の基準の中であったものは要望として聞き入れることはできるんですが、個人だけの部分でなかなか状況が、何と申しますかね、判断できない場合は、やっぱりある程度の公平な判断というか、そういうことが必要になってくると思うんですよ。

ですから、地域でここが、どうしてほしい、こうしてほしいと言われれば一番、それはそれでいいんですけども、本当に個人が自分の、個々の考え方の中だけでどうのこうのというのは、ちょっと我々として判断するときには、それに該当しない部分も、正直言って、ある場合もございます。

ですから、その辺をしっかりと踏まえた中で、町としては受け止めたいと思いますから、いつでもどこでも私は思っています。どういう形で要望してくださいということも、私はこだわっていないつもりなんです、そのようなことで、ある一定の線は引かせてもらうようなことになるかもしれません。その場合は、私もしっかりと説明はいたしますので、ぜひ、個人は受け付けないとか、そういうことじゃないので、誤解をちょっとされないようお願いしたいと思いますが、困っている方がおられれば、やはり現地を確認した中で、それは早急に対応すべきものは対応するというような考え方でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 前向きな、ありがたいお言葉いただきました。今後とも、予算とにらみながら、今町長おっしゃったように、あくまでも個人だからないがしろにするわけではない。現状を見てという答弁でございましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、3番、川島進君の一般質問を終わります。

4番、湯田芳博議員にお諮りをします。

3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○4番 湯田芳博議員 異議ありません。

○室井嘉吉議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

◇ 湯 田 芳 博 議員

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議席番号4番、湯田芳博であります。

これより一般質問を行います。かねてより申し上げておりますように、議会は住民自治の本丸であります。私がここに立つこと、そして議論を深める行為は、支持者はもとより、多くの住民の意思の上に基づいていることを心に留め置きながら進めてまいりますので、答弁には誠意と具体性を持っていただくことをまずご要望申し上げます。

さらには、コロナ禍で生活産業の様態が大きく変化する中で、懸命に暮らしをつなぐ町民各位の信託に応えるために、一問一答に心を打ち込むことをお誓い申し上げ、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、町が政策的支援を目的に行う公的資金の拠出と町財政の将来負担についてであります。

その1つ目、指定管理者制度にのっとり事業経営を行う株式会社みなみあいづへの支援基準と公的資金を拠出する場合の適合条件を示していただきたい。

2つ目、生活介護等を担う社会福祉施設への支援及び公的資金拠出の適合条件を同じく示していただきたい。

3つ目、公的資金の拠出を行う場合、相手方の経営姿勢、つまり責任行為であります。これについての適否判断項目がありましたら、お示しをいただきたい。

4つ目です。令和2年第2回議会定例会の一般質問における答弁の中で、健康福祉課長は、特別養護老人ホーム優雅を運営する桜寿会の事務方にも、理事の経営責任について示すよう要望はしているが、回答はないとのことでありました。その後、回答があったのか。あったのであれば、その内容を示していただきたい。

次に、株式会社みなみあいづの統合経過と第三セクターとしての健全経営についてであります。

その1つ目ですが、旧会津高原リゾート株式会社の買収に当たって、鑑定評価された土地・建物等の各資産価格が有する、説得力に係る判断で示された収益価格は、試算過程でマ

イナスとなったとあります。しかし、結果として4億894万円の取得額になっていますが、この額に込められた経営的戦略などはいかになっているかお示しをいただきたい。

2つ目、同じく令和2年第2回議会定例会一般質問においてただしました、資本提供者が南会津町だけの事業運営に、第三セクターとして期待される複層的な経営戦略や費用対効果が期待できる機能を持ち得るとする、その根拠は何かただしましたが、これに対する答弁は、観光だけでなく、福祉や教育など総合的に地域を担う会社としてということでありましたが、この答弁に沿う実行計画をお示しいただきたい。

次に、町発注による工事の設計及び契約と工事監理の在り方についてであります。

令和元年度さゆり荘建設事業パブリック棟建設主体工事及び令和2年度さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工事に関する設計から工事監理に至るまでの対応について質問をいたします。

まず、その1つ目、当該事業の設計額決定までのプロセスをお示しいただきたい。

2つ目、設計者、工事監理委託業者、発注者、そして受注者が行う工程管理の手順をお示しいただきたい。

3つ目、令和元年度事業に関する遅延理由と、その具体的な工種内容をお示しいただきたい。

4つ目です。工事の潤沢な施工を確保するための契約、つまり業者選定や入札の在り方ですが、これら及び監理等業務・体制に問題はなかったか、ここをお聞きしたいと思います。

これらの質問は、いずれも町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質疑要旨を申し上げましたが、与えられた時間内において再質問をさせていただきますことといたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町が政策的支援を目的に行う公的資金の拠出と町財政の将来負担に関する1点目、指定管理者制度にのっとり事業経営を行う株式会社みなみあいづへの支援基準と公的資金を拠出する場合の適合条件についてのおただしであります。今回の株式会社みなみあいづへの経営支援につきましては、昨日の15番議員の答弁でもお答えいたしましたが、本定例会補正予算に計上いたしました支援基準は、会社の今年の4月時点での資金保有高が約2億2,000万円であったことから、令和3年度への繰越額も令和2年度当初と同額程度とすることで、次年度開始後の運転資金を確保し、経営の維持が図られるよう支援を行うものであります。

次に、株式会社みなみあいづに対する公的資金を拠出する場合の適合条件については、株式会社みなみあいづは、町有施設の管理運営を受託し、地域資源を最大限に活用しながら、教育

旅行や合宿誘致を通じた関係人口、交流人口の拡大により、町の活性化に大きな役割を果たしています。

特に、町の友好都市であるさいたま市や台東区からは、スキー教室や林間学校など自然体験型の交流、さらには、会津田島祇園祭、新そばまつり、ヒメサユリの開花時期における旅行商品を企画し、毎年多くの市民・区民の方に訪れていただいております。

また、保養施設の管理、特別養護老人ホームの給食部門の運営、さらには、町内小学生が参加する農山漁村宿泊体験プログラムの企画運営など、本町の地域振興に大きな役割を担っております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による危機の中にあって、公共性・公益性の高い事業を担い、町の地域経済にも大きな役割を果たしている株式会社みなみあいつの存続は欠かせないことから、支援をするものであります。

次に、2点目、生活介護等を担う社会福祉施設への支援及び公的資金拠出の適合条件を示せとのおただしであります。昨年度から、社会福祉法人桜寿会への支援のほか、今年度も町内の障害者支援施設から施設整備や修繕に係る支援の要望を複数お受けしております。

これまで、障害者支援施設等への支援に当たっては、特段明文化した適合条件を定めておりませんが、その都度、法人の適格性、計画の必要性、計画の妥当性などについて、個別に検討を行い、支援の必要性を総合的に判断してまいりました。

各施設、各法人によって、その設置目的や運営の状況が異なりますので、その都度、個別に判断したほうが、多様な要望に対して、きめ細かな対応ができるのではないかと、そのように考えております。

次に、3点目であります。公的資金の拠出を行う場合の相手方の経営姿勢についての適否判断項目を示せとのおただしであります。昨年の9月議会で可決いただきました社会福祉法人桜寿会への経営支援につきましては、当初予想していなかった介護報酬のマイナス改定や介護職員の人材不足などが収支状況を悪化させる要因となったわけではありますが、これらは経営努力によって回避できるものではありませんので、経営者の責めに帰すべき事由とは言えないものと、そのように理解しております。

当時の判断といたしまして、資金ショートの実態が目の前に迫る中、入所者や利用者、その家族、そしてそこに働く職員など、施設に関わる多くの町民の皆様にも重大な影響を与える事態を回避するため、支援を決定したものであります。

また、支援決定に至るまでには、収支改善に向けた資金調達や経費節減、収入確保などの自

助努力の方策について、町と度重なる協議を行ってきたほか、理事長から町長への状況説明と支援要請を複数回受けております。

議会に対しましても、文教厚生委員会による調査や議員懇談会での説明等を経た上で、昨年9月議会において歳出予算の議決をいただいたものであり、公的資金の拠出が適当であるとの判断をいただいたと理解しております。

今回の株式会社みなみあいづへの支援につきましても、経営悪化の要因は新型コロナウイルス感染症の影響によるものでありまして、その責任を経営者に求めるべきではないと、そのように考えております。

いずれの組織においても、その危機を乗り越えるべく鋭意努力を重ねていることや、社会福祉法人、第三セクターという性格上、事業の公共性・公益性を踏まえ、町が引き続き支援を行っていかねばならないと、そのように考えております。

次に、4点目、特別養護老人ホーム優雅を運営する社会福祉法人桜寿会の理事の経営責任に対するその後の状況でございますが、社会福祉法人桜寿会へは定期的なヒアリングを実施しております。その中で、法人事務局長からは、経営責任を問われていることは承知しており、経営改善に向けて職員一丸となって取り組み、結果を出すことが、果たすべき経営責任であると報告を受けております。

また、さきの夏の賞与においても、理事長自身が多額の資金を貸与し、苦しい経営の中であっても、職員に賞与を支払ったとの報告も受けております。

さらに、特別養護老人ホーム優雅の建設に当たりましては、施設整備資金として借入れした8億6,000万円を理事長個人が債務保証している。このことや、理事においても特別多額の役員報酬を得ているわけでもありません。このことから、町といたしましては、過去の経営に対して責任を求めるつもりはございません。

特別養護老人ホーム優雅に対する経営支援をご提案させていただいた昨年の9月議会でもご説明申し上げましたとおり、優雅の建設により町内の入所待機者は大幅に解消され、また新たな雇用の場が創出されるなど、町にとってなくてはならない重要な施設であります。

さきの6月議会でも申し上げましたが、経営責任は出資する金額の多寡によってはかられるものではなく、今後の経営改善に向けて、職員と一体となって取り組むことが重要であるとの認識は変わりございません。今後も、その経営改善に向けた取組を後押しできる支援・指導を行っていききたいと、そのように考えております。

本来であれば、この特別養護老人ホーム、町でやったならば、先ほど申し上げました8億

6,000万円、そして、町の支援も6,000万円ございますけれども、これらは全て町が負わなければならない負担であります。そういう中で、これだけの事業を、特別養護老人ホーム桜寿会の中で、この事業を進めていただいております。そして、雇用も多く生まれておりますし、そして、介護入所されている方も60名近くおられますし、デイサービスも利用されております。これらがもしも利用できなければ、町村の合同でやっております南会津会への影響も大きくあるわけでありまして、町としては、これらを緩和するための役割を大きく担っていただいている、そのように考えております。

ですから、そういう意味で、町に対して、福祉事業の中で大きな寄与をいただいているということ、その判断の中で、この経営責任は、当然どんな方でも問われる部分はありますけれども、資金の苦しさ、こういう中での町の支援はこれからも続けるべきだと、そのように判断しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、株式会社みなみあいづの統合経過と第三セクターとしての健全経営に関する1点目、旧会津高原リゾート株式会社の土地・建物等の各資産額に込められた経営的戦略についてのおたただしであります。これまで旧会津高原リゾート株式会社の資産買収及び第三セクター法人の今後の在り方に関しては、平成29年9月8日の議員懇談会、平成29年11月24日の議会全員協議会、平成30年3月9日の総務委員会、平成30年9月7日の議員懇談会、平成30年12月7日の議員懇談会において説明をさせていただいております。議員の皆様にはご理解を得たものと、そのように認識しているところでございます。

まず、第三セクター法人の旧みなみやま観光株式会社、旧会津高原リゾート株式会社、旧会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社の3社の統合を進めるための統合経過として、旧会津高原リゾート株式会社の資産を買収し、町有化いたしました。

統合までの議論の中で、旧会津高原リゾート株式会社の資産を買収し、町有化することで、町の財政負担が大きくなるデメリットがある一方、これまで推進してきた教育旅行や合宿などの誘致においても、町の意向が十分に反映されるだけでなく、施設のスケールメリットを生かした管理運営が可能になるという大きなメリットが挙げられました。

このようなことから、旧会津高原リゾート株式会社の所有する資産は、本町の観光振興の核となる施設として、地域経済への波及効果は大変大きなものがあると、そのように判断しております。

次に、2点目であります。

観光だけでなく、福祉や教育など総合的に地域を担う会社としての実行計画についてのおた

だしであります。株式会社みなみあいづは、スキー場、宿泊温泉施設、ゴルフ場、道の駅をはじめとする観光施設、保養施設の赤岩荘、社会福祉施設の南郷ホーム給食部門の管理運営を行っております。

また、教育旅行では年間延べ約2万人、合宿では年間延べ約9,200人、農家民泊では年間延べ約4,600人の受入れを行うほか、本町の小学生における千葉県・九十九里地区で行われる民泊体験の企画など、教育振興の面においても重要な役割を果たしていると考えております。

議員おただしの実行計画についてですが、観光施設等の管理運営、教育旅行や農家民泊等の教育振興事業について、これまでの取組を継続的に推進していくこととしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、町発注による工事の設計及び契約と工事監理の在り方についての1点目、当該事業の設計額決定までのプロセスを示せとのおただしであります。まず、さゆり荘の基本設計及び実施設計の業務は、福島県建築設計協同組合に委託しております。

設計図書は、町で作成した基本構想及び基本設計を基に実施設計を行い、国土交通省及び福島県が制定する仕様書、積算基準に沿って作成されたものであります。設計額の根拠となる材料及び労務費等の単価については、福島県の事業単価表掲載単価を採用し、事業単価表にないものについては、物価資料、見積書の順で最新の単価を採用し、設計額を決定しているところであります。

次に、2点目であります。

設計者、工事監理委託業者、発注者、受注者が行う工程管理の手順を示せとのおただしであります。設計者は、共通仕様書及び構造や規模などから工期を設定し、発注者と協議の上、決定します。受注者は、定められた工期に基づき工程表を作成し、工事監理委託業者及び発注者の承認を受け着工し、月2回の工程打合せにおいて進捗状況の確認を行い、工程を管理します。また、工事期間中に変更が発生した際には、受注者は工事監理委託業者及び発注者と、原因と対策を協議した上で修正工程表を作成し、当初同様に承認を受け、工程管理することになります。

次に、3点目、令和元年度事業に関する遅延理由と具体的な工種内容を示せとのおただしであります。台風19号の影響により、仮設材や資材の入荷の遅れ及び荷揚げ用の重機や作業員が被災地支援に回ったため、躯体工事に1か月の遅れが生じました。

降雪前に屋上防水を行う予定が、1か月遅れたことにより降雪期間となってしまう、品質管理の点から降雪期間後の施工として工程を修正した結果、6月末までの工期延長となりました。

具体的な工種は、仮設工事、型枠工事、鉄筋工事、コンクリート工事、防水工事となります。

次に、4点目、工事の潤沢な施工を確保するための契約、業者選定や入札の在り方及び管理等業務・体制に問題はなかったかとおただしであります。施設の用途・規模を考慮した町内業者による指名競争入札及び福島県建築設計協同組合による工事監理業務の管理状況を検証した結果、問題はなかったと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いろいろ答弁いただきましたが、要するに、公的資金を抛出する場合の明確な、いわゆる基準というのはないと。そのとき、そのときの状況判断に基づくんだと、こう考えられます。

特に、株式会社みなみあいづについては、非常に貢献度が高い。いわゆる資産運用の段階で、年度末の剰余金等の資産の部分を確保していったら、その次の年度の、いわゆる経営に支障を来さないようにするんだと、こういうことのようにですが、まず一つ、もう1回ここで聞きたいのは、実はこういうふうな形にしたのは町当局じゃないんですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

形にしたのは、別に町がこのような状況に陥らせたわけじゃなくて、先ほども答弁させていただきました。コロナがやはり全体的に、株式会社みなみあいづばかりじゃなくて、いろんなところに大きな影響を与えております。

ですから、今回の株式会社みなみあいづに対する支援というのは、今までかつてない、原発のときより以上の大きな影響があって、これ経営者の責任も問えない。そういう中で、これだけ多くの町の事業をやっている、この組織に対して、町はしっかり支援していく必要があると。そのような判断の中で、このような対応をいたしましたので、ですから、これまで、いろいろな形があってやってきたものじゃなくて、国でもどこでも県でも、本当に非常に大変な状況になっているわけですよ、このようなことで、コロナの影響で。

ですから、株式会社みなみあいづばかりじゃなくて、これからは会津鉄道だったり、野岩鉄道だったり、同じような対応を私はせざるを得なくなると思うんですよ。ですから、どういう条件とかこういう条件、それは普通には考えなきゃならない部分もありますが、今回の場合、そういうことを待ってられない。そのような厳しい状況の中で、町としての責任を果たすと

いう意味で、この支援をすべきだと、そのような判断をしました。

ですから、町がこのような形にしたんでなくて、コロナの影響がなければスムーズにいったわけですよ。そういうことで、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 コロナの問題は、今おっしゃるとおりだと思いますが、要するに、旧会津高原リゾート株式会社と統合しなければ、しなかったとしたら、会津高原リゾートにも同じように町の支援金を、いわゆる拠出したんでしょうか。これ、どんどん大きくさせているんです。大きくさせることは、どういう目的ですか。例えば、メガバンクが合併をそれぞれしていきます。何のためにするか、担当者はその目的を理解していますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

統合がおととしから議論されてきておりまして、先ほど町長が答弁申し上げましたように、議会の中でも全員協議会、議員懇談会、それから、支援をするための予算の議決、財産の関係の議決、その中で十分議論してきたと思うんですが、統合によって様々なメリットが出る。統合によるタイミングが今の時期だということで、そのとき、そのときの判断の中で、会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブ、そしてみなみやま観光の統合が適していると判断したことから統合して、議員おっしゃるようになくなったというような理解をしております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 小さな、人口僅か1万6,000人ぐらいの南会津町で、これだけ大きくなった、膨らんだ、いわゆる会社が地域の貢献のために、町の貢献のために果たす役割は大きい。当たり前のことですよ、大きくなっていくわけですから。それぞれの分野を担っていくわけですから、それは貢献する範囲は非常に広くなり、また貢献する内容も深くなってくる、これは当たり前のことですよ。まずそれが1点。

その上で、統合してメリットがあると、そのメリットを具体的に、ちょっと申し上げてほしいんですが。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

平成29年11月の全員協議会のほうで説明しておりますが、だいくらスキー場、南郷スキー場、高畑スキー場同様に施設の所有を、たかつえスキー場を南会津町とする運営形態としまして、

安定的な経営が図れるということを目指しております。

その過程において、会津高原リゾートが東武鉄道に返済している借入金の圧縮を図りながら経営の安定を図る。これを統合しないで、町の資産としないということになりますと、様々な矛盾が生じているということも、この全協の中で説明をしております。

町営のスキー場になっていないにもかかわらず、条例上はスキー場条例の位置づけになっているということで、そこでデメリットというものが生じている。さらには、今後、東武鉄道、その当時リバティが来ておりましたが、東武鉄道の連携の中で、スケールメリットを生かした観光資源、これを有効活用していくということで、まさにベストタイミングだったというような説明をさせていただいております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

今、総合政策課長のほうからもありましたけれども、統合前、みなみやま観光、今、議員がつくられた会社でありますけれども、それから会津高原リゾート、同じような業務の中でやってきたわけでありまして。やっぱりお互いに協力することによって力が発揮できると、私はそのように考えておりましたし、そのタイミングをはかっていたところでもございます。

そして、そもそも会津高原リゾートは、東武鉄道さんとの連携の中で館岩村が進めてきた事業でありまして、東武鉄道さんとの負債が15億円あった中、7億8,000万円まで返済をされてきたと。それで、震災があつて非常に困った状況があつた中、またコロナウイルス感染症ということで、ダブルパンチになって今回は来たわけでありましてけれども、その直前の統合ということでありましてけれども、町としては、やはり東武鉄道さんとの負債の関係も、自治体としての最初の責任の部分を果たさなきゃならないということの中でやらせていただいたのが、この事業でもあります。

ですから、それと併せて、統合して力を合わせてやるということが一番、町の方向性としてはいいと、そのように判断したところでもございまして、決して今も、このようなスタートになってしまいましたけれども、このような状況が続くかもしれませんけれども、連携して協力してやってほしいなど、そういう期待も込めているところであります。

それで、今、議員がつくられた当初のみなみやまでありますけれども、あの当時も、さゆりの里、INA、それから夢開発と南会津観光公社と統合されたわけでありまして、同じようなことが言えると私は思うんですよ。ですから、あなたの考えとは違うかもしれませんが、違うと言われるかもしれませんが、私は今のような理由で、この会社を統合して、みんな

なして協力してやったほうが大きな力が発揮できると思います。

今までも、みなみやま観光、これに関しましては、教育旅行等は町内だけに収まらず、やはり南会津郡全体、あるいは金山町とか昭和村さんのほうまでこの事業が進んでいたと、そのようにも聞いております。大きなものはなかったかもしれませんが、そのように私としては判断しております。

ですから、事業を大きくすれば事が済むとは思っておりませんが、やはりそのようなことをしていかないと、やはり事業そのものが一本化して前に進めないというような状況の中で、町としてそのように判断していたところであります。

ですから、私はあの当時、南会津観光公社が3年間の中で5,000万円の資本金をほぼほぼ使い果たしたような中での統合では全くない。お互いが力を発揮できるような、力がある中での統合だと、私はそのように感じておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私が質問すると、必ず過去の実態が出てくるようですが、今私が一番心配しているのは、仮に議会が承認しようがしまいが、このままいったら、いわゆる支援はやめられないでしょうということです。やめられますか、どこかで。

私がこれから心配するのは、将来負担比率なんです。早期健全化基準は350%だから問題ないんだ、現在33.1%だ、こういうふうに言っていますが、例えばの話です。350%という場合に、分母を今の状態に置き換えた場合に、分子はどれだけになりますか。教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

将来負担比率の350%の話になりますが、その辺ちょっと説明させていただきたいんですが、平成19年と平成30年の全国平均でいいますと、100%未満が平成19年ですと51.3%でした。現在は93.5%ということで、ほぼ全て100%未満となっております。350%という形で定められた当時と比べますと、やはり現状が違っているのかなという考えは持っております。

そんな中で、例えばなんです、財政調整基金を充てているので、その分減っているということがあります。財政調整基金がゼロだった場合、どうなるのかということになりますと、大体100.1%ぐらいになります。現状の中で財調を充てないということになりますと。

ということでありまして、350%の分母はどうということが、ちょっと計算はできないんですが、350%には程遠いものの、やはり100%以上になると、やはり厳しい財政というふう

は考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からも答えさせていきたいと思います。

過去に私の事例が出てくるとおっしゃいました。これは当然仕方ないでしょう。だって、同じようなことをやって、あなたは議員になられて、今度、逆の質問をされるわけですから。

ですから、どういう意図があってそのような質問をされるのか、逆に私は分かりません。ですから、そういうことも踏まえた中で、私も浅学非才でありますけれども、学習しながら、精いっぱい町民のためにやっていきたいと、そういう思いの中で、いろんな事業をやらせていただいております。

ですから、決して比較というか、そういう意味じゃなくて、あなたの考えが分からないんです、むしろ。逆の立場になったら逆のことをおっしゃるから分からない。ですから、そういう意味で、私は過去の話も時々話させてもらっていることは確かです。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 だんだん感情的になってきているようなので、質問を変えますが、いわゆる財政健全化を考えた場合に、本体の町の財政運営に影響を与えかねないから質問しているわけです。

しかも、先ほどコロナの話もしましたが、見通しがつかない状況の中で、これだけのやつをずっと運営していく、助成をしていく。雇用を確保しなきゃならない、地域の活性化も守らなきゃならない。そして、さらには、本体である職員の環境も守らなきゃならない。

じゃここで、今現在、将来負担比率でいうと、この350%という、例えば国が示した基準の要素があると思うんですよ。なぜ350%という計数を使ったか。これは調べたことありますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この350%が定められたのが、平成20年4月ということでございます。19年の決算から公表ということになっていますが、350%という数字、今、その時点でいいますと、350%未満が4団体、400未満が1団体、400以上が1団体ということで、当時はかなりの財政的に悪化している、全国的に市町村があったということで、この350%という数字が定められたんだと思います。

ただ、現状においては、300%を超えるところはないという状況でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、ちょっと聞きますが、今回33.1%という負担比率になった、その計算した分母と分子の数字を教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 ちょっと今、手元に数字は持ってありません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 必ず計数が出る場合には計算式があるんですね。ですから、その計算式でいって、分母と分子の数字は、後でいいですから教えてください。

それで、国に確認も恐らくしていないんでしょう。でも、例えば、人口動態は当時どうだったのか、あるいは経済状況はどうだったのか、金融政策はどうだったのか。あるいはまた、社会保障や税収はどうだったのかという状況の中で、今とどれだけ違うのかということを勘案しながら、やっぱりこの計数というのを採用していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

将来負担比率の計数というものは定まっております、例えば分母については、標準財政規模から元利償還金に係る基準財政需要額の算入額を引いたもので、分子については、将来負担額引く充当化の基金不足特定財源見込額不足地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額ということで、定まった計数にはなっておりますので、それに当てはめていくということになります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それは分かるんですよ。そうじゃなくて、それをその式に当てはめた場合に、350%を、いわゆる早期健全化の指標とした、そのときの時代背景は何かと、分かりますかということです。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

今、総務課長が申しあげましたように、この比率が出たのは、夕張市の破綻、これがスタートでありました。当時は、なぜ夕張市がそのように破綻したかという、やっぱり第三セクターが原因だということでございます。

夕張市が、第三セクターが負った借金、その債務保証をして、返すための保証をしていたということになります。そうなりますと、将来的に市が、その第三セクターに対する負担を負

わなくてはいけないということで、将来負担比率というような指数が出てきたというふうを考えられます。

当町の場合、株式会社みなみあいづに対しては債務保証はしておりません。これは総務省の通知の中で、その当時の通知の中で、債務保証はするべきではないというような通知が来ておりますし、仮にする場合であっても、住民や議会と議論をした上で、そこできちんと整理をした上でしてくださいということになってはいますが、うちの町は債務保証は一切しておりません。

そういう意味で、将来的な負担というのは、第三セクターみなみあいづに対しては、うちの町は持っておりませんが、単年度、単年度で、今回のような支援につきましては、その都度議会の皆さんにお諮りをしながら、その支援が適切かどうかということをご判断いただいて、支援をしているということで、将来的にわたって必ずしていくというものではないというふうを考えております。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 先ほどの私の答弁で、1か所だけちょっと間違えておりましたので、訂正させていただきたいと思います。

先ほど、財政調整基金を全て充てた場合に、ゼロになったときに100超えると言ったんですが、財政調整基金の充当可能な基金がゼロになった場合ということで訂正させていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる債務保証も、最初は国は認めていたんですよ。でも、その債務保証の扱い方にいろいろな問題が生じたので、債務保証をやめたんです。

ですから、今回の資金の提供についても、私は、基準、支給、あるいは拠出する場合の基準というのを明確につくっておいたほうが恣意的なものが入らない、そういうことを申し上げている。

それで、幾ら話ししても前に進まないと思うので、次にいいますが、今回の統合、いわゆる議会にかけて議会の承認もらいましたよ。当然ですよ、議会の承認もらわなかったら統合できないわけです。だけれども、それが、だから当局には責任がないということではない。そういうことをやりながら現在まで来ているわけです。

それで、いわゆる私が入手した資料によると、先ほども申し上げましたけれども、各試算価格が有する説得力に係る判断の中で、ここで収益価格が出ているんですね。収益価格ですよ、売上げじゃないですよ。本鑑定評価においては、試算の過程でマイナスとなったことから、当

該不動産市場における現状の対象不動産の市場価格は著しく低いと判断せざるを得ない。こういう認定の下で、それでも、先ほどリバティの話もありましたが、将来のライフ・ワーク・バランス、あるいはリバティ等の状況を考えると、ほぼ50%ぐらいの判断が望ましいのではないかというふうに書いてある。つまり、これは経営に期待したものですよ、この50%は。

ですから、そのところを、例えば経営者は考えながら、計画を立てなきゃならないんですよ。コロナで非常に厳しいのは分かる。だけれども、合併した時点で経営戦略というのはあると思うんですが、その経営戦略を当局は知っていますか。内容を分かっていたら教えてください。

〔「確認しますので時間をいただきたいと思います」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 そうしたら、休憩入れましょう。休憩ということで、5分前に放送します。

開会5分前に放送しますので、暫時近いところで休憩しててください。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時51分

○室井嘉吉議長 それでは、全員おそろいのございますので、休憩間に引き続き、会議を開きます。

副町長。

○渡部正義副町長 お時間いただきまして、ありがとうございました。

総合政策課長のほうから、経過についてお話をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 先ほど、株式会社みなみあいづの経営戦略というお話でございましたが、基本方針が5つと、それを基に経営ビジョン、こちら3つを持っております。

基本方針概要を申し上げますと、南会津の人材を掘り起こし、そして育成し、南会津の観光事業を有機的につなげて、南会津を発展させる企業活動をする。地域資源から生み出される地場製品の販売強化と農林産業の生産者・加工者・消費者を結びつけ、新たな地域資源を開拓する。各部門が自ら作成した利益計画を達成するための実行計画を部門ごとに責任を持って確実に実践し、結果につなげる。これまで以上に地域に根差した企業活動を通して、地域貢献と雇用の創出を図っていく。最後に、社員教育の一環として、施設間の相互理解と人材育成を図るため、階層ごとの研修・全体計画を作成し、実行する。

それらを踏まえた上で、新しい第三セクターの経営ビジョンとして、これは対外的にも公開しているものでございますが、一つとして、地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大による町内の活性化に寄与するとともに、積極的な地元雇用を推進する。未来につながる企業を目指し、人材育成に取り組みます。最後に、社員が明るく楽しく働くことができる職場環境と地域に根差した会社を目指しますという大きな3項目に集約をしている。

以上であります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今ご説明いただいた内容は、全部抽象的ですよ。ですから、この下に、いわゆる実行計画というのがあるはずですよ、今、実行計画。実行計画は、じゃ、地域特性って何だ、あるいは、特産と言えり売り物は何ですか。ここをどこが、どこの部署が、どこの施設がどういうふうにしていくかというのが戦略です。ここをもう少し、現場の人たちと、いわゆる役員、執行部の人たちでしっかりと打合せをして、そうして、町が支援するに値する事業運営をすべきだと、こう思います。

時間もないので、このことについては、いずれまた議論を深めたいと思いますが、続いて、町発注工事の設計、そして工事監理の在り方について、再質問をさせていただきます。

まず最初に、福島県設計協同組合という、ここの組織内容をちょっと教えてください、具体的に。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

福島県建築協同設計組合であります。設立は昭和41年になります。この組合は、県内の47の設計会社、こちらを組合員といたしまして設立されたものでございます。福島県内では唯一、官公需適格組合という認証を受けております。これは中小企業庁が証明する制度でありまして、国や自治体等が発注する業務の受注に意欲的な組合で、財務体制、運営面で必要な基準を満たし、受注した業務など責任ある履行が可能な組合であるということで、中小企業庁に認められている団体でございます。こういったことで、昭和41年以来、県内の官公需の自治体等からの設計委託を多く受けている団体でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 中小企業庁から認められているということですが、そういう、ある意味では裏づけを持つ団体というのは認めていいと思うんですね。しかし、その協同組合に設計を委託して、先ほど答弁もあつたんですが、いわゆる県の単価を使ったり、適正な設計をして

います。適正な設計をしているのに、なぜ地元の業者はそこに近づけないのでしょうか。原因はお分かりですか。分かっている範囲でお答えいただきたい。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

さゆり荘建設の入札において、応札業者が少なかったということだと思いますけれども、その理由につきましては、これまでもお答えしておりますとおり、会社の都合ということで、応札会社が少なかったというふうに考えております。

現実的に、今回の場合でも、地元業者が受注をいたしまして、今進んでいるところでありますので、技術者がいないとか、そういった要因がなければ、地元の会社でも応札して、その工事を施行する能力は十分に有しているというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 体面はいいんです。だけれども、町内の業者に優先というかな、町内業者をできるだけ契約したいと、そういう思いで指名したと思うんですね。それも悪くないですよ。

でも、応札者がいなかったという理由の中に、会社の都合と言うけれども、その都合が問題なんです。都合というのは抽象的でしょう。その都合には、例えば価格が合わないのか、工期が合わないのか、できる技術者がいないのか、いろいろな問題がある。ここのところをきちっと分析しないと、こういうことが次にも続く可能性があるということです。

私は、中小企業庁が認めたから正しいとは全く思っておりません。つまり、ある種の長い、41年にできたと言っていましたけれども、長い時間たつと、そこにはなれ合いというものが出てくるんですよ。誰が審査をし、監査をするか分かりませんが。

そうすると、私が言いたいのは、いいですか、せっかく地元の業者を選定して事業を執行しようとしたときに、地元の業者に利益が及んで、そしてその利益が、その会社で働く従業員に給与や手当という形でいって、さらには、再度会社が回るような経営の採算性にまで行き着く、こういうスタイルをつくらないと業者が育成されません。業者が育成されないということは、その今契約しようとする事業だけじゃなくて、業者が持っている能力、技術、これらが、除雪だとか、いろいろ災害復旧、いろいろなものに影響を与える。こういうことを考えた中で、例えばですけれども、その設計の在り方について再考する考えはありますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

設計につきましては、町長答弁にもありましたとおり、町としての福島県の基準をもって設計を積み上げております。

以前の議会でもお話しさせていただきましたが、単価につきましては、国のほうでモニタリング調査等をしておりまして、その単価を採用させていただいております。県内でも幾つかは、独自の単価を持っているところもあるようでございますが、南会津町が独自の単価を持つには、モニタリングする調査料、こちらのほうもサンプル数が取れないという状況もございますので、基本的には先ほどの回答のとおり、県の設計基準に基づいて設計していくという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 結局、このままいくということですね。

じゃ、こういう応札がなくてという事態を、各業者さんや何かに、ここにも建設業協会とか建築業組合とかってあるんでしょう。その方に事情は聞きましたか。どういう理由で応札しなかったのか。

それで、もう時間がないので、もう一つだけ話ししてから答えてください。

いわゆる、誰かがつくったから、その基準があるからやるというのは誰でもできる話です。

〔「議長」と言う者あり〕

○4番 湯田芳博議員 いいですか、まだ終わっていませんから、終わってから答えてください。そののところが、実情をきちっと具体的につかんで把握して、それを分析して、その分析した結果を、もし決定するのが県であれば県に上げる、県に上申をする、こういう形で直していくこともできるはずですよ。こういうことは考えていますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答えさせていただきます。

いろいろその基準、設計単価のことを言われましたけれども、町として、今、南会津町、私も詳しいところまでは分かりませんが、県の単価、国の単価、私は南会津町の単価よりも高いと思いますよ。実際に支払っているの、多分そうだと思いますよ。その設計の中でやれないということだったら、県の工事、国の工事はできないと私は思うんですよ。

ですから、いろいろな状況はあるんでしょうけれども、そんなことで、町としてはそういう基準を今まで遵守しながら、それを参考にしながら、いろいろ設計組んでいます。ですから、これだけがそこが該当できないというようなことはちょっと考えられない。業者さんの都合もあるものですから、私も話は聞いておりますけれども、明快なことも言えない部分もございま

すけれども、決して、何と申しますか、悩ましい部分は決してございませんが、町としてはそのようなことで設計を組んでおりますし、今までも続けてまいりました。

ただ、応札できなかったケースとして、今回は、そのような状況にも陥っていったときもありますけれども、応札する業者も出ましたし、そして、工事に関して、いろいろ仕事が忙し過ぎてできないと、あるいは管理者がいないとか、そういうことで応札できなかったケースもございますが、それ以外は通常の入札の中でやってきたつもりであります。

ですから、今回もさゆり荘のことに关しましては、そのようないろんな、工期の遅れだったり、いろいろ業者との話合いもさせていただきましたが、今回は理解いただいたものと、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まず、台風19号によって遅れたと、遅延したという話ですが、骨材の話もありましたけれども、私が入手した会議資料によると、ほとんど遅れていないですね。遅れていないというか、工事はやっていますよね、やっているんですよ。工程管理の中でも徐々に徐々に上がっている、そこが平らになって止まっているというのはいないです。ほとんど上がってやっています。

ですから、そのところはもう少し、やっぱり私なりに検証していきたいと思っておりますけれども、町と、いわゆる公の団体が発注する場合に、請け負け人になっていないのかと。そういうことを申し上げて、今日の質問は終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明18日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午後 3時06分

令和 2 年 第 3 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 9 月 1 8 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 8 2 号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 日程第 2 議案第 8 3 号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 8 4 号 南会津町林業研修センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 8 5 号 工事請負契約について (御蔵入交流館舞台照明設備改修工事)
- 日程第 5 議案第 8 6 号 物品購入契約について (学習用情報機器購入)
- 日程第 6 議案第 8 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (南会津町さゆり荘)
- 日程第 7 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 報告第 6 号 令和元年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 9 報告第 7 号 債権放棄の報告について
- 日程第 1 0 議案第 8 8 号 令和元年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 8 9 号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 9 0 号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 9 1 号 令和元年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 9 2 号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 9 3 号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 9 4 号 令和元年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 9 5 号 令和 2 年度南会津町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 8 議案第 9 6 号 令和 2 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第19 議案第97号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第20 令和2年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について（総務委員会）

追加日程第1 委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

追加日程第2 委員会提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

追加日程第3 委員会提出議案第6号 特別支援教育の充実を求める意見書の提出について

追加日程第4 議員派遣の件について

追加日程第5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	館岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上位の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡単明瞭に質疑されるようお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、また、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第1、議案第82号 南会津町議会議員及び南会津町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今回の条例は、町村議会議員の成り手不足から、市議会議員並みに公営にしようというものであるということ、新聞報道にありました。町村議会議員、町長も含

めて、条例案にあるとおり、第1条に規定されているように、自動車、選挙カー、それからビラ、選挙運動用のビラ、ポスター、選挙用ポスターが公営になるというふうに理解をいたします。

ただ、新聞報道にありました、これ全く初めてであります、供託金ということについては条例には盛り込まれていないようであります。これの扱いについて質問をいたします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が今年6月12日に公布されまして、公布の日から6か月を経過した日から施行されるということになります。すなわち、今年度12月12日から施行となりますが、その内容は3つありまして、まず1つは、町村議会議員及び町村長における選挙公営の拡大、2つ目には、町村議会議員のビラの頒布の解禁、3つ目には、町村議会議員選挙における供託金制度の導入という、この3つあるんですが、その中で町のほうでは、選挙費用の公営ということで、1番だけ条例で定めて、費用の上限を定めるということになります。

すなわち、今回、公営の中には、自動車借上料、選挙運動用ビラの作成、ポスターの作成と3点ありますが、これのそれぞれの上限を定めるというものが今回の条例になりますので、よろしく願いいたします。

なお、そういうことで、供託金については、公職選挙法のほうで既に定められたということでございます。町は関係なく、公職選挙法のほうで定められたと。

ちなみに、町村議会議員ですと、供託金15万円ということになっております。

以上でございます。

○12番 山内 政議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第83号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第84号 南会津町林業研修センター条例の一部を改正する条

例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第85号 工事請負契約について（御蔵入交流館舞台照明設備改修工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第86号 物品購入契約について（学習用情報機器購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 数字的、買取りの件も了解しましたが、一般質問の中でもちょっと取り上げたんですが、確認の意味で質問させていただきます。

残りの500、生徒用と児童用含めて残っているがリース料だと、これも理解しました。1,600万の514台分のリース料なんですけど、これは残存、あと何年ぐらい払えば、その期間は終了するのでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

あと2年でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ちょっと計算してみると、買取りの今回の部分は、平均すると6万2,000円ぐらいの機材というか、タブレット、電子機器というか、1人1台のものなので、今回のリース料1,600万を台数で割ると3万2,000円なので、ちょうど6万幾らになるのが、今答弁で分かりましたけれども、これは終了後というのは、1年生と事務用と、先生方に使わせるという質問の中の答えだったんですが、2年たった段階でどういう考えがあるのでしょうか。そ

のまま、514台の金額ですね。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

すみません、今ほどの年数の関係で、2年というようにお話しさせていただいたんですが、すみませんでした。既存のものについては3年になります。

今回の部分について……リースが終わった後の部分ですよ。リースが終わった後、どうするのかというようなことをございますけれども、当然のことながら、リースが終わりましたら、当然バージョンが古くなる部分ございますので、その際に再度更新というようなことで考えてございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 この質問の中で述べたいのは、3年ですから9万幾ら、十何万、古い機械なので、当時は高かったから10万以上したんだということが推測されますね。今、6万2,000円ぐらいの時代になって、これから3年間、9万払って、今は6万幾らで入るわけですね、1台が。それは新しい、年々どんどん値段が下がっていますから、これは理解できます。

ただ、その辺で、残存がこれから3年間払うという、今答弁だったので、それで4,000万、5,000万以上払うわけですから、960台、単純に言えば、我々で言えば、790台買えるような金額になるわけですよ。それは時代と、値段の単価の下がるのはもちろん理解していますが、その残存に対してぜひ検討して、リース会社では、単純に3年残っているからではなくて、機種も変更します、3年もたったら多分、オールドというか、みんな、もう使えませんか多分、メーカーはまた言うかもしれない。

だから、そういう意味では、その分に関して、仕方ないじゃなくて、交渉の中で、どんどんモデルチェンジする中で、6万2,000円ぐらいの時代になっているのだから、残存をこれから1台9万円ぐらい払うのも、古い機械に対して払っているわけだから、それは契約だから仕方がないじゃなくて、ぜひその辺を、時間まだ3年ありますので、その前にいろんな交渉をして、メーカーとやり取りしてはいかがでしょうかという意見なんです。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

あくまでも、今現在、契約に基づいての執行しておるところでございまして、そういったことが可能かどうかという部分について、検討はしてみたいというふうに思っています。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひ、可能です、やってください。メーカーさんは、自分の中でこれだけもうかっていますので、しっかりその辺は応えてくれると思います。よろしく。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町さゆり荘）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第3号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎報告第6号について

○室井嘉吉議長 日程第8、報告第6号 令和元年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります令和元年度一般会計、特別会計及び水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号は、次の議案第88号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにならしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、議案第88号から議案第94号までの各会計、歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにします。



◎報告第7号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第9、報告第7号 債権放棄の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号 債権放棄の報告についてを終わります。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第88号 令和元年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私からは1点、事務報告からお聞きしたいと思います。

事務報告の4ページ、職員の適正管理について伺います。

事務報告の4ページから職員に関する事項が載っておりますけれども、その中で、6ページ、7ページには、一般行政職の年齢と、それと職歴ですね、経験年数により数を書いてあります。この中で、拝見いたしますと、やはり40代以上が多くて、30代未満が、30代以下というんですかね、20代、30代、この数が少ないような形になっておりますが、これについて、現在、適正な管理というのを見詰めながら、適正な管理を推進されているかと思いますが、今後、団塊の世代から下の代に、その世代が抜けたときに、非常に人材が不足するのではないかというような懸念が予想されますが、どのようなお考えで今後採用に当たっていくのか伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議員おただしのとおり、40代以上の職員が多いというのは、一つは、やっぱり合併によって、その世代の方々が合併後の南会津町に籍を移したということが一つの要因かと思います。そのことによって、若い世代のバランスが少し崩れているのではないかというご指摘でございますが、それも一理あると思います。

町としては、これから退職、それから補充、そういった部分で、しっかり職員を確保しながら、行政運営に当たっていきたいと思っております。

それから、経験豊富な職員が退くことによって、行政に支障がないかという意味を含めた対応でございますが、これについては、再任用制度、適材適所の配置をしながら、がくんと世代交代をして事務事業に停滞がないように、そこは十分注意しながらやっていきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 現在、一般行政職においては、この決算によりますと、189人というようにになっております。また、人件費の予算割合を見ますと14.5%ということで、10年前から比べますと約四、五%減っております。総額についても、現在18億ということですので、3億円程度減っているような状況にあります。

これは、割合から見ると、適正な管理という視点で見ますと、こういった予算割合で見ると、それとも人数で見ると、そのような視点も生まれてくるかと思いますが、町としてはどのようにお考えか伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

その前に、例えば5ページの一般行政職というふうにあります。この中には税務職員とか、

そういったものを除くというふうに入っております。これは、あくまでも給与実態調査の調査を基にしてやっているものですから、そこを抜いた形で的人数、総額となっておりますので、その辺で差異は出てくるのかなというふうには思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 差異は出てくるものの、一定の基準にはなろうかと思いますが、町としては、例えば現在、昨日私、一般質問したように、専門的な知見を求めるような仕事も多くなっている。また、住民のニーズも多様化している。つまり、時代が進んで、都会化している部分において、住民のニーズは非常に多様化しているんだと思います。その中で、やはり絶対的な数というのは、私は必要ではないかと思うわけです。

しかしながら、一方で、財政的にどうなんだという話もあるわけで、その適正さとは何かということを私は伺いたいと思っておりますが、考え方はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、合併当時、非常に多い職員がおりまして、退職に対する補充率、これらを低く抑えまして、合併後の適正な人員管理に努めてきて、10年以上たって今の数字になっていると。

それで、現在の体制を見ますと、これ以上の、やっぱり人員の削減は厳しいだろうというふうに思っております。特に福祉分野での業務の増大、さらには、本町でいえば、林業部門での人員の増強というような、その時代、時代に合った業務に対する職員の配置が求められております。

ですから、金額的なものではなくて、人間的なものを中心にこれまで持ってきたし、やっぱり住民の皆さんに必要なサービスを提供していく、そのためには必要な人員というものもありますので、今後の業務の内容をよく見極めて、人員の配置をしていきたいと思っております。

昨日も一般質問でいただきましたが、専門職員、こういった部分の採用についても、当然考えていかななくてはいけないというふうに認識をしております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 一方で、今年度から始まりました会計年度任用職員の任用についても、これまでと違って、非常に責任の重い職になったということで、一定程度の役割といいますか、責任というものが生まれまして、これを一般の職員と、どのようにすみ分けしていくかということも考えられるかと思っております。

例えば、専門的知見を有する職員に関しては、例えば一般職員で採っていくのか、それとも

適宜、ケース、ケースにおいて会計年度任用職員で対応していくのか、そのようなことも対応が迫られてくるのかなと思っています。

私は1点、福祉分野においては、今後長期にわたって南会津町の課題になってくるというようなことから、社会福祉士、長期的に見られる、仕組みをしっかりと考えられる、制度設計して運用まで持っていける、そのような専門的知見を有した職員が必要かと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、今の質問に対してお答えさせていただきたいと思いますが、今、副町長からもいろいろありました。今の時流といいますか、時代の流れで、いろんな専門職が必要な状況になってきていると、私もそのように認識しております。

コロナウイルス禍の中で、もちろんそういうこともありますし、やはり私たちの地域としても、高齢化した社会の中で福祉をどう考えるかということ、どう対応するかということ、非常に大きな問題でありますし、そして、我々もこれまで、技術職の職員を採用しようとしても、なかなか応募がなかったという社会の状況もございます。ですから、今後どのような社会になっていくのか、私たちが今課題あるのは何なのか、これをしっかり見極めて、それらのことを対応していく必要があるだろうと思っています。

そういう意味で、今議員からおただしのあった社会福祉士の役職というものも、非常に大きなウェートを占めてくるのかなと、そういう思いもありますので、その辺も踏まえた中で、今の人員管理、もちろんやらなければなりませんけれども、金額ではなくて、必要とする職種、これに対して課題をどう克服するかということ、その対応の中で、町としては考えていきたいと思えます。

全国的といいますか、我々のような中山間の地域の自治体は、非常に今、周りの町村をいろいろとお聞きしましても、職員が集まらないような状況にもなっておりますので、優秀な人材が集まっていただけるような、町としての対応も考えていく必要があるだろうと、そのように思っています。ですから、その辺も踏まえた中で、町として十分考慮した中で、採用、あるいはどのような職種が必要なのか、検討してまいりたいと思えます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 やはり人が集まらないような状況があるというのを私も認識しております。そんな中で、やはり大事なものは、町がどのような計画・方針を持って、だからこそこの人が必要なんだ、こういう人が、人材が必要なんだということをPRしていくことではないか

などと思います。

そのためには、やはり計画づくりの中に、人づくりであったり、必要な人材というものを適宜見据えながら、これから若い人に期待をしながら将来を見定めていく、さらに職員を募っていく、そして住民福祉の向上に努めるというようなことをセットで考えていくような計画づくりを、ぜひ推進していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、事務報告から4点お尋ねをしたいと思います。

初めに、25ページの南会津町ワカモノ会議事業について、続いて、26ページの地方創生関係交付金事業、関連して、134ページのビジネスチャレンジ支援事業について、それから、飛びますが、239ページ、これは要保護・準要保護児童・生徒の援助の状況であります。これについて、それから最後、244ページ、これは奨学基金の運用状況でございます。

それでは、初めに、南会津ワカモノ会議事業の中で、4年間の活動の集大成として、町長へ提言書を提出したということが記載されております。多分これ、広報で広報された中身だというふうに思いますが、提言の主なものはどういうものでしたか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

平成28年に設置されましたワカモノ会議は、今おただしのとおり、4年目となりまして、昨年14名で、会合を年間19回持ったというところでございます。

おただしのように、3月には町長へ提言書を提出しておりました。項目は大変多くなっておりまして、全部で9項目ということで、たくさんありますが、主なものとしましては、関係人口プラットフォームの構築ということで、今、総合戦略の中で、関係人口というワードがキーワードになっておりますが、それと関連して、ワカモノ会議の中でも提案がございました。

そのほか、プロモーションの活動の場としてのスキー場の活用、それから、中心市街地活性化のための町なか拠点整備等々、たくさん、9項目の提言をいただいております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今、主な提言の内容を説明いただきましたけれども、この提言書を受けまして、次年度以降、予算あるいは政策的に、どのように反映されていくのかを伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

9項目の提言がありましたが、全てがすぐ実現するという事になかなかいきませんが、現在、今年の、もう既に事業に反映しているものがありますので、ご紹介したいと思います。

先ほど申し上げました関係人口プラットフォームの構築ということでございますが、首都圏の方とワカモノ会議の方々が交流を昨年度行いまして、その方々から、首都圏のほうに住んでいても、やっぱりふるさとと関わりを持ちたい、そういう人がたくさんいて、自らの能力を地域、ふるさとのために何とか貢献できないかと望んでいるというような声を聞いておりましたので、その辺の意見を踏まえて、そういう人たちのネットワークをつくってはどうかということで、そこは町が主体となってネットワークをつくって、継続的な交流をこれからも図ってはどうかというような提言がございました。

令和2年度には、その意見を受けまして、予算を伴うものは急にはできませんが、予算を伴わないということで、ふるさとサポーター制度、こちらをつくりまして、今申し上げました首都圏の方々とネットワーク、それからサポーターに登録をしていただきまして、町の情報発信と、ちょっとコロナでできませんが、イベントがあった場合に駆けつけていただいて、町に対しての貢献、それからご意見をいただくというようなネットワークづくり、これを既にもう政策のほうに反映をさせていただいております。

そのほか、具体的なお金、予算かかるものについては、また後ほどになりますが、例えば山村道場を核とした体験型観光のコンテンツの造成ということで、古今地域を利用して体験型の交流施設、これを造ってはどうかという意見がありましたので、これについては今、検討を進めているというようなところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 4年間、ワカモノ会議で頑張った皆様方の提言をしっかりと、今述べられたようなことで進められているやつ、あるいは、予算を伴うものについては、これから進めていくというようなことだろうと思うんですが、次に若い人たちがチャレンジできるような、そういう、ああ、こういうことをきちっとやってくれているんだというようなことが見えるような形で、ぜひ政策展開をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

今年度は、昨年度提言をいただきました、これも先ほどありましたように、広報紙に載せたり、今も町のホームページにも掲載してあります。さらに今後、その提言に基づいて実施した

事業、検討している事業、なかなか進まない事業、これについてもきちんと公開をして、ご意見をいただいた方にフィードバックをして、さらに次の展開、次のご意見をいただくというふうにしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 常に振り返りながら、事業を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、これは16ページの地方創生交付金関係、中身的には134ページのビジネスチャレンジ支援事業について伺いたいと思います。

この事業によって、新規の創業採択が3件あったというふうに述べられておりますが、採択事業の内容はどういうものですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

本項目につきましては、総合政策課所管であります。こちら、第1次まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけられました施策を実現するために、昨年度実施した事業であります。

内容については、商工観光課のほうで担当になっておりますので、そちらのほうからお答えをさせていただききたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

134ページの7、ビジネスチャレンジ支援事業の表にあります区分、新規創業補助金、採択件数3件の内訳についてのおただしかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、令和元年度創業分の創業補助分1件、補助額といたしまして40万6,000円、こちらにつきましては、田島地域の藤生地区になりますけれども、家の屋根とかの、建築板金業というんですかね、そちらで新たに創業された方への補助ということで、工具ですとか器具・備品等の購入に対して、3分の2ということで補助をさせていただいた分でございます。

次に、平成30年度創業分のところに創業補助分ということで、こちら1件で、補助額が14万4,000円という記載があるかと思っておりますが、こちらにつきましては、田島地域の折橋地区のほうで、こちらは移動販売車ですかね、そちらでクレープですとかスープ等を作成して、作って、道の駅ですとか、いろんなイベント会場とか、そういったところで販売するような事業を営む者に対しまして支援した分なんです。こちらについては、その移動販売車の厨房内の備品購入、こちらに対しても、同じように3分の2を補助したというような中身になってござい

ます。

最後に、同じ平成30年度創業分の家賃補助分1件、補助額といたしまして39万6,000円というところで記載されておりますが、こちらにつきましては、同じく田島地域の中町になりますけれども、飲食店、居酒屋さんを始められた方、こちらに対して、店舗の家賃の1年分を、3分の2補助率になりますが、支援したというような中身になってございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この創業によって、少なくとも3件の方の事業が前に進んだというふうに理解するわけですが、次年度以降も、予算も含めて、政策として、今回3件の補助の方もあるわけですが、創業者の見守り、あるいは支援というようなことについて、これからも行っていくのかどうか、継続的な支援は考えているのかについてお伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今年度につきましても、当初予算のほうで360万円の予算を計上いたしまして、新たに今年度も2件の方が創業されたということで、支援を引き続き行っております。

なお、事務報告に記載されている、この3件等の引き続きの支援というなおただしにつきましては、助成をしてから3年間、追跡調査というように、事業について、今現在の状況等について、さらには、今抱えている課題であったりですとか、町に対する要望であったりとか、そういったものを追跡調査の中で書いていただいて、提出のほうしていただいております。

そういった意見等も踏まえまして、町では、既存の各種助成制度の見直しを行ったり、必要なものについては新たに、今年度の例でいいますと、小規模事業者等活性化事業補助金というものを新たにつくりまして、そうやって頑張っている方に応援できるような新たな補助金等の創設をしたり、あとは、何かこういうのをやりたいんだけども該当する補助金ないですかというようなときに、こういった補助金があるので、こういうのを活用したらどうですかというようなやり取り等でサポートしているというような状況にございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 3年の追跡というようなことを今説明いただきましたが、せっかく受けた事業者が頑張れるように、ぜひフォローしていただきたいというふうに思います。

続きまして、239ページ、要保護・準要保護児童・生徒の援助の中身についてお尋ねをしたいと思います。

この中では、就学援助費というようなことで、小学校90人、中学校55人という方に援助をしているわけでありますが、これ私の想像でありますけれども、やはりひとり親の世帯が多いのではないかなというふうに感じられるんですが、この援助世帯の家庭環境というものをまず掌握しておられますか。分かれば、小・中学校別に状況をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

就学援助の助成については、まず、申請をしていただくということが原則になっておりまして、学校のほうに申請をしていただくというようなことで、まず、校長の意見を添えて、町のほうに提出していただくというような流れになっております。その段階で、書面でございますが、家庭環境の状況の把握というようなこともできるわけでございますが、ひとり親の人数を申し上げますと、小学校が52人、あと、中学校におきましては55人中34人という状況でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 本当に大変だなというふうに、実感として思うわけでありましてけれども、この決算を受けて、次年度以降、ひとり親世帯を含む援助対象児童・生徒の保護者の支援対策というようなものは今後考えていかれるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

基本的には、当事業につきましては、当初、国庫補助事業で実施をしておりました。その当時の基準により、こういった支給項目というものが定まっていたということで、それを引き続き、国庫補助がなくなって以降も、町の単独費というようなことで、引き続き国庫補助の基準に対応した形で、今現在も支給しているというような状況でございます。

今、議員おただしのおり、準要保護については、生活保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に対する援助でございますので、今現在実施しております準要保護の支援の充実を図るものとするか、あと、また別な形で援助をするかという部分について、いずれ単費でもございますので、財政も含めて、財政的なことも鑑み、今後検討していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そうですね、やはり準要保護の方というのは、ほぼ一般財源と申しますか、町単独でやっていただくものだというふうに、私、認識しているんですけども、この辺の充実、当然ながらお金のかかることでありますので、きちっと財政当局との話もあるわけですが、ぜひこういった支援が受けられるようなことで、引き続き進めていただきたいというふうに思います。

最後に、244ページ、奨学資金の関係でございますが、奨学資金の償還状況を見ますと、この表で見ますと、過年度分の収入済額が15.6%という説明であります。償還状況が非常に危機的な状況にあるなというふうに、私は認識をいたします。

教育委員会として、この状況をどういうふうに捉えるか、まずお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

今ほど、奨学金の滞納状況というようなことで、お話をいただいたところでございますけれども、徴収率が低いということにつきましては、奨学金の運用面、さらには公平・公正という観点から見ても、とても大きな問題であるというような認識をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この厳しい状況、未収入額の理由として償還してもらえない状況を、どうやったらもらえるかというのを含めて、どういうふうに分析をしておられますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

滞納の理由につきましては、生活困窮によるものというのが一番大きいということでございます。例年、滞納の通知と申しますか、催告をする段階で、年2回行っているところなんです。その際に、直接窓口と申しますか、課のほうにお見えになって、納入の相談をするというところで、お話を聞いておるところでございますけれども、生活困窮が一番大きいという内容のほか、中には生活保護になってしまったとか、あと死亡してしまったとか、死亡されて保証人がちょっと連絡つかなくなってしまったとか、あとは破産してしまったとか、様々な事由がございます。しかしながら、滞納対策というようなことで、根気強く、その対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、滞納者に対しましては、先ほど年2回というようなことでお話しさせていただきましたが、催告書を発送する際に、連帯保証人いらっしゃいますので、連帯保証人に対しても、納入の意思がない場合は連絡しますよというようなことで、併せての通知をしているとこ

ろでございます。

こういったことも踏まえて、徴収率といいますか、その部分といいますか、連帯保証人のほうには連絡しないでほしいと、納入するので、そこは勘弁していただきたいというようなことで、徴収率についても、大きな増ではございませんが、微増ではございますけれども、そういった部分で実績が上がっているというような部分がございます。

さらには、今現在の年末残高、今現在あなたはこれだけの残金がありますよというようなことを、全員に対して通知をしておるところでございます。

あと、さらには、これは新規の貸付けをする際なんですけれども、面接を実施しております。これは、借りていることの認識をしていただくというようなことで、今までは、過去において、親が借りて、子供はその認識をしていなかったと、私が借りたお金じゃないというような、そういったトラブルもあったものですから、今は必ず、奨学金を貸付けする際には必ず面接をして、自覚を持っていただくというようなことで、新たなそういった滞納が発生しないような対策を講じているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 大変な状況だなというふうに思いますが、非常に、これによって進学を、非常に助かるということも、本当にこれ事実でありまして、私自身も子供たちに、この奨学金、旧村でありましたけれども、借りたことがあって、非常に助かったなというのが今でも実感であります。

今の基金の関係で、こういった、なかなか未収金が多いというような状況が続いた場合、奨学金制度が破綻してしまわないか、非常に危惧するんですが、今後継続は大丈夫なのかについてお伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今のような返済状況の中で、今後のことを心配されるわけでありましてけれども、私もいろいろ報告は聞いています。今、学校教育課長から答弁させてもらったのが、今の現状でございますけれども、本当に一つ一つがコロナのことが絡むような状況にもなっていますが、今現在の大学生にしても、高校生にしても、大学の場合はそれぞれの差はあるにしても、授業料をある程度減額するとか、そういうことがなされているわけでありましてけれども、そもそも生活どうするかというようなことまで絡むものですから、これは非常に大きな問題だと、今、社会的な大きな問題と、そのようにも捉えています。

じゃ、町がどこまで対応できるかということも、これもまた限度がある話で、全てができる

わけではございません。ですけれども、やはりその人に、人生かかる話なので、町としては精いっぱい対応をしていく、そういう考え方というか、対応が必要だろうと、そのように思っています。

でも、やっぱり、これは全て貸与と、貸すということもあるし、あるいは一部給付、全額給付とか、いろいろ考え方はあろうかと思いますが、やはり限られた財源の中ですので、一定程度の貸与ということは、やっぱり考えざるを得ないのかなと思います。一時的な給付金みたいな考え方はありますけれども、そのようなことで、町としては、今の現状を踏まえた中で、できる限りの対応はしていきたいなと思っています。

国のほうも県のほうも、いろいろ対応は考えているようでございますけれども、町としてどこまでできるかということは、まだ定かな方向性は私も頭の中にはないわけではありますが、これはいずれ必要になるかなと、そのような思いがございますので、町として、国・県の動向を見ながら、この方向性を検討していきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

また、いろんなアイデア、情報がありましたら、お知らせしていただければありがたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 この決算の報告の内容を踏まえて、令和3年度以降、例えば基金の積み増しをするとか、そういうようなことも含めて、対応がありましたら、お伺いをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えをいたします。

今現在、貸与状況のほうでもちょっとご確認いただきたいんですが、(2)の①のほうですね、高校生が12人と大学生が18人、あとは、看護師養成所等で4人というような状況になってございます。過去5年間で見ますと、27年が、高校生の場合ですけれども、22人をピークとして、だんだん減っているというような状況でございます。大学生についても同様でございます。25年が22人であったものが、今のところ18人ということで、大体こういった形で推移をしているというような状況でございます。

なので、今のところ、貸付けする金額よりも返還している金額が多いもんですから、今のところは問題ないのかなというふうに見ておりますけれども、減免の対応と申しますか、が今、看護師としてございます。また新たなものを例えば創設した場合、そういった際には不足してくるかもしれませんので、そういったときに増資というのでも検討していく必要があるのかなと

いうふうに考えてございますが、今のところは特に問題ないのかなというふうに思っております。

○12番 山内 政議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかに。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 事務報告についてお伺いします。

この項目に、主要な施策の成果と見出しにあります。ちょっと私、勉強不足だもんで、これからの質問をちょっとさせていただきます。

施策というのは、この表紙のめくって裏側にありますが、施策体系図で見ますと、政策の基本計画となっていますよね。そうすると、これは事業報告じゃなくて、計画の成果の報告と考えてよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この体系図であります。これについては、振興計画に定められた主要な柱、そして政策、施策とあります。この中で、重要施策については星印でマークされておりますが、この重要な施策はどれだったのかということで表したのが、後ろの事務報告の中にそれぞれ星印で表してございます。

ということで、以前は事務報告だけだったんですが、こういったことで、地方自治法に定めます主要な施策の成果についてはこれですよということで表したものになります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、一般的な概念というか、そういうことから見ますと、成果ということは、数字で表したり、例えば、前年比でこれだけなりましたよと、こういう効果がありましたよというふうになるのが成果だと思うんですね。

例えばです。この重点政策の中で、地域力向上を図りますとか、いろいろありますよね。その中で、移住者の促進と定住支援の充実となっております。それに関連した中で、34ページを見てみますと、これ、イベント数とか相談家族数というのは書いてあるんですよ。それは書いてあるんですよ、イベント何回やりましたとか、相談した家族が何組いましたとか。実際に定住したり、移住した人が何人いるかということが書いていない。そうすると、成果って何なのということになるじゃないですか。

ですので、あくまでも成果だったら、そういうことを書かなくちゃならないんじゃないか

など私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 私からお答えいたします。

まず、決算認定のための書類ということで、主要な施策の成果というのを議会のほうに提出させていただいています。これは、地方自治法第233条の5ということで、地方公共団体の長は、議会の認定に付すために、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を併せて提出しなければならないということになっております。

決算書、これはもう既にお配りになっていると思うんですが、当然数字の羅列ですので、その中で決算の承認をするということは、なかなか議会のほうでは難しいということで、その決算書を補足するという意味で、主要な施策の成果という書類を出しなさいということになっております。

ただし、この主要な施策の成果についての、どういうものを出しなさいというのは決まっておられません。必ず数字で出しなさいとか、そういうことは一切どこにも、施行令、それから法律の中でも記載されておられません。

当町におきましては事務報告を、これも合併時からずっと提出させていただいておまして、必ず数字で成果を記載することじゃなくて、文言で成果を記載して、その中で、議会の中で数字として必要なものがあればご質問いただいて、決算の認定のために資するというように考えておりますので、必ずしも数字、全てでやらなくてはいけないということではないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 大変勉強になりました。

その上でお聞きします。第3次行政改革たいもうというものが令和元年度で終わっていますよね。が期限だったと思います。

会計監査の報告書にもありましたが、さらなる行革の推進を図ってもらいたいという意見書がありましたが、令和元年度で行革たいもうが期限が切れたと。そうすると、その成果というものは、いつ上がってくるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

第3次南会津町行政改革大綱でございますが、これは今年度までが期限になっております。今はまだ第3次の計画中でございます、期間になっております。

現在の進行状況なんですが、今、今年度までの大綱で成果といいますか、それぞれの課の中でどうだったのかという振り返りをやっているところでございます。

あと、今後、行政改革懇談会ということで、それぞれの地域の中から委員さんを今、推薦していただいたところございますので、その中で振り返りを提出いたしまして、次期計画に向けた作業を今進めているところございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、表紙には平成32年度と書いてあったもので、33年度ということ……ということですね。はい、分かりました。ぜひよろしく願います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それでは、2点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

1点目は、決算概要のほうから、簡単明瞭で、たばこ税に関してお伺いいたします。

それから、あと2点目は、事務報告の中の139ページからお伺いしたいと思います。

このたばこ税、私も大変たばこを愛煙しているものですから、常にこの中にたばこ税というものが出てきます。そして、また来月、たばこがまた上がるというような話になっておりますが、簡単にお聞きしますが、私が吸っているたばこがハイライトのソフトなんですけど、これが今度は560円になるということになりますね。そうすると、町に入る銭は、この単価でいくと、どのくらいの税金で入ってくるんですか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

現在、旧3級品とかいう区分がなくなりまして、全てのたばこの銘柄、加熱式とかじゃなくて、普通の紙巻のたばこなんですけど、1本1円値上がりになります。今回の10月1日に1本1円値上がりになりますので、20円値上がりになる予定になっております。ただ、実際に値上げされるのは、昨年の値上げ率とかとの兼ね合いで、全部が全部20円上がるわけではありません。

1本1円のうち、町に入るのは、0.5692円が町に入るような形になります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 そうすると、この0.569円で町の税収がこれだけ上がっているということは、やっぱりたばこをやめている人というのは少ないという判断でよろしいんでしょう

かね。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 たばこ税であります、確実に本数は5%ほど減っております。ただ、ここ数年、毎年1本1円ずつ値上げしておりますので、例えば事務報告でいいますと、前年とほぼ同額、逆に元年度につきましては10万円ほど上がっている、ほぼ同額なんです、その値上げ分がちょうどマイナス5%分を補っているというような形になっております。

あと、申し訳ございません、先ほど申し上げました0.5692円というのはちょっと間違いでありまして、値上げ分は1本1円なんです、現在、1本につきまして5.692円入っているというようなこととなります。ですから、1本1円値上げになって、0.56円町に増えるんではありません、ちょっと間違えました。値上げ前の金額で0.5692円入るというようなこととなります。

ごめんなさい、もう一度整理します。1,000本で5,692円ありますので、現在、1本5.6円いただいているような形になります。それがこの後、ちょっと値上げ後の金額がここに示してありませんが、そのような数字になっております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 突然聞いたもんだから、そういうことなだけけれども、そうすると、やっぱり5.6円分だけが、1本に対して入ってくるという計算でよろしいんですね。

それでは、これも大体分かりましたけれども、2点目のあらかいキャンプ村の管理運営についてお伺いをしたいと思います。

これ、この数字を見ると、元年度は、これは誰もいなかったという解釈でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

139ページの(8)南会津町あらかい健康キャンプ村の管理運営に関して、利用者数と延べ利用者数の合計がゼロというようなことで、こちらにつきましては、この(8)の説明書の米印にもありますように、令和元年度につきましては、土砂災害等の危険性やイノシシ被害などの影響により、利用受入れを休止していたというようなことで、ゼロというような数字になってございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 こういうイノシシが出たと、そういう中で、危険な施設だなというような判断の中から、そうなったと思うんですが、実はこれは、町で一応は条例で、この施設

に対しての保護をしている経過があります。

ただ、去年、おとしです、私のところに、終活同級会だというような言い分をして、八総鉦山の人たちが、あそこに同級会をしながら、自分たちがあそこへ育ったところを見に行ったところ、やっぱりそういう関係で中に入れないという中で、町の施設というものは町民が利用して町の施設でしょうと、これはちょっとおかしいのではないかというような話が私のところへ来ました。それもそうだなと。だけれども、これはやっぱり体の弱い人のためには、そういう施設も必要なんだというようなことで私は話しておきましたが、その後、この間ですね、今回この事務報告はゼロでございましたが、会津の医師会でコロナの関係で会議を持ったときに、ここのあらかいキャンプ村に関する患者さんは、できるだけ北里の大学へ行って、病院へ行ってくださいというような言い方をしていますが、実質、何かあったときに、救急車で病院を訪ねられたときには、非常にその対応に対して困ると。だから、できればこの特別な枠を取って、通常の施設にしてもらったほうがいいのではないかというような話を私、承ってきましたので、できればこれも中で協議して、町の施設の管理運営の中でも、廃止と、それから取壊しというような文言が出てきておりますので、この施設もその中に入れて、ひとつ協議していただきたいと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えいたします。

これは条例に基づいて運営している施設でありまして、そのような話、今初めて聞きましたから、状況も調査した中で、指定管理者もいるわけですから、その辺も踏まえた中で、町として調査をしながら、検討すべきは検討するということで対応していければなと今思いました。

今、本当に初めて聞いた話なので、状況の調査が必要だと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 やっぱり私たちは、町に対して、いろんな施設を造る、そういう中で、入口も必要だから、そういう入口の話を一生懸命します。だけれども、ある程度いろんなところを精査した中で、そういう出口をどこにするんだということも、これは議論の対象になると思うんですね。

だから、やっぱりそういう中で政策を決めていく、そういうものときは、やっぱり入口もあって出口もあるんですよということを加味しながら、これひとつお願いしたいなと思います。

それでは、私、終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

今、議員は例を挙げての質問だと思いますので、町は公共施設いっぱいありますし、いろんな事業もごございますので、その辺もしっかりと状況を検討した中で、今後皆さん方にも、地域にもお諮りするような事案が出てくると思います。そういう中で、私としては、将来の財政の話もごございますし、管理運営の話もごございますので、しっかり踏まえた中で、今後皆さん方にも、また検討した結果を報告させていただきながら、皆さん方にもご判断いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○11番 高野精一議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませぬか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の11番議員のたばこ税について、ちょっと聞いていて分かりにくくなってしまったので、もう一度確認の意味で。

私、以前この数字を見たときに、たばこ税って、たしか税率は、今変わったかもしれない、変わっていたら訂正して、63%、これは国の分と地方の分と合わせたやつが63%でありますから、例えば1,000円であれば630円が税金だと、500円であれば315円ですか。先ほど言われた、例えば500円の場合に、町に入る税収は何割で幾らかという単純な質問なんですけれども、さっき6円とかという、値上げ分ではなくて、1本の今の分、6円というのは約60%ですから、先ほどの話に合うのかと思うんですけれども、単純に500円の場合だったら、国に入る分、町に入る分、そして、たばこ産業に入る分とあると思うんですけれども、それをちょっと説明していただけますか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 申し訳ございません、現在、今手元に資料ございませんので、後で調べて報告させていただきたいと思ひます。

それと、何割というのは、例えば同じ税率であっても、550円のたばこもあれば420円ぐらいのたばこもありますので、何割ではなくて、1本について何円というような課税になっておりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 1本に対して何円というの、1本の値段が違うわけですから、何割というのは変わらないんじゃないんですか、金額が違っても、何割いったら、安いたばこであ

れば、当然500円であれば、さっき言った数字、6割であった場合ですよ。1,000円であったら630円と、私の記憶の先ほどの全体の数字からいうと、そういうふうになってくるので、何割という計算、それはパーセントで掛けるんですから、そこで、安いタバコに対しては、いや、地方税は低くなるんですよ、国税が高いんですよとかということであれば分かりますけれども、今の説明はちょっと分かりませんね。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 先ほど申し上げましたが、旧3級品、例えばエコーであるとか、そういったタバコは、1本当たり4円になっております。町税の分でいいますと、4円になっております。そのほかの、例えばセブンスターであったり、一般のタバコであれば、5.692円になっております、1本当たりですね。

ですから、例えばセブンスター、今はメビウスというんですが、メビウスであっても、もう少し安いキャビンのようなタバコであっても、1本当たりの税額は変わりません。ですから、先ほど言いましたように、分母といいますか、値段が違う場合であっても、タバコ税の金額は、メビウスであってもキャビンでも同じなので、パーセントという表示はちょっとなじまなくて、1本当たり何円というようなことを申し上げたところであります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

1本当たりが幾らということは、結局、以前調べたときは、国・地方合わせて63%という数字が出たんですけれども、それは100円当たりが、例えば先ほど言われたように、1本4円のもの、そして1本5.692円と、そういうふうに差があるということは、単純に何割という話にはならないという理解ですね。

単純に、先ほど言われた560円のうち、町に入るのは幾らかというのは、今資料がないから分からないということであれば、後で教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 事務報告の47ページに書いてある金額を私、今申し上げているんですが、これは町に入る分、町税の分だけでありまして、ちょっと県と国に入る分が今手元に資料ありませんので、お答えできなかったんですが、5.692円のうち幾ら町に入るのではなくて、町に入る分が5.692円ということになります。

以上であります。

○15番 楠正次議員 はい、分かりました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第89号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第90号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第91号 令和元年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算

の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第92号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第93号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第94号 令和元年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第95号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 一般補正の20ページ、商工費の中の3、観光費の22、第三セクターみなみあいづへの出資金についてのことなんですけれども、ちょっとそのことでお伺いします。

昨日の4番議員の質問の中にもありましたが、第三セクターが債務を負った場合、借金した場合ですね、町はそれを負わないというふうに総合政策課長は言われましたが、もしそれが焦げついた場合、一体誰がこれ保証するのかという疑問が残ったんです。

今回も4,000万借入れしていますよね。その債務を今後、このコロナ騒ぎが終息のめどが立たない中で、もし焦げついた場合、100%町が出資している第三セクターの債務を誰が保証するのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

第三セクターに対する支援につきましては、本来、従前から申し上げておりますように、経営の責任というのは、あくまで経営者にあるということになっておりますが、その第三セクター本体が存続の危機になったという場合でございますが、当然、今回のコロナのようにやむを得ない事情ということで、通常の営業活動を行っても、なお経営が難しい、収入をもってのみ経営ができないということになったということが客観的に、議会の皆さんの判断も含めてですが、認められた場合につきましては、町がそこは公的支援を行うということはやむを得ないということで、総務省からの通達も下りてきております。

ですので、4,000万について、仮に借金が返済できないということになりまして、会社自体が存続できないということになった場合については、最終的には町が持つということになりますが、具体的に言いますと、4000万を借りる場合には保証協会の保証がついていますので、そこは保証協会のほうで対応することになるかと思いますが、仮に経営が圧迫しまして、対応できないというときには、最終的には町のということは当然考えられる、誰がということになれば、あるかと思えます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 その責任が、例えば出資金になるのかどうだか分かりませんが、どのような形で責任を負うかということは分かりませんが、いずれにしろ、町が責任を負わなくちゃならないですよ、町が出資していますから。だと思うんです。

もしこれ以上債務が増えた場合、これ、昨日課長が言われたとおり、夕張の例とどうもダブってしまうんですよ、私は。これだけ大きくなって、人口規模が減る一方で、税収が減る一方で。そうした場合に、これ本当に考えていただきたいと私は思います。

その中で、また一方の、これ全員協議会でも言いましたが、同じ観光施設を営業しているほかの指定管理者が相当困窮しています。これに対して、250万のコロナの対策支援金はありま

す。だけれども、焼け石に水ですよ、どこにも足りない。現金でなければ取引できないという状況下に陥っています。それに対しての支援は、どのように考えているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

先日の全員協議会でも説明いたしましたが、今回の株式会社みなみあいづに対する支援につきましては、会社の継続的な経営を図るための支援ということで、出資状況等もお示ししましたとおり、年度内には資金ショートということが想定されるということなので、会社の存続ということを目的として支援するものであります。

当然、ほかの指定管理者につきましても、大変苦しい状況にはあるかと思いますが、そこは、例えば町外の大きな企業であれば、企業の中で対応していただくためのものとなっています。そこへの支援ということではなくて、あくまでも指定管理をしていただいている、感染対策をしていただいている、そこに対する支援ということで、今回の株式会社みなみあいづの支援とは全く別物ということで整理をさせていただいております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私が危惧しているのは住民感情です。同じ観光業の施設の仕事をしています、片方は町からの出資金があって何とかやっつけられる。ところが、ほかの施設の人たちはどうなるか分からない。指定管理が今回、今年で切れる、今年度で切れる。来年度これ、続けられるのかという、その不安の中で仕事をしております。多分、今年中に指定管理は決まりますよね。本当にこのままでいったら、これ、指定管理してもらえなく、継続ができなくなると私は危惧しています。

そうした場合に、そこで働いている町民が、従業員の方が、またどこかに行かなきゃならないんじゃないか、また会社変えられるんじゃないか、こういう話がすごく私の耳に入っています。そうした場合に、私たちは物じゃないよと、町はそれに対してどう考えているのかと、いろいろ聞かれます。そういう住民感情も考えた中で、この第三セクターみなみあいづへの出資金、これをよく住民に理解してもらう必要があるんじゃないかなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、あくまでこのみなみあいづに対する支援については、会社の存続を図るための支援ということでございます。これを存続を図らなければ、前段申し上げましたよ

うに、480人という、町民も含めますけれども、その方々も職を失うということになります。そういう意味も考えての支援ということでございます。

仮に指定管理者の方が撤退して、就業できなくなる方がいらっしゃるということは、それは大変不幸な、不幸といたしますか、残念な話になるかと思いますが、仮にコロナの関係がなくても、指定管理者はあくまで民間の会社ですので、準民間の会社ですので、いつ会社の方針によって撤退するか分からないということはあるかと思いますが。そのたびに撤退しないようにということで、その都度支援をするということは、指定管理制度の中ではちょっと考えられないこととありますので、そこで撤退されて、従業員の方につきましては、それは、また別な方向で、町のほうで手当てをしていくということになっていくのかなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今後の成り行き次第だと思いますが、みなみあいつで働いている人も町民です。ほかの指定管理者の中で働いている人も同じ町民です。ぜひそこで、ここで指定管理、町民に求めたのは町ですよ。こうやって広く、指定管理を民間にまで裾野を広げたの、町の政策の中でやったはずです。私はそう記憶しています。その中で、もともといた従業員が、会社に移ったり、いろいろ町の政策で、そういうふうに移っているわけですから、ぜひ、成り行きはどうなるか分かりませんが、そういう人たちのケアを、万が一のときはよろしく願いしてもらいたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 常に、そういう弱者となる住民の方の立場に立って政策を進めておりますので、そういう場合につきましても同様に、これからも続けていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 すみません、補正20ページの18節の負担金についてお伺いしますが、この中における、南会津に泊まって応援キャンペーン事業補助金というのがありますが、大丈夫ですか。

それでは、今政府でG o T oキャンペーンと、それから、福島県でやっているものの宿泊券と。これは町で新たに出す宿泊券の補助金なのかどうか伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、こちらにつきましては、町独自の助成制度というようなことで、国のG o T oトラベルですとか県の県民割、これとは別な形での制度ということになります。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 昨日おととい、私、湯野上のほうへ行って、ちょっと話聞いてきたんですが、今、湯野上で宮様も泊まったホテルが、毎日稼働率が8割で区切っているんだと、10割は入れないと。人が足りなくて、従業員が足りなくて、それ以上は入れることはできないということで、高級なホテルほど、お客が物すごく入っているんですよ。

そうすると、今の話の中で、町が独自でやりますよと、そうなった場合は、国と県と町のを合わせて、その料金を使うことはできるんですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

国のG o T oトラベルにつきましては、都道府県ですとか市町村の、そういった独自の支援策との併用が認められておりますので、G o T oトラベルと町の政策を両方合わせた形で宿泊というのは可能です。

ただ、県の県民割につきましては、そういった国ですとか市町村の制度と併用は駄目ですよというような決まりになってございますので、県民割との併用はできないというような形になります。

以上です。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これも、南会津の施設をどうにかコロナから守って、皆さんで利用していただきたいというのが町の施策の一つだと思うんですが、できればこれを、そういう施設の中に人を送り込むという話なものですから、できるだけ、今不思議なもので、安いところに行かないのな。みんな安くして、料金が3,000幾らで済むんですよというところよりは、どうしても高いところへ、ふだん行けないところに今行っていると。そういう整合性がなかなか取れないものですから、できればこれ、早く言えば、今は婦人会なくなっちゃったけれども、そういう形の団体とか、そういうもの、老人会とか呼びかけて、どんどん低額料金で行ってもらうように、やっぱりこれ指導してもらわないと、そういうのを分からなかったと言われたいような一つの施策にしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今、議員おただしにありましたように、テレビ等拝見しますと、高級な宿と、あと県であったり市町村との併用が可能で、より自己負担の少ないところに人気集中して、予約が集中しまして、それ以外のところには、あまりG o T o トラベル等の恩恵がないというような報道等も私も見てございます。

昨日、9番、大桃議員の一般質問での答弁もありましたように、今のところ、町内の宿泊業者の方々に電話等で問合せしましたところ、今、議員おただしのような、人手が足りないですとか、そういった状況については、まだ町のほうでもお聞きしておりませんので、もしそういった相談等があれば、町のほうでもいろいろ対策のほう講じてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○11番 高野精一議員 はい、了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませぬか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は、一般補正の19ページの款項は商工費、目は商工振興費のふるさと産品応援プロジェクト事業、そして、ページ20の款項は商工費、目は観光費の泊まって応援キャンペーン、今、高野議員が質問した内容と若干ダブるところあると思うんですが、それらと、あともう1点は、ページ20の款項は商工費、目は観光費、節の負担金、補助及び交付金のところで、それについてちょっと質問をいたします。

まず、1点目、ふるさと産品応援プロジェクト事業で、町内産品の割引販売や送料補助等を展開、ふるさと産品応援の機運を高める、新たな関係人口の創出を図るということで、一応全員協議会で説明をいただきました。

この事業は、以前にも提案をされ、送料無料事業が実施されたんですが、個人が栽培したものをこの補助制度を利用して送るなど問題が生じ、中止となった経緯があるというふうに私は認識をしています。今回、導入に当たっては、どのような検討をされて導入とされたのか、まず1点、お伺いいたします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

今、議員からおただしのありました内容につきましては、平成21年度から平成26年度まで実施しておりました新物流システム構築事業の関係かと思っておりますが、こちらにつきましては、議員からお話ありましたように、特産品のPRとか、そういった販売の拡大、こういったものを目指しまして、町内のお店で買ったもの、こちらを500円という一定の料金で全国に配送する

というような内容になっていたんですが、例えば衣料品であったりですとか、そういった特産品とかに関係ないもの、こちらについても、何かその中に1品でも購入したものを入れれば送っていいんだろうというような形で実施されていたと。

あと、町民の利便性の向上のために、やっぱりそれを宅配業者の営業所等に持込みですと、遠くて大変だというようなこともあって、取次店というんですかね、取扱店というのを募集いたしまして、一般の方々でもそこに持っていけば、宅配業者が集荷に来て送れるというふうにしていたもんですから、そうしますと、ガムテープで段ボールとかを荷造り終わった状態で持ってくるので、中にそういった特産品が入っているのかとか、そういった確認ができないというような、いろいろな問題がありまして、あと一部の運送業者の方からも、申し訳ないんですけども、社内規程にちょっと反するので、この事業から撤退させていただきたいとか、そういう申出もありまして、議員からお話もありましたように、ちょっといろんな事情があって、事業が廃止になったというような中身でございます。

今回のふるさと産品応援プロジェクトにつきましては、そういった反省点も生かしながら、対象施設で購入したものを送る分について、送料を2,000円以上の購入に対して無料にするということです。自分が例えば栽培した野菜ですとか米とかを、これも一緒に入れてくださいとか、何か一つでも買うからそれを、無料になるんだよねというようなものについては対象にしないというような考えであります。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこれについては、何かいい事業が、逆に町民間の中で不公平感というふうに出るような形になってはやっぱり困るわけですから、今回もコロナ対策という一環でやりますので、ぜひそここのところは、十分に対応方、各参加している事業者なり、あとは道の駅、そういうそれぞれの施設にちゃんと徹底を図っていただきたいというふうに思います。そして、それが実のあるような形になるように頑張っていただければというふうに思います。

それで、新たな関係人口の創出を図るという中身について、どのようなイメージを持たれているか、それを説明していただけないでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、例えば友好都市とか、あとは、友好都市まではいってなくても交流している市町村であったり、団体だったり、いろいろあるかと思っております。あと、ふるさと納

税を納めていただいている方とかですね。そういった方々に対して、それらの事務局の方であれば、住所とか氏名とか、そういった情報をお持ちだと思いますので、そういった窓口となっているところに、こういったチラシとかを作成する予定でありますので、ダイレクトメールとか、あとはメールアドレスとかが分かれば、そういったPDFファイルとかを添付して、そういったところに、こういったものを販売しているのでぜひ購入してくださいというような案内をして、そちらの方々についてはECサイトのほうに誘導して、購入していただく。

また、観光客で道の駅等を訪れていただきました旅行者の方々ですとか、あとは町民の方々については、その施設のほうに行ってください、2,000円以上購入したものについて、息子さん、娘さんだったり、お孫さんのところに、帰ってこれないから、南会津のこういったものを食べてくださいというようなことでお送りして、おいしかった、また買いたいという場合に、新たなそういった注文に結びつけたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 じゃ、次に入らせてもらいます。

南会津に泊まって応援キャンペーン事業、今回、宿泊割引クーポン券で3,000円、地元で使用できる商品券2,000円ということで、合計5,000円の発行するというふうに説明を受けていますが、この宿泊クーポン券を、前回のイメージというのは2,000円、だったら何で3,000円にされたのか、何か理由というのはあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

前回の4,000円につきましては、少雪対策のときにも宿泊割引2,000円、クーポン券2,000円で、合計4,000円というような内容で実施しておりましたので、それと同額という形で実施をしたんですけれども、それ以後、新聞とかで毎日、ほかの市町村等でもそういった割引とかをやっている中を見ますと、5,000円というのが多くて、4,000円ですと、ちょっとなかなか誘致しにくいのかなという部分もございまして、なおさら昨年度、少雪で冬期間の観光客の方がかなり激減したということもございまして、今年は積極的に、スキー場にも来ていただくというような機運を高める意味で、ちょっと3,000円に値上げをして、誘客を図ろうというふうに考えたところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、今、課長のほうから発言ありましたように、この宿泊割引クーポン券と、あと会津高原4スキー場の誘客促進強化事業というのを、やっぱりドッキングさせ

ながらやってはどうかというふうに思いますが、このセット利用というのは可能でしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

まず、会津高原4スキー場誘客促進強化事業補助金、こちらにつきましては、全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、スキー場と、あとタクシー、スキー場間とか駅からスキー場に行くまでのタクシー料金に使える50%のプレミアム付のエールチケットというような中身になっておりますけれども、こちらは、例えば1,000円であれば、1,500円の利用ができるというような中身になるわけなんですけど、こちらを使って、スキー場での、例えばお昼を食べたりですとか、スキー場で売っている物産品を買っていただいたりですとか、スキースクールとか、レンタル用品とか、こういったものには使えるんですけど、このエールチケットにつきましては、宿泊料金ですとか、そういったのには利用できない。さらに、シーズン券とか、1日券とか、そういったものの購入には使えないエールチケットというような中身になってございます。

南会津に泊まって応援キャンペーン事業補助金、こちらにつきましては、宿泊する場合は3,000円の割引、さらにクーポンの2,000円なんですけれども、この2,000円は、スキー場の中のお昼ですとか、そういったものに使えるというふうにしてしまいますと、町内のガソリンスタンドですとか、物産品を販売しているところすとか、そういったところに恩恵といいますか、効果が及ばなくなってしまうので、スキー場内についてはエールクーポンが使えるので、この泊まって応援キャンペーン事業のクーポンについては、スキー場内では使えないというような形にするというふうなことで考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応これについても、ぜひ、冬場の関係で、宿泊の助成はスキー場でも利用できるんですね。だから、そういうことをやっぱりタイアップしながら、ぜひ集客の、やっぱり土台につなげてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、今回の先ほどの株式会社みなみあいづへの特別支援金出資金というのを、今回、負担金なり特別支援金出資金ということで計上していますが、令和2年度末時点で、新会社スタート時の2億2,000万の保有資金に戻る計画というふうになるということで、全員協議会の中で説明をされたんではないかというふうに思います。

現状を見ますと、団体客や研修旅行、そして合宿誘致等がほぼ望めない状況にあるというの

は、まさに私自身も事実だろうというふうに思います。今回出された収支計画の達成も、実際のところ、令和2年度が収支計画としてのそれらも出されたわけですが、その達成も容易ではないのではないかというふうに考えますが、どのような企業努力を考えて、あの数字が出てきているのか、それらについてお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

全員協議会でお示しをしました令和2年度の総売上げ、計画が約18億、それに対して、コロナの影響を受けまして、約9億ということで半減するというご説明をさせていただきました。

当初の見込みの18億につきましては、昨年度からの統合に向けた幹事会、協議会、その中で財政シミュレーション、これを作成しました。そこは、スキー人口やレジャー傾向などの社会情勢を踏まえて、合併によるスケールメリットによる合宿、教育旅行の誘致が増大するような見込みを、過去の経過から踏まえて作成した計画でありました。

今回、議員おただしのお通り、教育旅行や合宿等々がほぼほぼキャンセルということで、大幅な減少ということになりましたので、その内訳については、資料の最終ページのほうに、減った数と単価等を掛けてはじき出した金額ということで、そこは、減少する分については正確に、ほぼ見込みどおりの減少案になるのではないかなということで掲載しております。

おただしのような企業努力、会社自助努力はどの程度あって、どういうふうな加味をされているのかということでございますが、私どもこれまで、5月連休明けから、会社と十数回になるかと思いますが、社長、役員、それから町のほうも副町長も含めて、経営状況について調査をして、また協議をしてまいりました。その中での自助努力ということでございますが、今回、首都圏関係の教育旅行が全面キャンセルとなりましたので、今回、ターゲットを県内に移すということで、県内と隣県ですね、こちらに移すということで、教育旅行については、今までになかったような県内のいわき市だったり郡山市、それから新潟、山形、これらにアタックしまして、直近ですと、少ないですが500名を確保できたというような報告を受けております。

さらには、今ほどから出ていますG o T oキャンペーンでございますが、こちらについても、株式会社みなみあいつの指定管理を受けている宿泊施設6か所ありますが、こちらを全て登録いたしまして、ウェブでの公開やらダイレクトメールの作成、それからチラシを作成し、友好都市であるさいたま市、今後、東京も解除になりますので、当然、台東区とかにもアタックをしまして、来ていただくというような方向を進めているというふうに聞いております。

あと、それから、リバティ関係でございますが、これまでリバティを利用した誘客ツアー、首都圏からのお客さんをお呼び込むということで、かなり効果を発揮しておりましたが、これもほぼほぼ対応できないということになりましたので、ここを今度、県内ツアーということで、リバティをちょっと切り離しまして、県内の方に一般客のツアーというものを新たに開始しました。これも、福島市発着、郡山市発着ということで、新たな企画を設けまして、県内に重点を置いた誘客ということで進めているということで、話を町とも協議をしているところでございます。

取りあえず、こういう県内、隣県におきまして誘客を始めまして、まずコロナの安全性、これを南会津としての安全性、5つの安全性をPRしまして、徐々に今後は首都圏に拡大していくというようなことも想定されているということで、全て町内の管理している宿泊施設を利用しながら、売上げ増を目指していくということでございます。

そのほか、たくさん計画はございますが、主なものとしては以上ということで、町のほうでは把握をしております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 いろいろ本当に、何というんだ、想像がつかないコロナウイルス禍での一応対策ということで、数字も大分きつめの中で、一応数字を検討されているというのも前にも聞きましたけれども、ぜひそれらについて、絶えず打合せを今後もしながら、その数字のやっぱり着実な達成に向けて、最大限の努力をお願いしたいなというふうに思うところでございます。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかに、このところで質問を準備している方、何人ございますか。

〔「まだある」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 分かりました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。昼食休憩にします。

午後1時より再開をしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

税務課長。

○馬場純也税務課長 午前中の一般会計決算認定の中で、15番議員の質問に対し、手元に資料がなくてお答えできませんでした町税以外のたばこ税と、その占める割合についてお答えいたします。

分かりづらいので、全て現在の金額と、1箱20本当たりで説明をしたいと思います。

まず、国税であります。たばこ税とたばこ特別税を合わせまして132.44円、県税が18.60円、町のたばこ税が113.84円になります。

それで、割合であります。400円から550円程度、定価の幅がありますので、代表的な490円で割合を出してみたいと思います。490円のうち、23.23%が町に入ります。全体の税負担は309.42円で、たばこの中の63.1%が税金になるということになります。

それと、その前に、11番議員にお答えしました10月1日の値上げ後のことにつきましては、税金分の値上げは1箱20円ありますが、その値上げのうち8.6円が町に入ることになります。

以上、説明をさせていただきました。

○室井嘉吉議長 それでは、引き続き質疑を行います。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 それでは、19ページ、6款1項2目18節、金額は少ないんでありますけれども、この部分について若干聞かせていただきたいと思います。

この狩猟免許取得の補助ですけれども、狩猟免許の種類及び予定人数を伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の50万円分の狩猟免許の取得の種類でございますが、まず第1種猟銃ということで、銃の部分でございます。人数につきましては、1人10万円ということで、5人分でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 この5人というのは、地域別には4地域平均しているのか、それとも、把握されていれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の5人につきましては、南郷分隊が1人、田島分隊が今のところ3人、これから出てくるであろう伊南の方が1名という形になっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

全体に、銃の免許を持っている人というのはどのくらいいるんでしょうか、分かりますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

銃全体の人数というのは、現在把握はしておりません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 事務報告にもありました、捕獲頭数が害獣だけで1,000頭近い数字が書いてありましたけれども、それらの処分は、銃によるものがほとんどなんだろうと思うんですけれども、この処分は銃以外でも可能なんでしょうか。関連でお聞かせいただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

鳥獣の処分につきましては、やはり銃が一番多い状況ではございますが、銃を持たない、わな等の資格者につきましては、鉄筋等を持ちまして撲殺をするということもございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 その辺も、撲殺等々、やっぱりなかなか危険だというふうに思いますから、銃を持った人が、それは銃殺というか、それが好ましいのかなというふうに思います。捕獲頭数を増やす、そんな中で、そういう事故が起こったりするとやっぱり危険です。わなにかかっても、隣のベテランにお聞きすると、結構外れたりとか、逃げられたりとかというようなこともあるそうなので、わなにかかったものも銃で適切な処分を推進したほうがよろしいと思えますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

やはり、先ほど議員のおただしのおり、撲殺については危険だということが付きまといますので、狩猟者につきましては、やはり町のほうに、今現在、今度、電気関係で刺殺ができるということで、電気ショックを今準備しているところでございますので、そういったものをレンタルしながら、さらには銃で仕留めるというふうにしていただきたいなど、周知をしていき

たいなと考えております。

○15番 楠 正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございますか。

12番、山内 政君。

○12番 山内 政議員 一般補正の24ページ、教育費であります。この中に小学校費、中学校費で共通にあります新型コロナウイルス感染症対策で、校舎網戸設置工事がそれぞれ上がっております。

これは提案でございますけれども、ぜひ、学校区内の小さな工務店も含めた、できるだけ地域の業者が仕事できるようなことの方策で、ぜひやっていただきたいという提案でございますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えをいたします。

当初の見積りをいただく際は、細かく業者さん、地元の業者さんからいただいている部分あるんですが、あくまでも、面積といいますか、規模に応じて、金額がそれなりに大きくなってしまふ部分がございます。そうしますと、当然のことながら、入札で行わなくてはいけないというような場合になりますと、指名参加願が出ていないと、その対象にならないという部分がございますので、小さなといいますか、全て地元の業者さんをお願いするというのは、ちょっと困難な部分も出てくるかと思えます。

○室井嘉吉議長 12番、山内 政君。

○12番 山内 政議員 これ、提案するのは、一つは、地域の工務店さんの仕事が回るようにということもあるんですけれども、実際に修理を頼むときには地元を頼むわけですよね。最初のおいしい仕事を大きいところでやって、小さな仕事を地元というのは、あまりにも都合よ過ぎるなというふうに思いますので、そのシステム上の話は分かりましたけれども、ぜひその辺を配慮していただくようなことで、再度提案したいと思えます。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

基本的に、学校単位での発注というようなことで考えてございます。規模によっては、それに対応できればというふうには思っておりますけれども、取りあえず、そういったことでご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからも答弁させていただきたいと思います。

今、12番議員からおっしゃられたことは、コロナ対策の建設業のほうからも同様の意見がありまして、できれば地元の工務店に下ろせるやつは、なるべく下ろしてほしいというような話がありました。

今回、9月の補正予算にも、もろもろ小さな修繕希望を上げておりますので、入札という一つの縛りはありますが、それ以外でできる部分については、なるべく地元の業者さんに発注できるようなことは検討していきたいと、このように思います。

○12番 山内 政議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第96号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第97号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和2年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、令和2年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、委員長の報告を求めます。

総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 総務委員長の湯田哲です。

ただいまの陳情につきましては、今回の第3回定例会において総務委員会に付託されたもので、委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

令和2年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、令和2年8月28日、南会津町田島字後原甲3531番地1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会、議長、渡部盛男氏から提出されたものであります。

この陳情の趣旨は、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなるニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保とこれに見合う地方財政の確立を目指す必要がある中、一般財源総額の増額分の保育料無料化など、国の政策に対応した結果であります。特に、業務改革の取組等の成果を算定するトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の縮小につながるものが危惧される地方交付税制度の根幹を揺るがしかねません。

本来、必要な公的サービスを提供するため、財源面も負担するのが地方財政計画の役割です。単に財政再建目標を達成するためだけに歳入歳出の削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2021年の政府予算の地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政ではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府機関にこの意見書を提出するものであります。

当委員会におきましては、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしま

した。議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員会委員長の報告といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は庁内放送でお知らせをいたします。

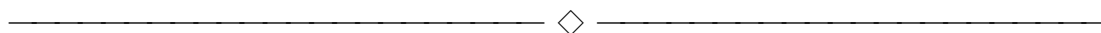
議会運営委員会の方にお知らせを申し上げます。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は中会議室2にお集まりを願います。

以上でございます。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時41分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど、委員会提出議案3件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、

議題とすることに決定をいたしました。



◎委員会提出議案第4号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記。

提案理由。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持など、より多く、また複雑化した行政需要への対応が求められています。

しかし、現実に公的サービスを担う人材の不足は深刻化しており、疲弊する職場実態がある中、近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済状況が不透明さを益々強め、深刻な地方税収の落ち込みも危惧される中で、住民サービスの維持、提供は難しさを増しています。

くわえて、福島県は、東日本大震災からの復興も進められる中、去年の台風被害の復旧もままならない状況にあり、県内自治体を益々逼迫させています。

2020年度の地方財政計画の一般財政総額は63兆4,318億円となり過去最高水準となりましたが、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財源需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

よって、地方財政の充実・強化を強く求める意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済再生）、内閣府特命担当大臣（1億総活躍、地方創生）。

意見書は別紙のとおりです。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第5号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、地方の安定的な財政運営のため地方財源確保を求める意見書を提出するものです。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済再生）、内閣府特命担当大臣（1億総活躍、地方創生）。

意見書は別紙のとおりです。

○室井嘉吉議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第6号の上程、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第3、委員会提出議案第6号 特別支援教育の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 文教厚生委員長の大桃英樹です。

私から、ただいま議題となりました特別支援教育の充実を求める意見書につきまして、提案理由の説明を行います。

文教厚生委員会ではこれまで、特別な支援を必要とする子供たちの状況について、幼児期から義務教育期、そして、社会に出てからの暮らしという視点で調査を行ってまいりました。

特別な支援を必要とする児童・生徒数は全国的に増加傾向にあり、南会津町においても同様の状況にあります。近年の特別支援教育は、障害者の権利に関する条約の批准によるインクルーシブ教育システム、これは障がいのある者とない者が共に学ぶこと、その共生の学びのシステムについて理念を示したものです。このインクルーシブ教育システムの構築と共生社会の形成を目指し、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供し、地域との連携による取組を推進していくことが求められております。

南会津町では、幼児期から各種保健事業、障害児支援事業、特別支援教育支援員配置事業等により、早期発見、早期療育、そして、適切な教育環境の整備に努めております。しかし、南会津地方においては特別支援学校がないことから、1時間以上の通学を保護者の負担によって行っている児童・生徒や、親元を離れ、他地域の特別支援学校に通学する児童・生徒がいる状況にあります。

福島県のデータによりますと、平成29年度現在で、8名の南会津町の児童・生徒が他地区の施設に入所している状況にあります。なお、郡内におきましては15名とのことです。

福島県では、平成29年12月に第二次福島県特別支援学校全体整備計画を定め、南会津地方の今後について、南会津地区に居住する障害のある児童・生徒が他地区の児童・生徒同様に地域

の特別支援学校で学ぶことをはじめ、南会津地区の特別支援教育の充実を図る観点から、通学制特別支援学校を設置するとしておりまして、開校目標も具体的に平成30年代半ばとするとしております。

特別な支援を必要とする児童・生徒が生まれ育った地域で学び、そして暮らしていくために、南会津地方における特別支援学校の設置は急務であることから、特別支援教育の環境充実を強く求めるものです。

具体的には、特別支援学校の設置として、南会津地方の児童・生徒が通学可能な学校を設置すること、また、通学の手段の確保として、南会津地方は広大な面積があるので、通学できるようスクールバスの運行と併せ宿舍を設置すること、この2つを強く求める意見書を提出するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、議員の皆様には慎重審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 川 島 進

署 名 議 員 山 内 政